

香港
特許(一般)規則
第 514C 章
2020 年 7 月 9 日改正

目次

第 1 部 序

第 2 条 解釈

第 2A 条 所定の様式

第 1A 部 発明者の記載

第 2B 条 請求

第 2C 条 反対陳述書

第 2 部 再登録による標準特許

第 1A 節 新規性

第 2D 条 条例第 11A 条に基づく博覧会及び会議

第 1 節 標準特許(R)を出願できる者

第 3 条 条例第 13 条(1)(a)又は(b)に基づく登録官への付託

第 5 条 条例第 13 条に基づく命令

第 6 条 条例第 13 条(5)に基づく授權

第 7 条 条例第 14 条(5)に基づく登録官に対する付託

第 2 節 指定特許出願の記録請求

第 8 条 条例第 15 条に基づく指定特許出願の記録請求

第 9 条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類

第 10 条 発明の先の開示に係る詳細

第 11 条 猶予期間

第 12 条 書類の寸法及び体裁

第 13 条 陳述書, 反対陳述書及び証拠の様式

第 14 条 登録官による受領証の交付

第 15 条 条例第 16 条に基づく国際出願に基づく指定特許出願の公開日

第 16 条 条例第 18 条に基づく審査に続く通知

第 17 条 記録請求における欠陥の補正

第 18 条 条例第 22 条に基づく分割指定特許出願の記録請求

第 3 節 登録及び付与請求

第 19 条 条例第 23 条(1)に基づく指定特許の登録及び付与請求

- 第 20 条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類
- 第 21 条 猶予期間
- 第 22 条 登録官による受領証の交付
- 第 23 条 条例第 25 条(1)に基づく審査に続く通信
- 第 24 条 登録及び付与請求における欠陥の補正
- 第 25 条 条例第 28 条に基づく出願の回復請求の通知
- 第 26 条 条例第 29 条に基づく権利回復の申請

- 第 4 節 特許付与前の標準特許出願についての規定
- 第 27 条 条例第 31 条に基づく標準特許出願の補正
- 第 28 条 条例第 33 条に基づく標準特許出願の維持
- 第 29 条 維持書類における欠陥の補正及び疑義の除去
- 第 30 条 取下とみなされる標準特許出願の通知
- 第 31 条 条例第 34 条に基づく標準特許出願の回復

第 3A 部 独自付与による標準特許

第 1 節 新規性及び優先権

- 第 31A 条 条例第 37B 条に基づく新規性を損なわない開示
- 第 31B 条 条例第 37D 条に基づく優先権の回復
- 第 31C 条 条例第 37E 条に基づく優先権主張
- 第 31D 条 分割標準特許(0)出願の優先権主張

第 2 節 出願権

第 1 款 出願できる者に係る疑義に関する登録官に対する付託

- 第 31E 条 解釈
- 第 31F 条 付託
- 第 31G 条 反対陳述書
- 第 31H 条 証拠

第 2 款 登録官又は裁判所により発出された指示に係る登録官への申請

- 第 31I 条 条例第 37I 条(4)に基づく登録官への申請

第 3 款 条例第 37J 条(2)に基づく新たな標準特許(0)出願及び条例第 37K 条(2)にいう現存する標準特許(0)出願

- 第 31J 条 条例第 37J 条(2)に基づく又は条例第 37K 条(2)にいう命令に係る出願人及びライセンスンシーに対する登録官の通知並びに条例第 37K 条(5)(b)に基づくライセンス請求

第 4 款 発明の実施を継続し又は発明を実施するライセンスに係る登録官に対する付託

- 第 31K 条 付託

第 31L 条 反対陳述書

第 3 節 標準特許(0)出願

第 31M 条 条例第 37L 条に基づく標準特許(0)出願

第 31N 条 説明

第 31O 条 説明にいう図面

第 31P 条 要約

第 31Q 条 書類の寸法及び体裁

第 31R 条 陳述書, 反対陳述書及び証拠の様式

第 31S 条 クレーム

第 31T 条 条例第 37L 条(3)(c)に基づく陳述書

第 31U 条 登録官は書類の受領証を交付すること

第 31V 条 条例第 37M 条に基づく最小限要件の審査後の通知

第 31W 条 条例第 37M 条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願の引用の要件

第 31X 条 条例第 37N 条の適用上の提出

第 4 節 標準特許(0)出願の方式要件に関する審査及び公開

第 31Y 条 方式要件に関する標準特許(0)出願における欠陥の補正

第 31Z 条 標準特許(0)出願の公開の時期

第 31ZA 条 第三者による意見

第 5 節 標準特許(0)出願の実体審査及び標準特許(0)の付与

第 31ZB 条 解釈

第 31ZC 条 実体審査請求

第 31ZD 条 審査通知

第 31ZE 条 審査通知に対する応答

第 31ZF 条 更なる審査通知

第 31ZG 条 更なる審査通知に対する応答

第 31ZH 条 仮拒絶通知

第 31ZI 条 再審査請求

第 31ZJ 条 再審査見解書

第 31ZK 条 再審査見解書に対する応答

第 31ZL 条 更なる再審査見解書

第 31ZM 条 更なる再審査見解書に対する応答

第 31ZN 条 最終拒絶通知

第 31ZO 条 関係する審査要件の遵守時の実体審査の継続

第 31ZP 条 標準特許(0)の付与及び公開

第 6 節 付与前の標準特許(0)出願に関する規定

第 31ZQ 条 解釈

第 31ZR 条 条例第 37B 条(2)(b)(i)に基づく新規性を損なわない開示に係る主張

- 第 31ZS 条 条例第 37Z 条に基づく分割標準特許(0)出願
- 第 31ZT 条 条例第 37ZA 条(1)に基づく付与前の標準特許(0)出願の補正請求
- 第 31ZU 条 条例第 37ZD 条(1)により適用される条例第 28 条(1)及び(2)に基づく標準特許(0)出願の回復を請求する通知
- 第 31ZV 条 条例第 37ZD 条(1)により適用される条例第 29 条(1)及び(2)に基づく標準特許(0)出願に係る喪失した権利の回復申請
- 第 31ZW 条 条例第 149 条(2A)に基づく微生物の使用を必要とする発明の標準特許(0)出願に関する要件
- 第 31ZX 条 ヌクレオチド及びアミノ酸配列に係る発明の標準特許(0)出願における配列表に関する要件

第 4 部 付与後の特許に係る規定

第 1 節 標準特許

- 第 32 条 標準特許の更新
- 第 33 条 失効した標準特許の通知
- 第 34 条 条例第 40 条に基づく失効した標準特許の回復
- 第 35 条 条例第 43 条に基づく標準特許の補正
- 第 36 条 条例第 43 条及び第 44 条適用上の指定特許庁における異議申立又は取消手続
- 第 37 条 条例第 44 条に基づく標準特許の取消

第 2 節 特許一般

- 第 38A 条 特許付与後の明細書の補正申請
- 第 38B 条 異議申立通知
- 第 38C 条 反対陳述書
- 第 38D 条 登録官による指示
- 第 38E 条 登録官による最終決定
- 第 38F 条 条例第 46 条(3)(a)又は(7)(a)に基づく補正の公開
- 第 40 条 特許の権利放棄
- 第 41 条 条例第 49 条に基づき公の秩序又は道徳を根拠として特許を取り消す登録官の権限
- 第 41A 条 条例第 55 条(4)又は第 56 条(2)にいう命令が発せられる場合に登録官は旧特許所有者等に通知すること

第 5 部 特許及び出願の所有権；登録

- 第 42 条 特許に関する送達宛先
- 第 42A 条 送達宛先の不提出
- 第 43 条 登録簿の記入
- 第 44 条 条例第 13 条(1)又は条例第 37H 条(1)に係る記入
- 第 45 条 名称又は住所の変更
- 第 46 条 特許及び特許出願に係る取引等の登録
- 第 47 条 登録簿又は登録関係の提出書類における誤記の訂正の請求

第 48 条 条例第 146 条に基づく特許及び出願における誤記の訂正

第 50 条 登録簿の閲覧

第 51 条 登録官が提供する証明書及び写し

第 52 条 裁判所による命令又は指示

第 6 部 職務発明

第 53 条 条例第 58 条に基づく出願期限

第 6A 部 単一の発明概念

第 53A 条 単一の発明概念

第 7 部 特許の取消

第 54 条 条例第 91 条(1)(i)の適用上の指定特許庁における所定の異議申立又は取消手続

第 8 部 手続言語；真正な正文

第 56 条 登録官に対する手続言語

第 56A 条 第 56B 条及び第 56C 条に係る一般規定

第 56B 条 条例第 37E 条(1)，第 37M 条(3)(c)(ii)，第 111 条(1)及び第 114 条(3)(c)(ii)に係る言語要件

第 56C 条 条例第 37N 条(5)及び第 114A 条(5)に係る言語要件

第 56D 条 登録官は翻訳文の正確性に関する証拠を要求することができる

第 57 条 条例第 106 条(3)に基づく訂正された翻訳文の提出

第 9 部 短期特許

第 1 節 短期特許の出願

第 58 条 条例第 113 条に基づく短期特許付与の出願

第 59 条 説明

第 60 条 図面

第 61 条 要約

第 62 条 書類の寸法及び体裁

第 63 条 陳述書，反対陳述書及び証拠の様式

第 64 条 クレーム

第 65 条 出願人が発明者又は単独発明者でない場合の手続

第 66 条 登録官による受領証の交付

第 67 条 条例第 114 条に基づく最小限要件の審査後の通知

第 67A 条 条例第 114 条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願の引用の要件

第 67B 条 条例第 114A 条の適用上の提出

第 2 節 短期特許出願の方式要件に関する審査

第 68 条 方式要件に関する短期特許出願における欠陥の補正

第3節 短期特許付与までの手続及び短期特許付与を含む手続

- 第68A条 調査報告の提出期間及び出願手数料又は公告手数料の納付期間の延長
- 第68B条 条例第110A条に基づく優先権の回復
- 第69条 条例第111条に基づく優先権主張
- 第69A条 分割短期特許出願の優先権主張
- 第70条 条例第109条(b)に基づく新規性を損なわない開示に係る主張
- 第71条 調査機関
- 第72条 調査報告の内容
- 第73条 条例第149条(2A)に基づく微生物の使用を必要とする発明の短期特許出願に関する要件
- 第73A条 ヌクレオチド及びアミノ酸配列に係る発明の短期特許出願における配列表に関する要件
- 第74条 条例第116条に基づく分割短期特許出願
- 第74A条 条例第109条(a)に基づく新規性を損なわない開示に係る主張
- 第75条 条例第120条(1)に基づく付与前の短期特許出願の補正請求
- 第76条 条例第123条に基づく短期特許出願の回復を請求する通知
- 第77条 条例第123条に基づく短期特許出願に係る権利回復の申請
- 第78条 条例第125条に基づく国際出願を基礎とする短期特許出願

第4節 付与後の短期特許に係る規定

- 第79条 短期特許の更新
- 第79A条 第三者による意見
- 第80条 失効した短期特許の通知
- 第81条 条例第127条に基づく失効した短期特許の回復

第5節 短期特許の実体審査

- 第81A条 解釈
- 第81B条 実体審査請求
- 第81C条 登録官は更なる情報及び詳細を要求することができる
- 第81D条 審査通知
- 第81E条 審査通知に対する応答
- 第81F条 更なる審査通知
- 第81G条 更なる審査通知に対する応答
- 第81H条 仮取消通知
- 第81I条 再審査請求
- 第81J条 再審査見解書
- 第81K条 再審査見解書に対する応答
- 第81L条 更なる再審査見解書
- 第81M条 更なる再審査見解書に対する応答
- 第81N条 最終取消通知

第 810 条 関係する審査要件の遵守時の実体審査の継続

第 6 節 付与後の短期特許の補正

第 81P 条 条例第 127B 条(1) (b) 又は第 127D 条(3) (b) に基づく付与後の短期特許の明細書の補正請求

第 81Q 条 異議申立通知

第 81R 条 反対陳述書

第 81S 条 登録官による指示

第 81T 条 条例第 127E 条(2) (c) に基づく登録官による決定

第 81U 条 条例第 127E 条(2) (a) 又は(4) (a) に基づく補正の公開

第 81V 条 登録官は第 9 部第 5 節の手續に従うこと

第 12 部 審理及び代理人

第 82 条 登録官の裁量権

第 82A 条 第 38C 条(6) 又は第 81R 条(6) にいう請求

第 83 条 公開審理

第 84 条 パートナーシップ、会社及び団体による書類の署名

第 85 条 代理人

第 86 条 条例第 49 条に基づき登録官に対する手續における費用の裁定

第 87 条 費用の担保

第 13 部 管理及びその他の規定

第 1 節 情報及び閲覧

第 88 条 条例第 147 条に基づき情報請求

第 89 条 条例第 147 条に基づき書類閲覧の制限

第 90 条 秘密書類

第 91 条 条例第 147 条(3) の適用上の書誌情報

第 92 条 条例第 147 条(4) 又は(5) 適用の場合の情報請求

第 2 節 書類の提出及び関連事項

第 93 条 登録官への書類の提出

第 93A 条 電子提出

第 93B 条 電子提出の条件

第 93C 条 電子メールボックスの指定

第 93D 条 書類の送達

第 93E 条 登録部門の記録が保存される様式等

第 94 条 不備の修正

第 95 条 登録官による免除

第 3 節 証拠

第 96 条 証拠

第 97 条 誓約書及び宣誓供述書

第 4 節 書類等の提出

第 98 条 書類等の提出に係る指示

第 98A 条 登録官は書類の写しを作成し、送付することができる

第 5 節 顧問

第 99 条 顧問の任命

第 6 節 期限

第 100 条 解釈

第 100AA 条 期間の延長—一般規定

第 100AAB 条 請求による延長期間の認容

第 100AAC 条 郵便の不配若しくは不当な遅配，天災又はストライキによる延長期間の認容

第 100AAD 条 翻訳文又は翻字の提出漏れによる延長期間の認容，翻字

第 100A 条 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

第 7 節 公開，販売，認証及び公告

第 101 条 書類の公開及び販売

第 102 条 書類の認証

第 103 条 登録簿に関する公告

第 8 節 手数料

第 104 条 手数料

第 15 部 経過措置

第 105 条 解釈(第 15 部)

第 106 条 登録簿の記入

第 107 条 経過規則第 13 条(3)に基づく登録簿からの抹消案の通知

第 108 条 経過規則第 13 条(4)に基づく請求

第 109 条 経過規則第 13 条(8)に基づく請求

第 110 条 条例第 147 条に基づく情報請求

第 111 条 経過規則第 6 条，第 8 条及び第 9 条による出願に対する本規則の修正適用

第 112 条 経過規則第 7 条による出願に対する本規則の修正適用

第 113 条 2004 年特許(一般)(補正)規則に係る経過規定

第 114 条 2019 年特許(一般)(補正)規則に係る経過規定

附則 1 微生物

附則 2 手数料

附則 3 経過規則による標準特許出願への本規則の修正適用(略)

附則 4 期限(略)

第1部 序

第2条 解釈

(1) 本規則においては、文脈上別異の解釈を要する場合を除き、

「出願番号」とは、次のものをいう。

(a) 指定特許出願について又は当該出願により付与される特許について、当該出願時に指定特許庁が付与する番号

(b) 特許条例(以下条例という)による特許出願について又は当該出願により付与される特許について、当該出願時に登録官が付与する番号

「デジタル署名」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により与えられる意味を有する。

「電子記録」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により与えられる意味を有する。

「電子署名」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により与えられる意味を有する。

「欧州特許庁」とは、1973年10月5日にミュンヘンで調印された欧州特許付与に関する条約により設立された欧州特許機構の当該名称の庁をいう。

「情報システム」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により与えられる意味を有する。

「国際特許分類」とは、1971年3月24日にストラスブールで調印され、随時改正又は修正された、国際特許分類に関する協定に基づいて規定された発明に関する共通の特許分類制度をいう。

「公開番号」とは、次のものをいう。

(a) 条例に基づいて公開される書類については、当該公開時に登録官が書類に付与する番号

(b) 香港外の特許庁の法律に基づいて公開され又は国際条約に基づいて公開される書類については、当該特許庁により又は当該条約により公開時に付与される番号

「送付」とは、与えることを含み、同種の表現は、相応に解釈する。

「国家知的所有権庁」とは、中華人民共和国の法律に基づいて設立された国家知的所有権庁であって、その機能に発明特許の付与を含むものをいう。

「連合王国特許庁」とは、発明特許を付与するために連合王国の法律により設立された庁をいう。

(2) 本規則において、

(b) 書類その他の物の登録官への提出というとき又は提出されるべき場所若しくは人の特定のない書類その他の物の提出というときは、第93条、第93A条、第93B条及び第93C条に従う、登録官に対する書類又は物の提出と解釈する。

(c) 登録官に対する手続における書類が所定の様式によるものというときは、当該手続に関し条例第150条に基づいて登録官が指定する様式(あれば)によるものと解釈する。

第2A条 所定の様式

所定の様式を使用する要件は、所定の様式により求められる情報を含み、かつ、所定の様式又はその複製の使用についての登録官の指示を遵守する、次の何れかの使用により満たされる。

(a) 所定の様式の複製、又は

(b) 登録官にとって受理可能な様式

第 1A 部 発明者の記載

第 2B 条 請求

(1) 何人も(請求人), 条例第 9F 条(1)又は(2)に係る登録官に対する次の旨の請求(請求)をなすことができる。

(a) 条例第 9F 条(1)に係る事実認定の請求については, 請求人が

(i) 発明について公開された特許出願, 又は

(ii) 発明について付与された特許

において当該発明の発明者又は共同発明者として記載される権利を有する旨, 又は

(b) 条例第 9F 条(2)に係る事実認定の請求については, その者が

(i) 発明について公開された特許出願, 又は

(ii) 発明について付与された特許

において当該発明の単独発明者又は共同発明者として記載されるべきでなかった旨

(2) 請求は, 次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 次のもの, すなわち,

(i) 陳述書であって,

(A) 請求人が依拠する事実, 及び

(B) 求める事実認定

を記述したもの, 及び

(ii) 請求のための所定の手数料

を伴うこと, 並びに

(c) 登録官に提出すること

(3) 請求を提出する請求人は, 同時に, 次のことを行わなければならない。

(a) 請求書及び陳述書の写しを, (4)に定める条件を満たす各々の者に送付すること

(b) 請求書及び陳述書の各写しに, それらすべての者の名称及び住所の一覧を添付すること, 及び

(c) 当該名称及び住所を登録官に書面で通知すること

(4) 条件は, 次の事項である。

(a) その者が請求人でないこと, 及び

(b) その者が次の記載の何れかに該当すること

(i) その者が特許所有者として登録されていること

(ii) その者が特許出願人であること

(iii) その者が特許出願又は特許において当該発明の発明者又は共同発明者として特定されていること

(iv) その者が陳述書において当該発明の発明者又は共同発明者として特定されていること

(v) その者が特許出願又は特許における又は基づく権利を有すると登録簿に掲載されていること

第 2C 条 反対陳述書

(1) 第 2B 条(3) (a)に基づく請求書及び陳述書の写しを受領し, 当該異議申立に反論する者は,

反対陳述書を登録官に提出することができる。

(2) 反対陳述書は、請求書及び陳述書の写しを受領した日後 3 月以内に提出しなければならない。

(3) 反対陳述書は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 反論の理由を記述すること、及び

(c) 反対陳述書のための所定の手数料を伴うこと

(4) 反対陳述書を提出する者は、同時に、その写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 異議申立請求人、及び

(b) 異議申立請求書及び陳述書の写しが送付される他のすべての者

(5) 登録官は、登録官の発意により又は手続当事者の申請があったときは、以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第2部 再登録による標準特許

第1A節 新規性

第2D条 条例第11A条に基づく博覧会及び会議

条例第11A条(2)(b)(ii)の適用上、次の博覧会及び会議が、所定のものである。

- (a) 1928年11月22日にパリで調印され香港に適用されている国際博覧会条約の範囲内の公式の又は公認の国際博覧会
- (b) 中央人民政府により主催又は認定された国際博覧会
- (c) 次のものにより組織される学術技術会議
 - (i) 中央人民政府の管轄機関、又は
 - (ii) 中央人民政府により認定された国立学術技術団体

第1節 標準特許(R)を出願できる者

第3条 条例第13条(1)(a)又は(b)に基づく登録官への付託

(1) 条例第13条(1)(a)又は(b)に基づく登録官に対する付託は、次の通りとする。

- (a) 所定の様式によること
 - (b) 疑義の内容、付託をなす者が根拠とする事実及び命令その他求める救済を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び
 - (c) 所定の手数料を伴うこと
- (2) 条例第13条(1)(a)に基づく付託の場合は、付託をなす者は、その提出と同時に付託書と陳述書の写しを次の各々の(付託の当事者でない)者へ送付する。
- (a) 付託の主題である発明について標準特許(R)付与を求める出願をする権利があると付託において主張されている各々の者
 - (b) 付託をなす者が、当該発明の発明者又は共同発明者であると信じる各々の者、及び
 - (c) 付託が提出される前に当該発明の標準特許(R)を求める出願が公開されている場合は、当該出願により権利を有するものとして登録簿に表示されている各々の者
- (3) 条例第13条(1)(b)に基づく付託の場合は、付託をなす者は、その提出と同時に付託書と陳述書の写しを次の者へ送付する。
- (a) 付託の当事者でなく、かつ、命令の発出又は求められる救済の付与に対する同意を別異に表していない各々の共同所有者
 - (b) 次の者(付託の当事者でない)の各々
 - (i) 出願における又は基づく何れかの権利が自らに移転又は付与されるべきと付託において主張されている各々の者、及び
 - (ii) 付託をなす者が、付託の主題である発明の発明者又は共同発明者であると信じる各々の者、及び
 - (c) 付託が提出される前に当該発明の標準特許(R)出願が公開されている場合は、付託の当事者でない者であって当該出願における又は基づく権利を有するとして登録簿に掲載されている各々の者
- (4) 付託をなす者は、(2)又は場合により(3)に基づいて送付する付託書及び陳述書の各写し

に、同項に基づいて付託書及び陳述書の写しが送付されるすべての者の名称及び住所を含む通知を添付するものとし、かつ、それらの者の名称及び住所を登録官に書面で通知する。

(5) 加えて、条例第13条(1)(a)又は(b)に基づく付託の主題である発明に係る標準特許(R)出願がなされているが、付託が提出される前にその出願が公開されていない場合は、登録官は、次の者(付託の当事者でなく又は(2)若しくは場合により(3)に基づいて写しが送付された者でない)の各々に付託書及び陳述書の写しを送付する。

(a) 標準特許(R)の出願人である各々の者、及び

(b) 当該出願に係る取引、証書又は事件を、第46条に基づいて登録官に通知した各々の者

(6) 登録官は、付託書及び陳述書の写しが(5)に基づいて送付されたすべての者の名称及び住所を含む通知を次の者へ送付する。

(a) 同項に基づいて写しが送付された各々の者

(b) 付託をなす者、及び

(c) (4)に基づいて登録官へ名称及び住所が通知された各々の者

(7) (2)、(3)又は(5)に基づいて付託書及び陳述書の写しを送付される者であって、命令の発出又は求められる救済の付与に異議申立を望む者(「異議申立人」)は何人も、写しが自らに送付された日から3月以内に、反対陳述書を提出する。これは所定の様式によるものとし、異議申立の理由を十分に記述し、かつ、所定の手数料を伴う。

(8) 異議申立人は、反対陳述書を提出すると同時に、その写しを次の(反対陳述書の当事者でない)各々の者へ送付する。

(a) 付託をなす者

(b) (4)に基づいてその名称及び住所が通知された各々の者、及び

(c) (6)に基づいてその名称及び住所が通知された各々の者

(9) (8)(a)、(b)又は(c)にいう者は、

(a) 反対陳述書の写しを受領した日後3月以内に、付託をなす者の主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ

(b) その者が証拠を提出する場合は、その写しを次の者に送付しなければならない。

(i) 異議申立人、及び

(ii) 付託をなす者により証拠が提出されない場合は、付託をなす者

(9A) (9)に基づいて証拠を提出したときは、(8)(b)又は(c)にいう者は、付託の当事者として参加する。

(10) (9)に基づいて証拠の写しを異議申立人が受領した日から3月以内に又は同項に基づいて証拠が提出されない場合は、証拠の提出可能期間の満了後3月以内に、異議申立人は、

(a) 異議申立人の主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ

(b) 異議申立人が証拠を提出する場合は、その写しを次の者に送付しなければならない。

(i) 付託をなす者、及び

(ii) (9)に基づいて証拠を提出したその他の者

(11) (10)に基づいて異議申立人の証拠の写しが送付された付託をなす者又はその他の者は、その写しが自らに送付された日から3月以内に、異議申立人の証拠に厳密に応答する事項に限定される追加証拠を提出することができ、当該追加証拠を提出する場合は、その写しを次の者へ送付する。

(a) 異議申立人、及び

- (b) 追加証拠が当該他の者により提出される場合は、付託をなす者
- (12) 登録官の許可又は指示による場合を除き、更に追加証拠を提出することはできない。
- (13) 登録官は、登録官の発意により又は付託の当事者の申請があったときは、以後の手續を含む手續の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第5条 条例第13条に基づく命令

- (1) 条例第14条(2)にいうように命令が発せられる場合は、登録官は、すべての原出願人、及び登録官が承知している原出願人のライセンシーに対し、命令の発出を通知する。
- (2) 条例第14条(3)に基づく請求は、次のようになされる。
- (a) 原出願人又は複数の原出願人の何れかによる請求の場合は、(1)に基づく通知の日から2月以内に、又は
- (b) ライセンシーによる請求の場合は、(1)に基づく通知の日から4月以内に

第6条 条例第13条(5)に基づく授權

- (1) 条例第13条(3)(c)又は(4)により指示が発せられた者の代理で何事かをなす権限についての、条例第13条(5)に基づく請求は、次の通りとする。
- (a) 所定の様式によること
- (b) 請求人が依拠する事実及び求める権限の内容を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び
- (c) 所定の手数料を伴うこと
- (2) 請求人は、請求書を提出すると同時に、指示の遵守を怠ったとされる者に請求書及び陳述書の写しを送付する。
- (3) 登録官は、以後の手續を含む手續の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第7条 条例第14条(5)に基づく登録官に対する付託

- (1) 条例第14条(2)にいうような命令の発出に続いて、何人かがライセンスを付与される権利があるか否か又はライセンスの期間若しくは条件が合理的であるか否かにつき、条例第14条(5)に基づいて疑義が登録官に付託される場合は、その付託は、次の通りとする。
- (a) 所定の様式によること
- (b) 付託者が依拠する事実及び付託者が容認し又は許諾する用意があるライセンスの期間及び条件を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び
- (c) 所定の手数料を伴うこと
- (2) 付託者は、付託を提出すると同時に、出願手續が進められる名義人の各々に対し又は(場合により)ライセンスの許諾を受ける権利があると主張する者の各々に対し、付託書及び陳述書の写しを送付する。ただし、何れの場合にも付託をなす者でない者とする。
- (3) 付託書及び陳述書の受領者が、陳述書に記述される期間及び条件でライセンスを許諾又は容認することに合意しない場合は、受領者は、当該写しを受領した日から3月以内に、受領者の異論の理由を十分に記述した反対陳述書を提出しなければならない。
- (4) (a) 反対陳述書は、所定の様式により、かつ、所定の手数料を伴う。
- (b) 当該受領者は、反対陳述書を提出すると同時に、その写しを付託者に送付する。
- (5) 登録官は、以後の手續を含む手續の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すこと

ができる。

第2節 指定特許出願の記録請求

第8条 条例第15条に基づく指定特許出願の記録請求

- (1) 条例第15条(又は特許協力条約による国際出願の国内段階である指定特許出願の場合は、条例第16条により適用される同条)に基づく指定特許出願の記録請求は、所定の様式による。
- (2) 条例第15条(2)(条例第16条により適用される第15条を含む)に続き、次の通りとする。
- (a) 条例第15条(2)(a)に基づいて求められる書類は、
- (i) 本規則第12条に従って提出する。
- (ii) 公用語の1において提出すべきとする条例第104条(1)に基づく要求を免除する。
- (b) 条例第15条(2)(d)の適用上所定の書類は、本規則第9条に掲載のものである。
- (c) 次の詳細を当該請求に記述する。
- (i) 指定特許出願の出願日
- (ii) 発明の名称
- (iii) 指定特許出願の出願番号
- (iv) 指定特許庁により指定特許出願に付与される公開番号(あれば)及び指定特許庁による公開日(あれば)
- (d) 指定特許出願が国際出願の国内段階である場合は、当該請求に関する、次の詳細を記述する。
- (i) 国際出願の出願番号
- (ii) 国際出願の出願日
- (iii) 国際事務局による国際出願の公開日及び公開番号
- (iv) 以下の日、すなわち
- (A) 指定特許出願が場合により本規則第15条(1)(a)(i)、(ii)又は(iii)にいう国際出願を基礎とする場合は、国際出願が指定特許庁において国内段階に移行した旨を示す指定特許庁による国際出願の公開日、又は
- (B) 該当する場合は、本規則第15条(1)(b)にいう庁通知の発出日
- (e) 条例第22条に規定する分割指定特許出願の記録請求又は条例第55条(4)に基づく命令によりなされる新たな出願における記録請求の場合は、標準特許(R)出願についての先の出願に係る次の詳細を、記録請求に記述する。
- (i) 先の出願の出願番号
- (ii) 先の出願の出願日
- (iii) 先の出願の記録請求の公開日
- (f) 当該請求には、本規則第56条により要求することができる書類の翻訳文及び名称の翻字を含める。
- (g) 当該請求には、記録請求を構成する書類の一覧及び各書類の枚数の表示を含める。

第9条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類

条例第15条(2)(d)の適用上、次の書類が、特許付与を求める出願をする権利を説明する、出願人の陳述書に関して所定のものである。

(a) 条例第 15 条(2) (d)に基づく陳述書が、標準特許(R)出願人が指定特許出願に出願人として指名されている者の権原承継人である旨を表示する場合は、

(i) 指定特許出願に出願人として指名されている者から標準特許(R)出願人への、香港における指定特許出願に基づく権利の移転、譲渡又は譲渡抵当を確定するような書類の写し、又は
(ii) 特定の移転、譲渡又は譲渡抵当に係るそのような書類が存在しない場合は、移転、譲渡又は譲渡抵当の事実を確認する旨の移転者、譲渡人又は譲渡抵当設定者により署名された陳述書

(b) 陳述書が、標準特許(R)出願人が(a)に指定される者ではなく、香港において発明の所有権を得る権利を有する、当該発明の発明者である旨を表示する場合は、その権利を確定するような書類

(c) 陳述書が、標準特許(R)出願人が(b)に指定される者の権原承継人である旨を表示する場合は、(b)に規定する書類及びこれに加えて、

(i) 発明者から出願人への香港における発明の所有権の移転、譲渡又は譲渡抵当(単一の取引によるか複数の取引によるか否かを問わず)の証拠となるような書類

(ii) 特定の移転、譲渡又は譲渡抵当に係るそのような書類が存在しない場合は、移転をする者、譲渡人又は譲渡抵当設定者により署名された陳述書であって、移転、譲渡又は譲渡抵当の事実を確認するもの

第 10 条 発明の先の開示に係る詳細

条例第 15 条(2) (f)に基づいて要求される陳述書の目的では、発明の先の開示に係る次の詳細が、所定のものである。

(a) 発明が最初に開示された、本規則第 2D 条にいう博覧会又は会議の名称及び場所

(b) そのような博覧会又は会議の開始日

(c) 発明の最初の開示がそのような博覧会又は会議の開始日に行われなかった場合は、その最初の開示日

第 11 条 猶予期間

条例第 15 条(4)に基づいて納付すべき出願手数料又は公告手数料が同条に定める期限内に納付されない場合において、猶予期間内に追加手数料とともに納付されたときは、当該手数料は、期限内に納付されたものとみなされる。当該猶予期間は、

(a) 出願人に対してなされる通知により登録官により認容され、かつ

(b) (i) 期限の満了日に始まり、

(ii) 通知日後 1 月の満了時に終わる。

第 12 条 書類の寸法及び体裁

(1) 記録請求を構成する書類はすべて、次の事項を可能にするものでなければならない。

(a) 写真、写真複写、写真オフセット及びマイクロフィルムによる無制限部数の複製、及び

(b) 書類画像を捕捉することが可能であって、かつ、その書類画像のコンピュータでの保存及びコンピュータによる検索に適する形態への変換が可能な装置による書類の走査

(2) 記録請求を構成する書類の用紙はすべて、裂け目、皺及び折目のないものとし、用紙の片面のみを用いる。

(3) 書類はすべて、しなやかな、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない耐久性ある A4 寸法の紙(29.7cm×21cm)とする。

(4) 各々の書類は、新たな用紙で始め、用紙は、容易に頁めくり、綴じ外し、綴じ戻しできるように綴じる。

(7) 書類に含まれるすべての用紙は、連続するアラビア数字で番号を付す。

(9) 書類はすべて、合理的な範囲を超えて削除その他の変更、重ね書き及び行間挿入を行ってはならず、また如何なる場合にも、判読できなければならない。

(10) 登録官は、書類が、内容の真正性に疑いがなく、良好な複製の要件が損なわれず又は登録官が適切とみなす他の状況にある場合は、本条の規定に従わないことを認めることができる。

第 13 条 陳述書、反対陳述書及び証拠の様式

提出される陳述書、反対陳述書及び証拠は、登録官による別段の指示のない限り、第 12 条(1)及び(3)の要件に従わなければならない。ただし、誓約書及び証拠の場合は、用紙の両面を使用することができ、この点を例外とする。

第 14 条 登録官による受領証の交付

記録請求を構成する書類を最初に受領した時は、登録官は、

(a) 当該書類を自ら受領した日付を書類に付し、かつ、当該手続に番号を付与し、かつ

(b) 出願人に、そのように付与された番号、受領された書類の内容及び番号並びに当該受領日を示す受領証を交付する。

第 15 条 条例第 16 条に基づく国際出願を基礎とする指定特許出願の公開日

(1) 条例第 15 条(1)の適用上、条例第 5 条(2)(d)(ii)に拘らず、条例第 16 条に基づく国際出願を基礎とする指定特許出願の公開日は、次の通りとする。

(a) 条例第 16 条(a)(i)に基づく国際出願を基礎とする指定特許出願の公開日というときは、次の日と解釈する。

(i) 欧州特許庁を指定する国際出願については、国際出願が欧州特許庁において国内段階に移行した旨を示す関連書誌事項の、欧州特許庁によるその公報における公開日

(ii) 連合王国特許庁を指定する国際出願については、国際出願が連合王国特許庁において国内段階に移行した旨を示す関連書誌事項の、連合王国特許庁によるその公報(特許)における公開日、又は

(iii) 国家知的所有権庁を指定する国際出願については、国際出願が国家知的所有権庁において国内段階に移行した旨を示す関連書誌事項の、国家知的所有権庁によるその特許公報における公開日、及び

(b) 中国語で国際事務局により公開される、国家知的所有権庁を指定する国際出願に適用される条例第 16 条(a)(ii)にいう他の日というときは、国際出願が国家知的所有権庁において国内段階に移行した旨を記載した国家知的所有権庁による庁通知の発出日と解釈する。

(2) 条例第 16 条(a)(ii)が適用される出願は、国家知的所有権庁により発出された庁通知の写しを伴わなければならない。

第 16 条 条例第 18 条に基づく審査に続く通知

(1) 記録請求が条例第 17 条(1)に基づく要件を遵守していない場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、出願人が通知日後 1 月以内に欠陥を補正しない限り、請求は標準特許(R)出願として取り扱われたい旨を出願人に通知しなければならない。

(2) 出願人が期限内に欠陥を補正する場合は、登録官は、記録請求に付与された出願日を出願人に知らせなければならない。

第 17 条 記録請求における欠陥の補正

条例第 19 条(1)に基づく記録請求の審査が、補正することができる請求における欠陥を明らかにする場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、通知日後 2 月以内に欠陥を補正するよう出願人に要求しなければならない。

第 18 条 条例第 22 条に基づく分割指定特許出願の記録請求

(1) 条例第 22 条(1)に基づく分割指定特許出願の記録請求(「新たな記録請求」)は、次に記載の場合を除き、条例第 15 条(2)に従って提出する。

(2) 提出日及び方式遵守に係る条例又は本規則の関連規定は、新たな記録請求の実際の提出日に基づくものとし、先の記録請求の提出日には基づかないものみなす。

(3) 第 8 条から第 17 条までの規定は、当該第 8 条から第 17 条までにおける指定特許出願への言及が、分割指定特許出願への言及であるものとして適用される。

(4) 可能な場合は、先の記録請求及び新たな記録請求の説明及び図面は、それぞれの記録請求が保護を求める事項のみに関連する。ただし、一方の記録請求が他方の記録請求への言及により保護を求める事項を説明する必要がある場合は、そのような言及は、当該他の記録請求に付与される出願番号を含まなければならず、かつ、当該他の記録請求において保護が請求される事項を表示しなければならない。

第 3 節 登録及び付与請求

第 19 条 条例第 23 条(1)に基づく指定特許の登録及び付与請求

(1) 条例第 23 条(1)に基づく指定特許明細書に示される発明についての指定特許の登録及び特許付与請求は、所定の様式により行う。

(2) 条例第 23 条(3)に続き、

(a) 条例第 23 条(3)(a)に基づいて要求される書類の写しは、本規則第 12 条に従って提出し、

(b) 条例第 23 条(3)(b)の適用上の所定の書類は、本規則第 20 条に記載の書類とし、

(c) 当該請求は、

(i) 記録請求の公開番号、出願番号及び公開日

(ii) 発明の名称

(iii) 指定特許の付与日及び公開番号

についても記載し、

(d) 当該請求は、第 56 条により要求されるような書類の翻訳文及び名称の翻字を含むものとし、

(e) 当該請求は、登録の請求を構成する書類の一覧及び当該書類の各々の枚数の表示を含む。

(3) 第 12 条の規定は、指定特許出願の記録請求について適用されるように、本条による指定特許の登録及び特許付与請求に適用される。

第 20 条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類

条例第 23 条(3)(b)の適用上、出願人が特許付与を求めて出願する自らの権利を説明した陳述書の裏付として提出される書類は、陳述書に提示された権利を確定するに足りるような書類である。

第 21 条 猶予期間

条例第 23 条(5)に基づいて納付すべき出願手数料又は公告手数料が同条に定める期限内に納付されない場合において、猶予期間内に追加手数料とともに納付されたときは、当該手数料は、期限内に納付されたものとみなされる。当該猶予期間は、

- (a) 出願人に対してなされる通知により登録官により認容され、かつ
- (b) (i) 期限の満了日に始まり、
(ii) 通知日後 1 月の満了時に終わる。

第 22 条 登録官による受領証の交付

登録及び付与請求を構成する書類を最初に受領した時に、登録官は、

- (a) 当該書類を自ら受領した日付を書類に付し、かつ
- (b) 出願人に、第 14 条(b)に基づいて本件に付与された請求番号、受領された書類の内容及び番号並びに当該受領日を示す受領証を交付する。

第 23 条 条例第 25 条(1)に基づく審査に続く通信

(1) 登録及び付与請求が、条例第 24 条(1)に規定する要件を満たさない場合は、登録官は、開示された欠陥を出願人に伝え、かつ、出願人がその通信日から 1 月以内に開示された欠陥を補正しない場合は、条例第 25 条(4)に規定する結果を出願人に知らせる。

(2) 出願人が当該期限内に開示された欠陥を補正する場合は、登録及び付与請求に付与された提出日が当該人に知らされる。

第 24 条 登録及び付与請求における欠陥の補正

条例第 26 条(1)に基づく登録及び付与の請求の審査において、請求における欠陥であって、補正が可能な場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、通知日後 2 月以内に欠陥を補正するよう出願人に要求しなければならない。

第 25 条 条例第 28 条に基づく出願の回復請求の通知

標準特許(R)出願の回復を求める条例第 28 条に基づく通知は、所定の様式により、かつ、所定の追加手数料を記載する。

第 26 条 条例第 29 条に基づく権利回復の申請

標準特許(R)出願に関し喪失した権利の回復についての条例第 29 条に基づく申請は、所定の様式により、かつ、所定の追加手数料を伴う。

第4節 特許付与前の標準特許(R)出願についての規定

第27条 条例第31条に基づく標準特許(R)出願の補正

- (1) 条例第31条に基づく標準特許(R)出願の補正は、所定の様式により、登録官へ申請する。
- (2) 補正の申請は、次の通りとする。
 - (a) 補正案を明確に表示し、かつ、補正の理由を陳述する。又は
 - (b) 条例第31条(2)が適用される補正の場合は、対応指定特許出願に対してなされる補正の認証謄本及び適当な場合は、当該補正の所定の翻訳文を伴う。

第28条 条例第33条に基づく標準特許(R)出願の維持

- (1) 条例第33条に基づく標準特許(R)出願の維持の申請は、所定の様式による。
- (2) 標準特許(R)出願に係る維持申請を行うことに関する条例第33条(2)に規定する期間が満了した場合は、登録官は、条例第33条(2)に基づく維持申請をなすための最終日後6週間を超えない日に、かつ、条例第33条(2)に規定する維持手数料が未納のままになっていることを条件として、標準特許(R)出願の出願人に対し、維持申請を行う期間が満了している旨を知らせ、かつ、当該申請を行わないこと及び条例第33条(4)に規定する手数料を納付しないことの結果を伝える通知を送付する。
- (3) (2)による通知は、次の住所へ又はその他の場合は、登録簿に記入された送達宛先へ送付する。
 - (a) 最後の維持手数料の納付時に、維持申請の申請人により指定された住所、又は
 - (b) 最後の維持の後に、別の住所が維持申請の申請人により当該目的で登録官に通知されている場合は、その住所。

第29条 維持書類における欠陥の補正及び疑義の除去

- (1) (2)は、登録官が次に該当する場合に適用される。
 - (a) 条例第33条(2)に基づく維持申請における欠陥に気付く場合、又は
 - (b) 申請の陳述書の真実性を疑う理由を有する場合
- (2) 登録官は、出願人に対してなされる通知により、出願人が通知日後2月以内に欠陥を補正し又は場合により疑義を除去しない限り、維持申請は拒絶される旨を出願人に通知しなければならない。
- (4) 登録官は、維持申請に包含される陳述書を検討するに際し、条例第33条に基づく維持の主張が明らかであることを認めない場合は、出願人に相応に通知し、かつ、出願人がその件における審理を1月以内に請求しない限り、申請を拒絶する。
- (5) 出願人が認められた期間内に審理を請求する場合は、登録官は、出願人に審理を受ける機会を与えた後、維持申請を認容すべきか拒絶すべきかを決定する。

第30条 取下とみなされる標準特許(R)出願の通知

次の場合、すなわち、

- (a) 標準特許(R)出願が、条例第33条(2)及び(3)に規定する期間内に維持手数料が納付されないことを理由として、取り下げられ、かつ、放棄されたとみなされる場合、及び

(b) 条例第 33 条(4)に規定する延長期間が、維持手数料及び所定の追加手数料が納付されることなく満了している場合は、登録官は、延長期間の満了後 6 週間以内に、標準特許(R)出願人にその事実を通知し、かつ、条例第 34 条の規定に当該出願人の注意を喚起する。

第 31 条 条例第 34 条に基づく標準特許(R)出願の回復

(1) 条例第 34 条に基づく標準特許(R)出願の回復申請は、所定の様式によらなければならない。

(2) 回復申請は、標準特許(R)出願の回復に関連する事項に関し出願人による陳述書を含む。その陳述書は、回復申請日に次の通りであるか否かを表示する。

(a) 指定特許出願がなお有効であるか又は取り下げられているか、及び

(b) 当該指定特許出願により特許が付与されているか、また付与されている場合は、条例第 23 条に基づく指定特許の登録及び特許付与請求の提出期間が満了しているか

(2A) 出願人は、条例第 34 条(3)(a)の適用上、出願人が事件の状況により要求される適切な注意をすべて払ったことについて登録官を納得させる証拠を登録官に提出しなければならない。

(2B) 申請が(2A)により要求される証拠を伴わない場合は、登録官は、証拠を登録官に提出しなければならない期間を指定しなければならない。

(3) 陳述書及び証拠(存在する場合)を検討するに際し、登録官は、条例第 34 条による命令を要求する根拠が明らかであると納得しない場合は、申請人に相応に通知し、かつ、申請人が 1 月以内にその件で審理を請求しない限り、申請を拒絶する。

(4) 申請人が認められた期間内に審理を請求する場合は、登録官は、申請人に審理を受ける機会を与えた後、申請を認容するか拒絶するか決定する。

(5) 登録官が申請を認容することを決定する場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、通知日後 2 月以内に条例第 33 条(2)の適用上規定される申請を提出するよう出願人に要求しなければならない。

(6) 申請は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること、及び

(b) 条例第 33 条(4)の適用上規定される未納の維持手数料及び追加手数料を伴うこと

(7) 申請を受領したときは、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 標準特許(R)出願の回復を命令すること、及び

(b) 命令の事実を公報における告示により公告すること

第 3A 部 独自付与による標準特許

第 1 節 新規性及び優先権

第 31A 条 条例第 37B 条に基づく新規性を損なわない開示

次のものが、条例第 37B 条(2) (b) (ii) の適用上の所定の証拠書類を構成する。

(a) 同条にいう国際博覧会の開催責任当局により交付された証明書であって、次の事項を記載したもの

- (i) 当該発明が当該博覧会において展示された旨、及び
 - (ii) 博覧会における発明の最初の開示日、
- (b) 発明の証明書であって、当該当局により正規に認証されたもの

第 31B 条 条例第 37D 条に基づく優先権の回復

(1) 本条は、条例第 37D 条(1) (b) にいう後の標準特許(0) 出願の優先権に係る条例第 37D 条に基づく回復申請に適用される。

(2) 回復申請は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 次のもの、すなわち、

(i) 条例第 37E 条(1) にいう優先権陳述書

(ii) 証拠であって、

(A) 後の標準特許(0) 出願が条例第 37C 条(2) にいう 12 月の期間の満了前になされなかった理由を立証し、かつ

(B) 条例第 37D 条(5) の適用上、事件の状況により要求される適切な注意がすべて払われたことについて登録官を納得させるもの、及び

(iii) 回復申請のための所定の手数料

を伴うこと、

(c) 登録官に提出すること

(3) 回復申請が(2) (b) (ii) により要求される証拠を伴わない場合は、登録官は、証拠を登録官に提出しなければならない期間を指定しなければならない。

(4) 提出された優先権陳述書に欠陥がある場合は、登録官は、欠陥を補正しなければならない期間を指定しなければならない。

(5) 回復申請は、次の場合は、取り下げられたものとみなされる。

(a) (3) に基づいて指定された期間内に証拠が提出されず、又は

(b) (4) に基づいて指定された期間内に欠陥が補正されない場合

(6) 登録官が回復申請を承認する場合は、登録官が指定する期間内に、次の書類を登録官に提出しなければならない。

(a) 優先権の回復の基礎となる特許出願(先の出願)の写し、及び

(b) 証明書(証明書)の写しであって、

(i) 先の出願を受領した当局により交付され、かつ

(ii) 先の出願の出願日を記載したもの

(7) 先の出願が条例第 37A 条により定義される香港出願である場合は、先の出願の写し及び

証明書の写しは、適時に提出されたものとみなされる。

(8) 先の出願又は証明書が英語でも中国語でもない場合は、

(a) 本規則第 56 条(1)及び第 56A 条が適用され、かつ

(b) 登録官は、それに関して第 56B 条(5)に基づく要求を行うことができる。

(9) 先の出願の写し、証明書の写し又は(8)により適用される第 56 条(1)、第 56A 条及び第 56B 条(5)により要求される翻訳文が、本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は、適時に提出されたものとみなされる。

第 31C 条 条例第 37E 条に基づく優先権主張

(1) 本規則第 31D 条に従うことを条件として、本条は、次の場合に適用される。

(a) 標準特許(0)出願(後の出願)の出願人が条例第 37E 条に基づいて非香港出願又は香港出願(先の出願)の優先権を主張し、かつ

(b) 後の出願の出願日が先の出願の出願日後 12 月以内である場合

(2) 出願人は、次のものを登録官に提出しなければならない。

(a) 優先権陳述書、及び

(b) (7)にいう書類

(3) 優先権陳述書は、所定の様式により、後の出願とともに登録官に提出しなければならない。

(4) (3)に拘らず、(5)に定める条件が満たされる場合は、優先権陳述書は、主張される最先の優先日後 16 月以内に提出することができる。

(5) 条件は、次の事項である。

(a) 優先権陳述書が所定の手数料を伴うこと、及び

(b) 次の何れか

(i) 出願人が後の出願の公開に係る条例第 37Q 条(2)に基づく請求をなしていないこと

(ii) 出願人が請求をなしている場合は、その請求が後の出願の公開の準備が完了する前に取り下げられること

(6) 優先権陳述書には、先の出願の次の詳細を記載しなければならない。

(a) 出願日

(b) 出願番号

(c) 先の出願がなされた国、領土又は地域

(7) 主張される最先の優先日後 16 月以内に、次の書類を登録官に提出しなければならない。

(a) 先の出願の写し、及び

(b) 証明書(証明書)の写しであって、

(i) 先の出願を受領した当局により交付され、かつ

(ii) 先の出願の出願日を記載したもの

(8) 先の出願が香港出願である場合は、先の出願の写し及び証明書の写しは、適時に提出されたものとみなされる。

(9) 先の出願又は証明書が英語でも中国語でもない場合は、

(a) 本規則第 56 条(1)及び第 56A 条が適用され、かつ

(b) 登録官は、それに関して第 56B 条(5)に基づく要求を行うことができる。

(10) 先の出願の写し、証明書の写し又は(9)により適用される第 56 条(1)、第 56A 条及び第

56B条(5)により要求される翻訳文が、本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は、適時に提出されたものとみなされる。

(11) 本条において、

「香港出願」とは、条例第37A条により与えられる意味を有する。

「非香港出願」とは、条例第37A条により与えられる意味を有する。

第31D条 分割標準特許(0)出願の優先権主張

(1) 本条は、次の場合に適用される。

(a) 条例第37Z条(1)(a)にいう先の標準特許(0)出願がなされており、かつ

(b) 出願人又は出願人の権原承継人が、条例第37Z条(3)に定める条件を満たす条例第37Z条

(1)(b)にいう新たな出願を行う場合

(2) 先の標準特許(0)出願について主張されていない優先権は、新たな出願について主張することができない。

第2節 出願権

第1款 出願できる者に係る疑義に関する登録官に対する付託

第31E条 解釈

本款において、

「追加受領者」とは、第31F条(4)(a)を参照のこと。

「反対陳述書」とは、第31G条(1)を参照のこと。

「異議申立人」とは、第31G条(1)を参照のこと。

「受領者」とは、第31F条(2)(a)を参照のこと。

「付託」とは、条例第37H条(1)(a)又は(b)に基づく登録官に対する疑義の付託をいう。

「付託者」とは、付託をなす者をいう。

「陳述書」とは、本規則第31F条(1)(b)(i)を参照のこと。

第31F条 付託

(1) 付託は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 次のもの、すなわち、

(i) 陳述書であって、

(A) 付託される疑義の内容

(B) 付託者が依拠する事実、及び

(C) 求める命令又は救済

を記述したもの、及び

(ii) 付託のための所定の手数料

を伴うこと、並びに

(c) 登録官に提出すること

(2) 付託書を提出する付託者は、同時に、次のことを行わなければならない。

- (a) 付託書及び陳述書の写しを，(3)に定める条件を満たす各々の者(受領者)に送付すること
 - (b) 付託書及び陳述書の各写しに，すべての受領者の名称及び住所の一覧を添付すること，及び
 - (c) 当該名称及び住所を登録官に書面で通知すること
- (3) 条件は，次の事項である。
- (a) その者が付託の当事者でないこと
 - (b) 条例第 37H 条(1) (a)に基づく付託については，その者が
 - (i) 付託の主題である発明について標準特許(0)付与を求める出願をする権利があると付託において主張されていること，又は
 - (ii) 付託者により当該発明の発明者又は共同発明者であると信じられていること
 - (c) 条例第 37H 条(1) (b)に基づく付託については，その者が
 - (i) 出願の共同所有者であって，付託において求められる命令の発出又は救済の付与に対する共同所有者の同意を別異に表していない者，又は
 - (ii) 次の者，すなわち，
 - (A) 出願における又は基づく何れかの権利が自らに移転又は付与されるべきと付託において主張されている者，若しくは
 - (B) 付託者が，当該発明の発明者若しくは共同発明者であると信じる者
- であること，及び
- (d) 出願が公開された後に提出される付託については，その者が当該出願における又は基づく権利を有すると登録簿に掲載されていること
- (4) 標準特許(0)出願が公開される前に付託が提出された場合は，登録官は，次のことを行わなければならない。
- (a) 付託書及び陳述書の写しを，(5)に定める条件を満たす各々の者(追加受領者)に送付すること，並びに
 - (b) すべての受領者及び追加受領者の名称及び住所の一覧を次の者に送付すること
 - (i) 付託者
 - (ii) 各々の受領者，及び
 - (iii) 各々の追加受領者
- (5) 条件は，次の事項である。
- (a) その者が付託の当事者でないこと
 - (b) その者が受領者でないこと，及び
 - (c) その者が
 - (i) 標準特許(0)出願の出願人であること，又は
 - (ii) 本規則第 46 条(1)にいう出願に係る取引，証書又は事件の登録申請又は通知に表示される出願における又は基づく権利を有すること

第 31G 条 反対陳述書

- (1) 第 31F 条(2)又は(4)に基づく付託書及び陳述書の写しを受領し，付託において求められる命令の発出又は救済の付与に異議申立を意図する受領者又は追加受領者(異議申立人)は，反対陳述書を登録官に提出することができる。
- (2) 反対陳述書は，異議申立人が付託書の写しを受領した日後 3 月以内に提出しなければならない

らない。

(3) 反対陳述書は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 異議申立の理由を記述すること、及び

(c) 反対陳述書のための所定の手数料を伴うこと

(4) 反対陳述書を提出する異議申立人は、同時に、その写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 付託者

(b) 受領者であって、

(i) 異議申立人でなく、かつ

(ii) その名称及び住所が第 31F 条(2) (b)又は(4) (b)にいう一覧に掲載されている者、及び

(c) 追加受領者であって、

(i) 異議申立人でなく、かつ

(ii) その名称及び住所が第 31F 条(4) (b)にいう一覧に掲載されている者

第 31H 条 証拠

(1) 第 31G 条(4) (a), (b)又は(c)にいう者は、付託者の主張を裏付ける証拠を提出することができる。

(2) (1)に基づいて証拠を提出したときは、第 31G 条(4) (b)又は(c)にいう者は、付託の当事者として参加する。

(3) 証拠は、その者が反対陳述書の最後の写しを受領した日後 3 月以内に登録官に提出しなければならない。

(4) (1)に基づいて証拠を提出する者は、同時に、その写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 異議申立人、及び

(b) その者が付託者でない場合は、付託者

(5) 異議申立人は、異議申立人の主張を裏付ける証拠を提出することができる。

(6) 異議申立人の証拠は、次のように登録官に提出しなければならない。

(a) (4) (a)に基づいて証拠の写しが送付された場合は、同項に基づいて異議申立人が証拠の最後の写しを受領した日後 3 月以内に、又は

(b) (4) (a)に基づいて証拠の写しが送付されていない場合は、同項に基づいて証拠の写しを送付することが要求される時から 3 月以内に

(7) (5)に基づいて証拠を提出する異議申立人は、同時に、その写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 付託者、及び

(b) (1)に基づいて証拠を提出したその他の者

(8) (10)に従うことを条件として、付託者及びその他の者は、(7)に基づいて付託者及びその他の者が異議申立人の証拠の最後の写しを受領した日後 3 月以内に、(5)に基づいて提出された異議申立人の証拠に応答する更なる証拠を提出することができる。

(9) (8)に基づいて更なる証拠を提出する者は、同時に、その写しを次の者に送付しなければならない。

- (a) 異議申立人，及び
- (b) その者が付託者でない場合は，付託者
- (10) 更なる証拠は，登録官が与える許可又は登録官の指示によるほかは，提出することができない。
- (11) 登録官は，登録官の発意により又は付託の当事者の申請があったときは，以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第2款 登録官又は裁判所により発出された指示に係る登録官への申請

第31I条 条例第37I条(4)に基づく登録官への申請

- (1) 本条は，条例第37I条(1)(d)(ii)に基づいてA者に発出された指示に関し，条例第37I条(4)に基づいてB者によりなされる申請に適用される。
- (2) 申請は，次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 次のもの，すなわち，
 - (i) 陳述書であって，
 - (A) 申請人が依拠する事実，及び
 - (B) 求める権限の内容
 - (c) 登録官に提出すること
- (3) B者は，申請を提出した場合には，申請書及び陳述書の写しをA者に送付しなければならない。
- (4) 登録官は，登録官の発意により又は手続当事者の申請があったときは，以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。
- (5) 本条において，
 - 「A者」とは，条例第37I条(4)により与えられる意味を有する。
 - 「B者」とは，条例第37I条(4)により与えられる意味を有する。

第3款 条例第37J条(2)に基づく新たな標準特許(0)出願及び条例第37K条(2)にいう現存する標準特許(0)出願

第31J条 条例第37J条(2)に基づく又は条例第37K条(2)にいう命令に係る出願人及びライセンシーに対する登録官の通知並びに条例第37K条(5)(b)に基づくライセンス請求

- (1) 標準特許(0)出願に関して所定の命令が発せられる場合は，登録官は，(2)に定める各人に対してなされる通知により，その命令をそれらの者に通知しなければならない。
- (2) 各人は，次の者である。
 - (a) 条例第37J条(1)(a)にいう先の出願の出願人
 - (b) 条例第37K条(2)にいう原出願人，及び
 - (c) 通知がなされる時に登録官が承知している(a)又は(b)にいう出願人のライセンシー

(3) 条例第 37K 条(5) (b)に基づくライセンス請求は、次のようになすことができる。

- (a) 先の出願の出願人が、出願人に対してなされる通知の日後 2 月以内に
 - (b) 原出願人が、原出願人に対してなされる通知の日後 2 月以内に、又は
 - (c) ライセンシーが、ライセンシーに対してなされる通知の日後 4 月以内に
- (4) (1)において、

「所定の命令」とは、次のものをいう。

- (a) 条例第 37J 条(2)に基づいて発せられる命令、又は
- (b) 条例第 37K 条(2)にいう命令

第 4 款 発明の実施を継続し又は発明を実施するライセンスに係る登録官に対する付託

第 31K 条 付託

(1) 何人も(付託者は)、次の命令の発出後に、ライセンスに係る条例第 37K 条(7)に基づく登録官に対する付託(付託)をなすことができる。

- (a) 条例第 37J 条(2)に基づく命令、又は
- (b) 条例第 37K 条(2)にいう命令

(2) (1)の適用上のライセンスは、次のものの主題である発明の実施を継続し又は場合により発明を実施する条例第 37K 条(3)又は(4)に基づくライセンスである。

- (a) (1) (a)にいう命令に従ってなされる新たな標準特許(0)出願、又は
- (b) (1) (b)にいう命令に従って進められる標準特許(0)出願

(3) 付託は、次の通りでなければならない。

- (a) 所定の様式によること
- (b) 次のもの、すなわち、
 - (i) 陳述書であって、
 - (A) 付託者が依拠する事実、及び
 - (B) 付託者が許諾又は容認する用意があるライセンスの期間及び条件

を記述したもの、及び

- (ii) 付託のための所定の手数料

を伴うこと、並びに

- (c) 登録官に提出すること

(4) 付託書を提出する付託者は、同時に、付託書及び陳述書の写しを、(5)に定める条件を満たす各々の者に送付しなければならない。

(5) 条件は、次の事項である。

- (a) その者が付託者でないこと、及び
- (b) その者が
 - (i) 新たな標準特許(0)出願がなされ若しくは標準特許(0)出願が進められる名義人であり、又は
 - (ii) ライセンスの許諾を受ける権利があると主張すること

第 31L 条 反対陳述書

(1) 第 31K 条(4)に基づく付託書の写しを受領し、陳述書に記述される期間又は条件でライセ

ンスを許諾又は容認することに合意しない者(異議申立人)は、反対陳述書を登録官に提出することができる。

(2) 反対陳述書は、異議申立人が付託書の写しを受領した日後3月以内に提出しなければならない。

(3) 反対陳述書は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 不合意の理由を記述すること、及び

(c) 反対陳述書のための所定の手数料を伴うこと

(4) 反対陳述書を提出する異議申立人は、同時に、その写しを、第31K条(1)にいう付託者に送付しなければならない。

(5) 登録官は、登録官の発意により又は付託の当事者の申請があったときは、以後の手續を含む手續の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第3節 標準特許(0)出願

第31M条 条例第37L条に基づく標準特許(0)出願

(1) 条例第37L条に基づく標準特許(0)出願は、所定の様式によらなければならない。

(2) 条例第37L条(2)(b)にいう明細書は、次の通りでなければならない。

(a) 出願の主題である発明の名称を記載すること、並びに

(b) 次の事項を含めること

(i) 発明の説明

(ii) 少なくとも1のクレーム、及び

(iii) 説明又はクレームにいう図面(あれば)

(3) 発明の名称は、簡潔なものとし、発明が関係する内容を表示しなければならない。

(4) 条例第37L条に基づく標準特許(0)出願には、次の事項を含めなければならない。

(a) 発明者の名称及び住所

(b) 出願を構成する書類の一覧

(c) 各々の書類の枚数の表示

(d) 本規則第56条、第56A条及び第56B条(3)に基づいて登録官が要求する書類の翻訳文及び名称の翻字

(e) 条例第37B条(2)(b)(ii)にいう条件を理由とした又はその結果としての開示に係る主張の目的では、

(i) 条例第37B条(3)(a)にいう陳述書、及び

(ii) 陳述書を裏付ける本規則第31A条にいう所定の証拠書類

(f) 条例第37E条に基づく先の出願の優先権の主張の目的では、本規則第31C条(2)に基づいて要求される書類及び場合により、本規則第31C条(9)の適用により要求される書類、並びに

(g) 条例第37L条(2)(b)の遵守のための条例第37M条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願の引用の目的では、本規則第31W条(3)に基づいて要求される書類及び場合により、本規則第31W条(5)の適用により要求される書類

(5) 条例第37L条(5)及び(6)について、出願手数料及び公告手数料は、次のように登録官に納付しなければならない。

- (a) 本規則第31U条(c)(iii)にいう受領日後1月までに、又は
- (b) 手数料が(a)に定める期限内に納付されない場合は、猶予期間内に追加手数料とともに、当該猶予期間は、
 - (i) 出願人に対してなされる通知により登録官により認容され、かつ
 - (ii) (A) 期限の満了日に始まり、
 - (B) 通知日後1月の満了時に終わる。

第31N条 説明

- (1) 本条は、標準特許(0)出願の主題である発明の条例第37L条(2)(b)(i)にいう説明に適用される。
- (2) 説明は、次の通りでなければならない。
 - (a) 発明が属する技術分野を指定すること
 - (b) 出願人の知る範囲において発明の理解に役立つとみなされる背景技術を表示すること
 - (c) 望ましくは、背景技術を反映している書類を引用すること
 - (d) 次の事項が理解され得るように発明を開示すること
 - (i) 発明が属する技術的課題(その旨明示しない場合でも)、及び
 - (ii) 課題の解決
 - (e) 背景技術に関し発明のもたらす利点を記載すること
 - (f) 説明にいう図面(あれば)の図を簡単に説明すること
 - (g) 発明を実施する少なくとも1の方法を、適切な場合は具体例を用い、かつ、図面(あれば)を参照して、詳細に説明すること、並びに
 - (h) 発明を産業上利用することができる方法が発明の説明又は内容からは自明でない場合は、それを表示すること
- (3) 説明は、(2)に定める方法と順序で提出しなければならない。ただし、そうしないことが発明の内容上発明のよりより理解と更なる経済的な説明に資する場合はこの限りでない。

第310条 説明にいう図面

- (1) 本条は、標準特許(0)出願の主題である発明の条例第37L条(2)(b)(iii)に基づく説明にいう図面に適用される。
- (2) 図面は、
 - (a) 各々次の通りである用紙に描かなければならない。
 - (i) 使用可能面が26.2cm×17cmを超えないこと
 - (ii) 使用可能面又は使用面の周囲に枠を施さないこと、及び
 - (iii) 余白が少なくとも次の通りであること
 - (A) 上端から2.5cm
 - (B) 左端から2.5cm
 - (C) 右端から1.5cm
 - (D) 下端から1cm
 - (b) 次の方法で作成しなければならない。
 - (i) 着色することなく、耐久性があり、黒色で十分に濃厚な、均一の太さの明瞭な線及び筆法で作成して、十分な複製を可能にするものとする。

- (ii) 図面に含まれる断面(あれば)は、引用符号及び引出し線の明瞭な読取を妨げないハッチングによって示さなければならない。
- (iii) 作図の大きさ及び明瞭性は、図面の3分の2の線縮尺による図面の写真複製の際に図面のすべての細部を容易に識別することができるようなものでなければならない。
- (iv) 例外的に尺度を示す場合は、尺度は、図式で表示しなければならない。
- (v) すべての数字、文字及び引用符号は簡潔かつ明瞭でなければならない。
- (vi) 括弧、円及び引用符は、数字及び文字とともに用いてはならない。
- (vii) すべての線は、通常、製図用具を用いて引かなければならない。
- (viii) 同じ図の要素は、異なる比率が図の明瞭性に不可欠な場合を除き、互いに比例しなければならない。
- (ix) 数字及び文字の大きさは、縦0.32cm以上でなければならない。
- (x) 文字は、次のものでなければならない。
 - (A) ラテン文字、及び
 - (B) 慣習となっている場合は、場合によりギリシャ文字又は漢字
- (xi) 図面の同一の用紙に、2以上の図の記載がある場合は、それらの図は、次の通りでなければならない。
 - (A) 不必要な間隔を置くことなく、相互に十分に離して配置すること、及び
 - (B) 用紙の番号とは関係なく、アラビア数字により連続番号を付すこと
- (xii) 2以上の用紙に描く図が単一の全体図を構成することが意図される場合は、それらの用紙に描く図は、部分図の何れの部分をも隠すことなく全体図を組み立てることができるように配置しなければならない。
- (xiii) 説明及びクレームにない引用符号は、用いてはならない。
- (xiv) 図面に用いない引用符号は、説明及びクレームに用いてはならない。
- (xv) 同一の特徴は、引用符号によって示すときは、当該出願の全体を通じて同一の符号によって示さなければならない。
- (xvi) 図面には、次に該当する場合を除き、文言を記載してはならない。
 - (A) 図面の明確な理解のために必要な場合は、文言が単語又は語句又は場合により同等の漢字である場合、及び
 - 例一単語又は語句の例は、「水」、「蒸気」、「開」、「閉」及び「AAの切断面」である。
 - (B) 電気回路及びブロックダイアグラム又は工程図表については、文言が
 - (I) 図面の明確な理解のために必要とされる短い語句又は場合により同等の漢字であり、かつ
 - (II) 必要な場合はそれに代えて、何れの線にもかかることなく翻訳を貼り付けることができるように配置される場合
- (xvii) 図面用紙は、本規則第31Q条(3)(d)(ii)に従って番号を付さなければならない。
- (3) 本条において、
 - 「図面」とは、工程図及びダイアグラムを含む。

第31P条 要約

- (1) 本条は、標準特許(0)出願の主題である発明の条例第37L条(2)(c)にいう要約に適用され

る。

(2) 要約は、次の通りでなければならない。

(a) 発明の名称で始まること

(b) 条例第 37L 条 (2) (b) にいう明細書の内容の簡潔な概要を含めること

(c) 通常、150 語又は場合により漢字 200 字以下の記載とすること

(d) 適切な場合は、明細書に含まれる化学式の中で発明を特徴付けるのに最適の化学式を含めること、及び

(e) 発明の真偽の疑わしい長所若しくは価値又は発明の思惑的な利用に係る陳述を含めないこと

(3) (2) (b) にいう概要は、次の通りでなければならない。

(a) 発明が関係する技術分野を指定すること、並びに

(b) 次の事項の明確な理解を可能にするように記入すること

(i) 発明が関係する技術的課題

(ii) 発明による課題の解決の要旨、及び

(iii) 発明の主要用途

(4) 明細書が図面を提供する場合は、

(a) 出願人は、公開された時に要約に付すべきと出願人が提案する図面の図又は例外的には複数の図を要約に表示しなければならない。

(b) 登録官が他の図又は複数の図が発明の特徴付けにより適すると考える場合は、登録官は、他の図又は複数の図を公開することを決定することができる。

(c) 要約に記載され、かつ、図面により図示される発明の主要な特徴の各々には、括弧に入れた当該図面に使用された特徴に係る引用符号を続けなければならない。

第 31Q 条 書類の寸法及び体裁

(1) 本条は、条例第 37L 条 (1) (b) に基づいて提出される標準特許 (0) 出願を構成する書類に適用される。

(2) 各々の書類は、次のことができるように提出しなければならない。

(a) 写真、写真複写、写真オフセット及びマイクロフィルムによる無制限部数の複製、及び

(b) 書類画像を捕捉することが可能であって、かつ、その書類画像のコンピュータでの保存及びコンピュータによる検索に適する形態への変換が可能な装置による走査

(3) 各々の書類は、次の通りでなければならない。

(a) 裂け目、皺及び折目がないこと

(b) 片面とすること

(c) しなやかな、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない耐久性ある A4 寸法の紙 (29.7cm×21cm) とすること、並びに

(d) 用紙を別の書類と共有しないこと。また、書類を構成する用紙は、次の通りでなければならない。

(i) 用紙を容易に頁めくり、綴じ外し、綴じ戻しできるように綴じること、及び

(ii) 連続するアラビア数字で番号を付すこと

(4) 説明、クレーム及び要約は、

(a) 図面を含めてはならず、

- (b) 化学式又は数式を含めることができ、
- (c) (5)に従うことを条件として、表を含めることができ、かつ
- (d) (6)に従うことを条件として、タイプ又は印刷しなければならない。
- (5) クレームには、その主題から見て表の使用が望ましい場合に限り、表を含めることができる。
- (6) 必要な場合は、図記号及び化学式又は数式は、手書きすることができる。
- (7) 説明、クレーム及び要約における文言はすべて、黒色で消去できないものとしなければならない。
- (8) 表及び化学式又は数式は、
 - (a) (b)に従うことを条件として、縦位置の用紙上に提示しなければならない、かつ
 - (b) 縦位置の用紙上では十分に提示することができない場合は、表又は式の上端が用紙の左側になるように横位置の用紙上に提示することができる。
- (9) 書類において、
 - (a) 度量衡の単位は、他の単位でも表されるか否かを問わず、メートル法で表さなければならない。
 - (b) 他の物理値については、国際慣行において承認された単位で表さなければならない。
 - (c) 化学式又は数式は、一般に使用されている記号、原子量及び分子式を用いることにより記載しなければならない。
 - (d) 一般的に、当該分野において一般に使用されている技術用語、符号及び記号を用いなければならない。
- (10) 式又は記号を明細書において使用する場合において、登録官が指示するときは、図面と同様の方法で作成した明細書の写しを提出しなければならない。
- (11) 用語及び符号は、出願の全体を通じて一貫して使用しなければならない。
- (12) 書類はすべて、次の通りでなければならない。
 - (a) 判読できること、及び
 - (b) 合理的な範囲を超えて削除その他の変更、重ね書き及び行間挿入を行わないこと
- (13) 登録官は、次の場合は、書類について本条及び本規則第 310 条に基づく要件を免除することができる。
 - (a) 書類の内容の真正性に疑いがなく、良好な複製の要件が損なわれず、又は
 - (b) 登録官が免除を正当化する他の状況があると考える場合

第 31R 条 陳述書、反対陳述書及び証拠の様式

登録官の指示に従うことを条件として、登録官に提出される陳述書、反対陳述書又は証拠は、第 31Q 条(2)及び(3)(c)に基づく要件を遵守しなければならない。

第 31S 条 クレーム

- (1) 本条は、標準特許(0)出願の主題である発明の条例第 37L 条(2)(b)(ii)にいうクレームに適用される。
- (2) クレームは、保護を求める事項を、発明の技術的特徴をもって明示しなければならない。
- (3) 適切な場合は、独立クレームには、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 発明の主題の指定及び技術的特徴であって、クレームされる主題の定義に必要であるが

特徴が組合せにより先行技術の一部であるものを表示する陳述、及び

(b) (a)にいう技術的特徴との組合せによりクレームが保護を求める技術的特徴を述べる特徴部分。この部分は、「に特徴を有する」若しくは「を特徴とする」又は場合により同等の漢字の表現に続いて示される。

(4) 発明の本質的特徴を述べる独立クレームには、その発明の特定の実施例に関する 1 又は 2 以上の従属クレーム(従属クレーム)を続けることができる。

(5) 他のクレームのすべての特徴を含む従属クレームは、

(a) 可能なときは冒頭で当該他のクレームを引用しなければならない、

(b) 当該従属クレームが保護を求める追加の特徴を記載しなければならない、かつ

(c) それが同じく従属クレームである別のクレームを直接的に引用する場合でも許される。

(6) 前の単一又は 2 以上のクレームを引用する従属クレームは、最も適切な方法で前のクレームに従ってまとめて記載しなければならない。

(7) クレームの数は、クレームされた発明の内容を考慮して、合理的な数としなければならない。

(8) 2 以上のクレームがある場合は、クレームにはアラビア数字で連続番号を付さなければならない。

(9) クレームは、次のものに依拠してはならない。

(a) 不可欠な場合を除き、発明の技術的特徴に係る説明又は図面の引用、及び

(b) 特に、次の引用又は次の引用に類似した引用

(i) 「説明の... の箇所に記載したように」

(ii) 「図面の... の図に示したように」

(iii) 「如説明第.....部分所描述」, 又は

(iv) 「如繪圖的附圖.....所示」

(10) 図面を含む出願については、クレームに記載された技術的特徴には、望ましくは、そうすることによりクレームの理解が容易になる場合は、図面に使用された特徴に係る引用符号を続けなければならない。

(11) 引用符号は、

(a) 括弧に入れなければならない、かつ

(b) クレームを限定するとは解されない。

第 31T 条 条例第 37L 条(3) (c)に基づく陳述書

登録官は、標準特許(0)出願に含まれる条例第 37L 条(3) (c)にいう陳述書の写しを、出願人でない当該発明の発明者の各々に送付しなければならない。

第 31U 条 登録官は書類の受領証を交付すること

標準特許(0)出願を構成する書類を最初に受領したときは、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 書類に受領日を付すこと

(b) 出願に出願番号を与えること、及び

(c) 出願人に、次の事項を記述した受領証を交付すること

(i) 出願番号

- (ii) 書類の内容及び番号，並びに
- (iii) 受領日

第 31V 条 条例第 37M 条に基づく最小限要件の審査後の通知

- (1) 標準特許(0)出願が条例第 37M 条(3)に定める要件(最小限要件)を遵守している場合は，登録官は，出願人に対してなされる通知により，最小限要件が遵守された日を出願人に通知しなければならない。
- (2) 出願が最小限要件を遵守していない場合は，登録官は，出願人に対してなされる通知により，次の事項を出願人に通知しなければならない。
 - (a) 最小限要件の不遵守に関する出願における欠陥，及び
 - (b) 出願人が通知日後 2 月以内に欠陥を補正しない限り，出願は標準特許(0)出願として取り扱われない旨
- (3) 出願人が(2)(b)にいう期間内に欠陥を補正する場合は，登録官は，出願人に対してなされる通知により，最小限要件が遵守された日を出願人に通知しなければならない。

第 31W 条 条例第 37M 条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願の引用の要件

- (1) 本条は，標準特許(0)出願が，条例第 37M 条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願の引用とされるものを含む場合に適用される。
- (2) 条例第 37M 条(3)に基づく最小限要件の目的では，先の所定の出願の引用は，当該引用が次の事項を記載していない限り，なされたものとはみなされない。
 - (a) 先の所定の出願の出願日
 - (b) 先の所定の出願の出願番号，及び
 - (c) 先の所定の出願がなされた国，領土又は地域
- (3) 出願人は，条例第 37M 条(3)に基づく最小限要件が遵守された日後 4 月以内に，次の書類を登録官に提出しなければならない。
 - (a) 先の所定の出願の写し，及び
 - (b) 先の所定の出願を受領した当局により交付された証明書(証明書)の写し
- (4) 先の所定の出願が条例に基づいてなされた出願である場合は，(3)(a)及び(b)にいう写しは，適時に提出されたものとみなされる。
- (5) 先の所定の出願又は証明書が英語でも中国語でもない場合は，本規則第 56 条(1)，第 56A 条及び第 56B 条(3)が適用される。
- (6) 先の所定の出願の写し，証明書の写し又は(5)により適用される第 56 条(1)，第 56A 条及び第 56B 条(3)により要求される翻訳文が，本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は，適時に提出されたものとみなされる。

第 31X 条 条例第 37N 条の適用上の提出

- (1) 欠落した説明又は欠落した図面の提出が，条例第 37N 条(1)に基づく通知により要求された場合は，
 - (a) これは，通知日後 2 月以内に提出しなければならず，かつ
 - (b) 先の出願書類は，条例第 37N 条(5)(d)の適用上，主張される最先の優先日後 16 月以内に提出しなければならない。

(2) 欠落した説明又は欠落した図面が、条例第 37N 条(2)に基づいて出願人の発意により提出される場合は、

(a) これは、条例第 37M 条(3)に基づく最小限要件が遵守された日後 2 月以内に提出しなければならない、かつ

(b) 先の出願書類は、条例第 37N 条(5) (d)の適用上、主張される最先の優先日後 16 月以内に提出しなければならない。

(3) 登録官が標準特許(0)出願が条例第 37P 条(1)に基づく方式要件を遵守していることに納得した後は、登録官は、条例第 37N 条(1)に基づく通知を送付しない。

(4) 条例第 37N 条(5) (a)にいう先の出願が条例に基づいてなされた出願である場合は、先の出願の写しは、条例第 37N 条(5) (d)の適用上適時に提出されたものとみなされる。

(5) 先の出願が英語でも中国語でもない場合は、本規則第 56A 条及び第 56C 条が適用される。

(6) 先の出願の写し又は(5)により適用される第 56A 条及び第 56C 条により要求される翻訳文が本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は、適時に提出されたものとみなされる。

(7) 本条において、

「欠落した説明」とは、条例第 37N 条(6)により与えられる意味を有する。

「欠落した図面」とは、条例第 37N 条(6)により与えられる意味を有する。

「先の出願書類」とは、次のものをいう。

(a) 条例第 37N 条(5) (d) (i)にいう先の出願の写し、及び

(b) 先の出願の何れの部分が標準特許(0)出願において欠落している説明又は図面に相当するかを表示する条例第 37N 条(5) (d) (iii)にいう陳述書

第 4 節 標準特許(0)出願の方式要件に関する審査及び公開

第 31Y 条 方式要件に関する標準特許(0)出願における欠陥の補正

(1) 条例第 37P 条(1)に基づく審査が、同条の意味での方式要件に関する標準特許(0)出願における欠陥を明らかにする場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、次のことを行わなければならない。

(a) 欠陥を出願人に通知すること、及び

(b) 通知日後 2 月以内に欠陥を補正するよう出願人に要求すること

(2) 出願が条例第 37P 条(2)又は(4)に基づいて拒絶され又は取り下げられたものとみなされる場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、次のことを行わなければならない。

(a) 拒絶又は取下を出願人に通知すること、及び

(b) 拒絶又は取下の理由を伝えること

第 31Z 条 標準特許(0)出願の公開の時期

(1) 標準特許(0)出願の公開に係る条例第 37Q 条(1) (a)にいう所定の時期は、次の通りである。

(a) 優先権主張がない場合は、出願日後 18 月、又は

(b) 優先権主張がある場合は、主張される最先の優先日後 18 月

(2) 条例第 37Q 条(1) (a)及び(2)の適用上、登録官は、次のことを行わなければならない。

- (a) 公開の準備が完了したものとみなされる日付を決定すること、及び
- (b) 日付を決定した後速やかに、出願人に対してなされる通知により、決定を出願人に通知すること

第 31ZA 条 第三者による意見

- (1) 本条は、標準特許(0)出願の主題である発明の特許性に関する何人かの意見に係る条例第 37R 条(1)にいう通知に適用される。
- (2) 通知は、次の期間中に登録官に提出しなければならない。
 - (a) 条例第 37Q 条に基づく出願の公開日後で、かつ
 - (b) 場合により、次の何れかの日前に
 - (i) 登録官が本規則第 31ZP 条(2)に基づいて登録官の決定を通知する日
 - (ii) 登録官が第 31ZN 条(2)にいう標準特許(0)出願に係る最終拒絶通知を出す日
 - (iii) 標準特許(0)出願が条例第 37ZD 条に基づいて後に回復されていない場合は、標準特許(0)出願が取り下げられ又は取り下げられたものとみなされる日
- (3) 条例第 37R 条(3)は、登録官から見て、次に該当する通知には適用されない。
 - (a) 何人かを誹謗して損害を与える虞のあるもの、又は
 - (b) 不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長すると一般的に予想されるもの

第 5 節 標準特許(0)出願の実体審査及び標準特許(0)の付与

第 31ZB 条 解釈

本節において、

「審査通知」とは、第 31ZD 条を参照のこと。

「審査要件」とは、条例第 37S 条により与えられる意味を有する。

「最終拒絶通知」とは、本規則第 31ZN 条(2)を参照のこと。

「更なる審査通知」とは、第 31ZF 条(2)を参照のこと。

「更なる再審査見解書」とは、第 31ZL 条(2)を参照のこと。

「仮拒絶通知」とは、第 31ZH 条(2)を参照のこと。

「再審査請求」とは、第 31ZI 条(1)を参照のこと。

「審査通知に対する応答」とは、第 31ZE 条(1)を参照のこと。

「更なる審査通知に対する応答」とは、第 31ZG 条(1)を参照のこと。

「更なる再審査見解書に対する応答」とは、第 31ZM 条(1)を参照のこと。

「再審査見解書に対する応答」とは、第 31ZK 条(1)を参照のこと。

「再審査見解書」とは、第 31ZJ 条を参照のこと。

「実体審査」とは、条例第 37U 条(2)に基づく審査をいう。

第 31ZC 条 実体審査請求

- (1) 条例第 37T 条(1)に基づく標準特許(0)出願の実体審査のためになされる請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること、及び
 - (b) 登録官に提出すること
- (2) 条例第 37T 条(2)(a)にいう所定の期限は、次の通りである。

- (a) 所定の新たな出願でない標準特許(0)出願については、当該出願の重要日の3年後
 - (b) 所定の新たな出願であって、その適合日が先の出願の重要日後3年の期間の満了前2月以上であるものについては、当該先の出願の重要日の3年後(3年期間)
 - (c) 所定の新たな出願であって、その適合日が3年期間の満了前2月未満であるものについては、当該新たな出願の適合日後2月、又は
 - (d) 所定の新たな出願であって、その適合日が3年期間の満了日以後であるものについては、当該新たな出願の適合日後2月
- (3) 請求のための所定の手数料は、請求の日後1月までに登録官に納付しなければならない。
- (4) 所定の手数料が(3)に定める期限内に納付されない場合において、猶予期間内に納付されたときは、当該手数料は、期限内に納付されたものとみなされる。当該猶予期間は、
- (a) 出願人に対してなされる通知により登録官により認容され、かつ
 - (b) (i) 期限の満了日に始まり、
 - (ii) 通知日後1月の満了時に終わる。
- (5) 本条において、
- 「先の出願」とは、条例第37J条(1)(a)若しくは第37Z条(1)(a)にいう先の出願又は場合により条例第55条(1)に基づく付託が関係する条例第55条(4)に基づく出願をいう。
- 「適合日」とは、次の日をいう。
- (a) 条例第37M条(3)に基づく最小限要件が遵守され、かつ
 - (b) 本規則第31V条(1)又は(3)に基づく通知により出願人に通知された日
- 「重要日」とは、条例第2条(1)により与えられる意味を有する。
- 「所定の新たな出願」とは、条例第37J条(2)(a)若しくは第37Z条(1)(b)にいう新たな標準特許(0)出願又は場合により条例第55条(4)にいう新たな出願をいう。

第31ZD条 審査通知

登録官が標準特許(0)出願に係る条例第37V条(1)に基づく通知(審査通知)を出す場合は、登録官は、当該通知において、出願人が本規則第31ZE条(1)に従って当該通知に応答することができる旨を記載しなければならない。

第31ZE条 審査通知に対する応答

- (1) 条例第37V条(3)(a)又は(b)の適用上、提出される審査通知に対する応答(審査通知に対する応答)は、出願人が、通知日後4月以内に登録官に提出しなければならない。
- (2) 出願人が(1)に基づく要件を遵守しない場合は、標準特許(0)出願は、取り下げられたものとみなされる。

第31ZF条 更なる審査通知

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 標準特許(0)出願の出願人が第31ZE条(1)に従う審査通知に対する応答を提出し、かつ
 - (b) 登録官が当該応答を検討した場合
- (2) 登録官は、条例第37V条(1)に基づく出願人に対してなされる通知(更なる審査通知)により、次のことを行うことができる。
 - (a) 審査通知に対する応答に含まれる事項であって、登録官が詳述、修正又は明瞭化が必要

であると考えるものを記述すること、及び

(b) 出願人が本規則第 31ZG 条(1)に従って当該事項に係る更なる応答を提出して、当該事項を詳述し、修正し又は明瞭化することができる旨を記載すること

(3) 登録官は、更なる審査通知を 2 回以上出すことができる。

第 31ZG 条 更なる審査通知に対する応答

(1) 条例第 37V 条(3) (a)又は(b)の適用上、提出される更なる審査通知に対する応答(更なる審査通知に対する応答)は、出願人が、通知日後 4 月以内に登録官に提出しなければならない。

(2) 出願人が(1)に基づく要件を遵守しない場合は、標準特許(0)出願は、取り下げられたものとみなされる。

(3) 本規則第 31ZF 条は、更なる審査通知に対する応答に関して、次の通り適用される。

(a) 第 31ZF 条(1) (a)における「第 31ZE 条(1)に従う審査通知に対する応答」という語句が、「第 31ZG 条(1)に従う更なる審査通知に対する応答」という語句で置き換えられたものとして、かつ

(b) 第 31ZF 条(2) (a)における「審査通知に対する応答」という語句が、「更なる審査通知に対する応答」という語句で置き換えられたものとして

第 31ZH 条 仮拒絶通知

(1) 登録官が、

(a) 審査通知に対する応答、及び

(b) 更なる審査通知(あれば)に対する応答

を検討して、標準特許(0)出願が、関係する審査要件を遵守していないとの見解を有する場合は、登録官は、標準特許(0)の付与を拒絶する仮決定を下すことができる。

(2) 登録官が仮決定を下す場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知(仮拒絶通知)により、次のことを行わなければならない。

(a) 決定を出願人に通知すること

(b) 関係する審査要件を記述すること、及び

(c) 出願人が、本規則第 31ZI 条(1)及び(2)に従って条例第 37V 条(3) (c)に基づく登録官の見解の再審査請求を提出することにより、仮拒絶通知に応答することができる旨を記載すること

第 31ZI 条 再審査請求

(1) 条例第 37V 条(3) (c)に基づく登録官の見解の再審査請求(再審査請求)は、出願人が、仮拒絶通知の日後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。

(2) 再審査請求は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること、及び

(b) 請求のための所定の手数料を伴うこと

(3) 再審査請求には、次の何れか又は双方を含めることができる。

(a) 標準特許(0)出願が、関係する審査要件を遵守していることを立証する表示

(b) 当該要件の遵守を達成するための本規則第 31ZT 条に基づく出願の補正請求

(4) (1)又は(2)に基づく要件を遵守していない再審査請求は、なされなかったものとみなさ

れる。

(5) 再審査請求が提出されない場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。

- (a) 標準特許(0)の付与を拒絶する最終決定を下すこと、及び
- (b) 出願人に最終拒絶通知を出すこと

第 31ZJ 条 再審査見解書

登録官が、再審査請求を検討して、標準特許(0)出願が、関係する審査要件を遵守していないとの見解(再審査見解)を有する場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、次のことを行わなければならない。

- (a) 再審査見解を出願人に通知すること
- (b) 関係する審査要件を記述すること
- (c) 出願人が第 31ZK 条(1)に従って再審査見解書に対する応答を提出することができる旨を記載すること、及び
- (d) 登録官が適切と考える場合、かつ、該当する場合は、出願人が第 82 条(2)(a)に従って第 82 条(1)に基づく審理の請求を提出することができる旨を記載すること

第 31ZK 条 再審査見解書に対する応答

(1) 条例第 37V 条(3)(a)又は(b)の適用上、提出される再審査見解書に対する応答(再審査見解書に対する応答)は、出願人が、再審査見解書の日付後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。

(2) 再審査見解書に出願人が本規則第 82 条(1)に基づいて審理を請求することができる旨が記載された場合は、同条に基づく審理の請求は、第 82 条(2)(a)にいう期間内に提出することができる。

(3) 審理の請求は、次の通りでなければならない。

- (a) 所定の様式によること
- (b) 請求のための所定の手数料を伴うこと、及び
- (c) 登録官に提出すること

(4) (1)に従って再審査見解書に対する応答が提出されず、(2)及び(3)に従って審理の請求(該当する場合)が提出されない場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。

- (a) 標準特許(0)の付与を拒絶する最終決定を下すこと、及び
- (b) 出願人に最終拒絶通知を出すこと

第 31ZL 条 更なる再審査見解書

(1) 本条は、次の場合に適用される。

(a) 登録官が

(i) 標準特許(0)出願の出願人が第 31ZI 条(1)及び(2)に従って提出した再審査請求、及び

(ii) 出願人が第 31ZK 条(1)に従って提出した再審査見解書に対する応答(あれば)

を検討しており、かつ

(b) 出願人が第 82 条(1)に基づいて審理を請求したときは、当該審理がなされている場合

(2) 登録官は、出願人に対してなされる通知(更なる再審査見解書)により、次のことを行うことができる。

- (a) 次の請求、応答及び審理(あれば)に含まれる事項であって、登録官が詳述、修正又は明瞭化が必要であると考えられるものを記述すること
 - (i) 再審査請求
 - (ii) 再審査見解書に対する応答、及び
 - (iii) 第 82 条(1)に基づく審理
- (b) 出願人が第 31ZM 条(1)に従って当該事項に係る更なる応答を提出して当該事項を詳述し、修正し又は明瞭化することができる旨を記載すること、並びに
- (c) 登録官が適切と考える場合、かつ、該当する場合は、出願人が第 82 条(2) (b)に従って第 82 条(1)に基づく審理の請求を提出することができる旨を記載すること
- (3) 登録官は、更なる再審査見解書を 2 回以上出すことができる。

第 31ZM 条 更なる再審査見解書に対する応答

- (1) 条例第 37V 条(3) (a)又は(b)の適用上、提出される更なる再審査見解書に対する応答(更なる再審査見解書に対する応答)は、出願人が、更なる再審査見解書の日付後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。
- (2) 更なる再審査見解書に出願人が本規則第 82 条(1)に基づいて審理を請求することができる旨が記載された場合は、同条に基づく審理の請求は、第 82 条(2) (b)にいう期間内に提出することができる。
- (3) 審理の請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 請求のための所定の手数料を伴うこと、及び
 - (c) 登録官に提出すること
- (4) (1)に従って更なる再審査見解書に対する応答が提出されず、(2)及び(3)に従って審理の請求(該当する場合)が提出されない場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。
 - (a) 標準特許(0)の付与を拒絶する最終決定を下すこと、及び
 - (b) 出願人に最終拒絶通知を出すこと
- (5) 第 31ZL 条は、更なる再審査見解書に対する応答に関して、次の通り適用される。
 - (a) 第 31ZL 条(1) (a) (ii)における「出願人が第 31ZK 条(1)に従って提出した再審査見解書に対する応答」という語句が、「出願人がそれぞれ第 31ZK 条(1)及び第 31ZM 条(1)に従って提出した再審査見解書に対する応答及び更なる再審査見解書に対する応答」という語句で置き換えられたものとして、かつ
 - (b) 第 31ZL 条(2) (a) (ii)における「再審査見解書に対する応答」という語句が、「再審査見解書に対する応答及び更なる再審査見解書に対する応答」という語句で置き換えられたものとして

第 31ZN 条 最終拒絶通知

- (1) 登録官が、次の請求、応答及び審理(あれば)において提起された事項を検討して、なお標準特許(0)出願が、関係する審査要件を遵守していないとの見解を有する場合は、登録官は、標準特許(0)の付与を拒絶する最終決定を下すことができる。
 - (a) 再審査請求
 - (b) 再審査見解書に対する応答

- (c) 更なる再審査見解書に対する応答
- (d) 第 82 条(1)に基づく審理
- (2) 登録官が最終決定を下す場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知(最終拒絶通知)により、次のことを行わなければならない。
 - (a) 決定を出願人に通知すること、及び
 - (b) 決定の理由を伝えること

第 31Z0 条 関係する審査要件の遵守時の実体審査の継続

登録官が、関係する審査要件が遵守されているとの見解を有する場合は、登録官は、標準特許(0)出願の実体審査の遂行を継続しなければならない。

第 31ZP 条 標準特許(0)の付与及び公開

- (1) 登録官は、条例第 37X 条に基づいて標準特許(0)を付与したときは、条例第 37X 条(2)(a)に基づく公開の準備が完了したものとみなされる日を決定しなければならない。
- (2) 登録官は、決定を下した後速やかに、出願人に対してなされる通知により、決定を出願人に通知しなければならない。

第 6 節 付与前の標準特許(0)出願に関する規定

第 31ZQ 条 解釈

本節において、

「再審査請求」とは、第 31ZI 条(1)を参照のこと。

「審査通知に対する応答」とは、第 31ZE 条(1)を参照のこと。

「更なる審査通知に対する応答」とは、第 31ZG 条(1)を参照のこと。

「更なる再審査見解書に対する応答」とは、第 31ZM 条(1)を参照のこと。

「再審査見解書に対する応答」とは、第 31ZK 条(1)を参照のこと。

第 31ZR 条 条例第 37B 条(2)(b)(i)に基づく新規性を損なわない開示に係る主張

条例第 37B 条(2)(b)(i)に基づく明らかな濫用を理由とした又はその結果としての開示に係る主張の目的では、標準特許(0)出願には、次のものを含めなければならない。

- (a) 同条にいう明らかな濫用があった旨を記載した陳述書、及び
- (b) 陳述書を裏付ける証拠書類

第 31ZS 条 条例第 37Z 条に基づく分割標準特許(0)出願

(1) 条例第 37Z 条(1)(b)にいう新たな標準特許(0)出願(新たな出願)には、次の事項を記載しなければならない。

- (a) 当該新たな出願が同条に基づく出願である旨、及び
- (b) 条例第 37Z 条(1)(a)の意味での先の出願(先の出願)の出願番号

(2) 先の出願が条例第 37P 条(2)若しくは(4)(b)又は第 37Y 条に基づいて拒絶された場合は、出願人は、本規則第 31Y 条(2)に基づく通知の日又は場合により本規則第 31ZN 条(2)に基づく最終拒絶通知の日後 2 月以内に新たな出願を行うことができる。

(3) 拒絶に関して条例第 130 条に基づく上訴がなされた場合は、登録官は、新たな出願を行うことができる期間を指定することができる。

(4) 新たな出願は、条例第 37M 条(3)に基づく最小限要件が遵守された日に正規になされたものとみなされる。

第 31ZT 条 条例第 37ZA 条(1)に基づく付与前の標準特許(0)出願の補正請求

(1) 本規則第 45 条(3)に従うことを条件として、条例第 37ZA 条(1)に基づく付与前の標準特許(0)出願の補正請求は、次の通りでなければならない。

- (a) 所定の様式によること
- (b) 補正を特定すること
- (c) 補正の理由を伝えること、及び
- (d) 登録官に提出すること

(2) 条例第 103 条(2)に従うことを条件として、標準特許(0)出願の出願人は、次のように出願の補正を請求することができる。

(a) 条例第 37T 条(1)に基づく実体審査請求の提出時に

(b) 次のもの、すなわち、

- (i) 審査通知に対する応答
- (ii) 更なる審査通知に対する応答
- (iii) 再審査請求

(iv) 再審査見解書に対する応答、又は

(v) 更なる再審査見解書に対する応答

を登録官に提出する時に

(c) (a)に基づいて出願の補正請求が提出されているか否かを問わず、条例第 37Q 条に基づく出願の公開の準備が完了する前に 1 回、及び

(d) 条例第 37U 条(1)に基づいて発出された通知の日後 3 月以内に

(3) 出願人が標準特許(0)出願に含まれる明細書における説明、クレーム又は図面の補正(請求される補正)を請求する場合において、登録官が適切と考えるときは、登録官は、出願人に対してなされる通知により、登録官が指定する期間内に、補正された明細書の次の写し(必要な写し)を登録官に提出するよう出願人に要求することができる。

(a) 請求される補正が組み込まれた無加筆の明細書の写し、及び

(b) 請求される補正が組み込まれ、表示された明細書の写し

(4) 必要な写しが(3)に基づいて指定された期間内に提出されない場合は、当該必要な写しが関係する補正請求は、取り下げられたものとみなされる。

(5) (1)及び(3)の適用上、標準特許(0)出願の補正は、本規則第 31M 条(2)及び(3)、第 31N 条、第 31O 条、第 31P 条、第 31Q 条(1)から(12)まで、第 31R 条並びに第 31S 条に定める要件を遵守して作成しなければならない。

第 31ZU 条 条例第 37ZD 条(1)により適用される条例第 28 条(1)及び(2)に基づく標準特許(0)出願の回復を請求する通知

条例第 37ZD 条(1)により適用される条例第 28 条(1)及び(2)に基づく標準特許(0)出願の回復を請求する通知は、次の通りでなければならない。

- (a) 所定の様式によること
- (b) 請求のための所定の追加手数料を伴うこと、及び
- (c) 登録官に提出すること

第 31ZV 条 条例第 37ZD 条(1)により適用される条例第 29 条(1)及び(2)に基づく標準特許(0)出願に係る喪失した権利の回復申請

条例第 37ZD 条(1)により適用される条例第 29 条(1)及び(2)に基づく標準特許(0)出願に係る喪失した権利の回復申請は、次の通りでなければならない。

- (a) 登録官に対して行うこと
- (b) 所定の様式によること、及び
- (c) 権利回復の申請のための所定の追加手数料を伴うこと

第 31ZW 条 条例第 149 条(2A)に基づく微生物の使用を必要とする発明の標準特許(0)出願に関する要件

本規則附則 1 は、発明の実施のために微生物の使用を必要とする発明の標準特許(0)出願に関し条例第 149 条(2A)に基づいて効力を有する。

第 31ZX 条 ヌクレオチド及びアミノ酸配列に係る発明の標準特許(0)出願における配列表に関する要件

(1) ヌクレオチド及びアミノ酸配列に係る発明の標準特許(0)出願には、出願に含まれる明細書における説明の一部として配列表を含めなければならない。

(2) 配列表は、次の通りでなければならない。

(a) 特許出願における配列表の提出について特許協力条約に基づいて採択された要件及び標準を遵守すること、及び

(b) 次の通り提出すること

(i) 登録官に、かつ

(ii) 登録官が要求する場合は、電子様式により

(3) 標準特許(0)出願に関して提出される配列表は、出願が第 93A 条(2)に基づく電子提出の方法でなされない場合でも、電子様式により提出することができる。

(4) 標準特許(0)出願の出願日後に提出される配列表は、配列表が出願において開示された配列を超えて拡張する事項を含まない旨を登録官の納得するように確認する、出願人が作成した陳述書を伴わなければならない。

第4部 付与後の特許に係る規定

第1節 標準特許

第32条 標準特許の更新

(1) 条例第39条(2)の適用上規定される更新手数料の納付は、所定の様式による更新請求を、更新手数料を添えて提出することによりなされる。

(2) 登録官は、適式に記入された更新請求及び更新手数料を受領したときは、納付確認書を発行する。

(3) 条例第39条(2)及び(3)による更新手数料の納付期間が満了した場合は、登録官は、同条による納付の最終日後6週間までに、かつ、手数料がなお未納のままであることを条件として、標準特許所有者に、納付が期限切れであること及び不納の結果についての通知を送付する。

(4) (3)による特許所有者への通知は、次の住所へ送付する。

(a) 最後の更新手数料の納付時に特許所有者が指定した香港における住所

(b) 最後の更新の後、特許所有者が当該目的で登録官に通知した香港における別の住所がある場合は、その住所、又は

(c) その他の場合は、登録簿に記入された送達宛先

(5) 条例第39条(4)に規定される方法による更新手数料の追納は、条例第39条(4)に規定される更新手数料及び追加手数料を添えた所定の様式による更新請求の提出によりなされる。

第33条 失効した標準特許の通知

次の場合、すなわち、

(a) 条例第39条(2)及び(3)に定める期間内に更新手数料が納付されないことを理由として標準特許が効力を停止した場合、及び

(b) 条例第39条(4)に定める延長期間が、更新手数料及び所定の追加手数料が納付されることなく満了した場合は、

登録官は、延長期間の満了後6週間以内に、特許所有者にその事実を通知し、かつ、条例第40条の規定に注意を喚起する。

第34条 条例第40条に基づく失効した標準特許の回復

(1) 更新手数料の不納を理由として効力を停止した標準特許の回復を求める、条例第40条に基づく申請は、次の通りとする。

(a) 所定の様式によること、及び

(d) 同条の適用上規定される手数料を伴うこと

(1A) 申請は、条例第40条(4)の適用上、申請人が事件の状況により要求される適切な注意をすべて払ったことについて登録官を納得させる証拠を伴わなければならない。

(1B) 申請が証拠を伴わない場合は、登録官は、証拠を登録官に提出しなければならない期間を指定しなければならない。

(2) 登録官は、申請を裏付ける証拠を検討して、条例第40条に基づく命令を要求する根拠が明らかであると納得しない場合は、申請人にその旨を通知し、かつ、申請人が1月以内にそ

の件で審理を請求しない限り、登録官は申請を拒絶する。

(3) 申請人が認められた期間内に審理を請求する場合は、登録官は、申請人に審理を受ける機会を与えた後、申請を認容するか拒絶するか決定する。

(4) 登録官が、申請を裏付ける証拠を検討し、申請を認容することを決定する場合は、登録官は、申請人に対してなされる通知により、通知日後 2 月以内に更新請求を登録官に提出するよう申請人に要求しなければならない。

(5) 更新請求は、次の通りでなければならない。

(a) 条例第 39 条(2)の適用上規定される適式に記入された様式によること、及び

(b) 条例第 40 条(4)の適用上規定される未納の更新手数料及び追加手数料を伴うこと

(6) (4)及び(5)に従って提出された更新請求を受領したときは、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 標準特許の回復を命令すること、及び

(b) 命令の事実を公報における告示により公告すること

第 35 条 条例第 43 条に基づく標準特許(R)の補正

(1) 条例第 43 条(1)の適用上定める期間は、次の日の何れか遅い方に始まる 6 月である。

(a) 指定特許庁における補正の日、又は

(b) 標準特許(R)の付与日

(2) 条例第 43 条(1)の適用上登録官に対する書類の提出は、次のものを提出しなければならない。

(a) 次の認証謄本

(i) 補正された明細書、又は

(ii) 補正命令

(b) 所定の様式による補正の通知、及び

(c) (a)に基づいて提出される書類の、第 56 条に基づいて要求される翻訳文

(3) 登録官は、自らが適切と考えるときは、次のことを要求することができる。

(a) 指定特許庁において補正がなされている明細書の写し上に補正が表示されること、又は

(b) 補正された新たな明細書であって、第 12 条に従って作成するものを、登録官が定める期間内に提出すること

第 36 条 条例第 43 条及び第 44 条の適用上の指定特許庁における所定の異議申立又は取消手続

条例第 43 条及び第 44 条の適用上規定される指定特許庁における異議申立又は取消手続は、指定特許庁が欧州特許庁である場合は、欧州特許条約第 V 部に基づく特許付与後の異議申立手続である。

第 37 条 条例第 44 条に基づく標準特許(R)の取消

(1) 条例第 44 条(2)の適用上登録官に対する書類の提出は、所定の様式による通知及び第 56 条により要求される書類の翻訳文と共に、当該書類を提出することによりなさなければならない。

(2) 標準特許(R)の取消を求める、条例第 44 条(4)に基づく申請は、次の通りとする。

- (a) 所定の様式により行うこと
 - (b) 申請において作成される陳述書の証拠により裏付けられており、かつ、適切な場合は、第 56 条に従って当該証拠の所定の翻訳文を伴うこと、及び
 - (c) 所定の手数料を伴うこと
- (3) 条例第 44 条(2)の適用上所定の書類は、指定特許の取消を表示する、指定特許庁の特許登録簿の記入の認証謄本である。
- (4) 条例第 44 条(4)に基づく申請書を提出する者は、同時に、申請書の写し並びに申請に伴う証拠及び翻訳文を、標準特許(R)所有者として登録されている各人及び特許における又は基づく権利を有するとして登録簿に記載されているその他の各人に送付する。
- (5) (4)に基づく申請書の写しの受領者であって申請に異議申立を望む者は、その発出日から 3 月以内に、所定の様式により、異議申立の対象である申請に対する異論の理由を十分に記述した反対陳述書を、所定の手数料を添えて提出する。
- (6) 当該受領者は、反対陳述書を提出すると同時に、その写しを、(4)にいう各人であって反対陳述書の当事者を除く者に送付する。
- (7) 登録官は、以後の手續を含む手續の一部に関して自らが適切と考える指示を発することができる。

第 2 節 特許一般

第 38A 条 特許付与後の明細書の補正申請

- (1) 本条は、次のものの明細書を補正する条例第 46 条に基づく申請に適用される。
- (a) 標準特許(0)、又は
 - (b) 実体審査証明書が交付された短期特許
- (2) 申請は、次の通りでなければならない。
- (a) 所定の様式によること
 - (b) 次のもの、すなわち、
 - (i) 請求される補正を組み込み、
 - (A) 置換又は削除すべき本文、又は他の事項に取消線を引き、かつ
 - (B) 置換する本文、又は他の事項に下線を引くことにより表示した明細書の写し
 - (ii) 請求される補正の根底にある状況を立証する特許所有者が提出した証拠、及び
 - (iii) 申請のための所定の手数料
- を伴うこと、並びに
- (c) 登録官に提出すること
- (3) (2)の適用上、請求される補正は、次の条項に定める要件を遵守して作成しなければならない。
- (a) 標準特許(0)については、本規則第 31M 条(2)及び(3)、第 31N 条、第 31O 条、第 31Q 条(1)から(12)まで並びに第 31S 条、又は
 - (b) 短期特許については、本規則第 58 条(2)及び(3)、第 59 条、第 60 条、第 62 条(1)から(13)まで並びに第 64 条
- (4) 登録官は、特許所有者に対してなされる通知により、通知において指定された期間内に

次の何れか又は双方をなすよう特許所有者に要求することができる。

- (a) 請求される補正における欠陥を補正すること
- (b) (2) (b) (ii)にいう証拠を補足する更なる証拠を提出すること
- (5) 通知において指定された期間内に、通知に記載された欠陥が補正されず又は通知により要求された更なる証拠が提出されない場合は、申請は、取り下げられたものとみなされる。
- (6) 登録官は、(2) (b) (ii)及び(4) (b)にいう証拠(あれば)並びに請求される補正の根底にある状況を考慮して、次のことを行うことができる。
 - (a) 条例第 103 条(3)に従うことを条件として、請求される補正の全部又は一部を認容可能な補正(認容可能な補正)として受理すること、又は
 - (b) 請求される補正を受理することを拒絶すること
- (7) 登録官が(6) (a)に基づいて認容可能な補正を受理する場合は、登録官は、条例第 46 条(3) (a)及び(b)を遵守することに加えて、登録官の決定を特許所有者に通知しなければならない。
- (8) (6)に基づく決定のためになされる本規則第 82 条(1)に基づく審理の請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 請求のための所定の手数料を伴うこと、及び
 - (c) 登録官に提出すること

第 38B 条 異議申立通知

- (1) 第 38A 条(6) (a)にいう認容可能な補正であって、条例第 46 条(3) (a)に基づいて公開されたものに異議申立を意図する者(異議申立人)は、異議申立通知を登録官に提出することができる。
 - (2) 異議申立通知は、条例第 46 条(3) (b)に基づいて認容可能な補正の公開の事実が公告された日後 1 月以内に提出しなければならない。
 - (3) 異議申立通知は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること、及び
 - (b) 次のもの、すなわち、
 - (i) 陳述書であって、
 - (A) 異議申立人が依拠する事実、及び
 - (B) 求める救済
- を記述したもの、及び
- (ii) 通知のための所定の手数料
- を伴うこと
- (4) 異議申立通知を提出する異議申立人は、同時に、異議申立通知及び陳述書の写しを特許所有者に送付しなければならない。
 - (5) 異議申立人は、異議申立通知の提出日後 3 日以内に、異議申立人が(4)を遵守した旨を登録官に書面で通知しなければならない。
 - (6) 異議申立人が(2), (3), (4)又は(5)に基づく要件を遵守しない場合は、異議申立通知は、提出されなかったものとみなされる。

第 38C 条 反対陳述書

- (1) 第 38B 条にいう異議申立人から異議申立通知の写しを受領し、異議申立への反論を意図する特許所有者は、反対陳述書を登録官に提出することができる。
- (2) 反対陳述書は、特許所有者が異議申立通知の写しを受領した日後 1 月以内に提出しなければならない。
- (3) 反対陳述書は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 異議申立に反論する理由を記述すること、及び
 - (c) 反対陳述書のための所定の手数料を伴うこと
- (4) 反対陳述書を提出する特許所有者は、同時に、その写しを異議申立人に送付しなければならない。
- (5) 特許所有者が(2)又は(3)に基づく要件に従って反対陳述書を提出しない場合は、第 38A 条に従ってなされた特許明細書の補正申請は、取り下げられたものとみなされる。
- (6) 特許所有者又は異議申立人は、第 82A 条(2)又は(3)に基づいて審理を請求することができる。

第 38D 条 登録官による指示

条例第 46 条に基づく特許明細書の補正申請に関する手続において、登録官は、登録官の発意により又は手続当事者の申請があったときは、以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第 38E 条 登録官による最終決定

- (1) 第 38B 条(1)に基づいて認容可能な補正に異議を唱える異議申立通知が提出され、第 38C 条(1)に基づいて異議申立に反論する反対陳述書が提出された場合は、登録官は、
 - (a) (b)に基づく最終決定を下す前に、
 - (i) 第 38B 条(3)(b)(i)にいう異議申立通知及び陳述書
 - (ii) 反対陳述書
 - (iii) 第 82A 条(2)又は(3)に基づいて請求された審理(あれば)においてなされた意見陳述、及び
 - (iv) 第 38A 条(2)(b)(ii)及び(4)(b)に基づいて又は第 38D 条に基づいて発出された指示に従って提出された証拠(あれば)を検討しなければならない、かつ
 - (b) 次の最終決定を下さなければならない。
 - (i) 認容可能な補正の全部又は一部を認容された補正として認容すること、又は
 - (ii) 認容可能な補正を認容することを拒絶すること
- (2) 認容可能な補正に異議を唱える異議申立通知が提出されない場合は、登録官は、補正を全部又は一部を認容することを決定して、補正の全部又は一部を認容された補正として認容する最終決定を下さなければならない。
- (3) (1)(b)(i)又は(2)に基づく最終決定が下される場合は、登録官は、条例第 46 条(7)(a)及び(b)を遵守することに加えて、最終決定を特許所有者及び本規則第 38B 条(1)にいう異議申立人(居れば)に通知しなければならない。

(4) (1) (b) (ii)に基づく最終決定が下される場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 最終決定を特許所有者及び異議申立人に通知すること、及び

(b) 最終決定を公報における告示により公告すること

(5) 本条において、

「認容可能な補正」とは、請求される補正であって、次のものをいう。

(a) 第 38A 条(6) (a)に基づいて全部又は一部が認容可能な補正として受理され、かつ

(b) 条例第 46 条(3) (a)に基づいて公開されたもの

第 38F 条 条例第 46 条(3) (a)又は(7) (a)に基づく補正の公開

(1) 本条は、条例第 46 条(3) (a)又は(7) (a)に基づく補正の公開に適用される。

(2) 登録官が適切と考える場合は、登録官は、特許所有者に対してなされる通知により、登録官が指定する期間内に、補正の公開のために、補正された明細書の次の写し(必要な写し)を登録官に提出するよう特許所有者に要求することができる。

(a) 補正が組み込まれた無加筆の明細書の写し、及び

(b) 補正が組み込まれ、表示された明細書の写し

(3) (2)の適用上、必要な写しは、次の条項に定める要件を遵守して作成しなければならない。

(a) 標準特許(0)については、本規則第 31M 条(2)及び(3)、第 31N 条、第 31O 条、第 31Q 条(1)から(12)まで並びに第 31S 条、又は

(b) 短期特許については、本規則第 58 条(2)及び(3)、第 59 条、第 60 条、第 62 条(1)から(13)まで並びに第 64 条

(4) 必要な写しが(2)に基づいて指定された期間内に提出されない場合は、当該必要な写しが関係する補正申請は、取り下げられたものとみなされる。

第 40 条 特許の権利放棄

(1) 条例第 48 条に基づく特許所有者による特許権放棄の申出の通知は、所定の様式によるものとし、登録官に対してなされた当該通知の詳細は、公報において登録官により公告される。

(2) 特許権放棄に対する条例第 48 条(2)による異議申立の通知は、公告日から 2 月以内に出すことができる。

(3) 当該通知は、次の通りとし、異議申立人は、その通知を提出すると同時に、特許所有者に対し当該通知及び陳述書の写しを送付する。

(a) 所定の様式によること

(b) 異議申立人が依拠する事実及び異議申立人が請求する救済を十分に記述した陳述書により裏付けること、及び

(c) 所定の手数料を伴うこと

(4) 特許所有者が当該通知の写しを受領した日から 3 月以内に、特許所有者が権利放棄の続行を望む場合は、特許所有者は、次の通りの反対陳述書を提出しなければならず、反対陳述書の写しを異議申立人に送付する。

(a) 所定の様式によること

(b) 異議申立の対象である権利放棄に対する異論の理由を十分に記述すること、及び

(c) 所定の手数料を伴うこと

(5) 登録官は、登録官の発意により又は手続当事者の申請があったときは、以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第 41 条 条例第 49 条に基づき公の秩序又は道徳を根拠として特許を取り消す登録官の権限

(1) 条例第 9A 条(5)に定める事項を考慮して、発明が特許することができるものであるか否かに係る疑義の、登録官に対する条例第 49 条(1)に基づく付託は、次の通りとする。

(a) 所定の様式によること

(b) 求められる付託及び付託者(「申請人」)が依拠する事実を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び

(c) 所定の手数料を伴うこと

(2) 申請人は、付託を提出すると同時に、特許所有者に付託書及び陳述書の写しを送付する。

(3) 付託書及び陳述書の写しの送付日から 3 月以内に、特許所有者は、当該付託に反駁を望む場合は、次の通りの反対陳述書を提出し、申請人に反対陳述書の写しを送付する。

(a) 所定の様式によること

(b) 異議申立の対象である付託に対する異論の根拠を十分に記述すること、及び

(c) 所定の手数料を伴うこと

(4) 申請人は、反対陳述書の写しの送付を受けた日から 3 月以内に、自らの主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、特許所有者にその証拠の写しを送付する。

(5) 申請人の証拠の写しの送付日から 3 月以内に又は申請人が証拠を提出しない場合は、そのような証拠の提出可能期間の満了後 3 月以内に、特許所有者は、自らの主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、申請人に当該証拠の写しを送付する。また、特許所有者の証拠の写しの送付日後 3 月以内に、申請人は、厳密に応答する事項に限定される追加証拠を提出することができ、かつ、特許所有者にその写しを送付する。

(6) 如何なる追加証拠も、登録官の許可又は指示なしには提出することができない。

(7) 登録官は、以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第 41A 条 条例第 55 条(4)又は第 56 条(2)にいう命令が発せられる場合に登録官は旧特許所有者等に通知すること

(1) 特許に関して所定の命令が発せられ、登録官に提出される場合は、登録官は、(2)に定める各人に対してなされる通知により、その命令をその者に通知しなければならない。

(2) 各人とは、次の者である。

(a) 条例第 56 条(2)にいう旧特許所有者

(b) 条例第 56 条(3A)にいう原特許の旧所有者

(c) 通知を出す時に次の者であると登録官が承知している者

(i) 条例第 56 条(3)にいう特許のライセンシー、及び

(ii) 条例第 56 条(3A)にいう原特許のライセンシー

(3) 条例第 56 条(3B) (b)に基づくライセンス請求は、次のようになすことができる。

(a) 旧特許所有者が、旧特許所有者に対してなされる通知の日後 2 月以内に、又は

(b) ライセンシーが、ライセンシーに対してなされる通知の日後 4 月以内に

(4) (1)において、

特許に関して「所定の命令」とは、次の命令をいう。

- (a) 条例第 55 条(4)に基づいて発せられるもの、又は
- (b) 条例第 56 条(2)にいうもの

第5部 特許及び出願の所有権；登録

第42条 特許に関する送達宛先

- (1) 登録官に対する手続に係る各人は、送達宛先を提出する。
- (2) 送達宛先は、香港における居所又は営業所在地でなければならない。
- (3) 何人も次の方法により送達宛先を提出することができる。
 - (a) その者が送達宛先の記入を要する所定の様式を提出する場合は、その送達宛先を記載した所定の様式の提出により、又は
 - (b) その他の場合は、登録官に対する書面の通知により
- (4) (3)(a)にいう所定の様式が2以上の者の名称で提出された場合は、その様式に記載された送達宛先は、それらの者各人の送達宛先として扱われる。
- (5) 特許出願人又は特許所有者は、出願又は特許に関して、登録官に対するすべての手続のために1の送達宛先のみを使用することができる。
- (6) 本条に基づく別異の提出に従うことを条件として、特許出願に対する特許付与時、出願人の送達宛先は、当該特許に関して、登録官に対するすべての手続のために特許所有者の送達宛先として取り扱われる。
- (7) ある者が登録官に対する何らかの手続のために送達宛先を提出する場合は、その宛先は、当該手続のためにその者により先に提出された何れかの送達宛先に代わるものとして取り扱われる。
- (8) ある者が登録官に対する手続の当事者となった後に、その者が初めて代理人を任命するか又は1の代理人の代わりに別の代理人を任命する場合は、その新たに任命された代理人は、送達宛先を提出する。
- (9) 問題の手続に関して、(8)にいう者が又はその者に対してなすことが条例又は本規則により要求され又は許されている如何なる行為も、新たに任命された代理人が送達宛先を提出する日前には、その代理人が又はその代理人に対して、行うことができない。
- (10) 何人も書面による登録官に対する通知により送達宛先を取り下げることができる。

第42A条 送達宛先の不提出

- (1) 第42条により必要とされる送達宛先が提出されない場合又は特許所有者の若しくは登録官への手続当事者の送達宛先が既に有効でないことに登録官が納得する場合は、登録官は、
 - (2)にいう何れかの住所での関係人宛てに、送達宛先を提出するよう通知を送付することができる。
- (2) (1)の適用上、住所は次の通りとする。
 - (a) その者の先に提出された送達宛先
 - (b) 登録簿に記載された、香港におけるその者の住所
 - (c) 香港におけるその者の居所又は営業所在地、及び
 - (d) その者のその他の住所で登録官の知るところのもの
- (3) (1)に基づいて通知の送付を受けた者が、通知日の後2月以内に送達宛先を提出しない場合は、次の通りとする。
 - (a) その者により提出された申請(特許出願を除く)、通知又は請求は、放棄され又は取り下げられたものとして取り扱われ、また

(b) その者は、その者を当事者(特許出願人としての場合を除く)とする登録官に対する手続を取り下げたものとみなされる。

(4) 本条は、本規則第 17 条、第 31Y 条及び第 68 条の作用を害さない。

第 43 条 登録簿の記入

(1) 次の事項は、登録簿に記入されない。

(a) 標準特許(R)出願については、条例第 20 条に従って記録請求が公開される前の事項

(b) 標準特許(O)出願については、条例第 37Q 条に従って出願が公開される前の事項、又は

(c) 短期特許出願については、短期特許が付与される前の事項

(2) 標準特許(R)出願の記録請求の公開時、標準特許(O)出願の公開時又は短期特許付与時に、登録官は、次の事項を登録簿に記入させなければならない。

(a) 出願人又は場合により特許所有者の名称及び住所

(b) 発明者であると信じられる旨出願人又は特許所有者が陳述する者の名称

(c) 発明の名称

(d) 特許出願の出願日及び出願番号

(e) 条例第 11B 条、第 37E 条又は第 111 条の適用上宣言された出願の出願日及び出願番号並びに出願がなされた国、領土又は地域

(f) 標準特許(R)出願に関しては、対応指定特許出願の出願日及び出願番号

(g) 場合により、標準特許(R)出願の記録請求の公開日、標準特許(O)出願の公開日又は短期特許付与日、及び

(h) 出願人又は場合により特許所有者の送達宛先

(3) 登録官は、次の事項も登録簿に記入させる。

(a) 特許、標準特許(R)出願の公開された記録請求又は公開された標準特許(O)出願に関しては、

(i) (2) (h)による記入と異なる場合は、送達宛先

(ii) 条例第 52 条(3)にいう取引、証書又は事件の通知、及び

(b) 標準特許又は標準特許出願に関しては、(a)に定める事項に加えて、

(i) 公開された出願が取り下げられた日、取り下げられたものとみなされる日又は拒絶された日

(ii) 標準特許(R)出願に関しては、対応指定特許の付与日

(iii) 標準特許の付与日

(iv) (2) (a)による記入と異なる場合は、標準特許を付与された者の名称及び住所

(4) 登録官は、自らが適切と考える他の詳細を登録簿に記入することができる。

第 44 条 条例第 13 条(1)又は条例第 37H 条(1)に係る記入

条例第 13 条(1)又は条例第 37H 条(1)に基づく疑義の登録官に対する付託時に、登録官は、第 43 条(1)に従うことを条件として、その事実及び自らが適切と考える他の情報を登録簿に記入する。

第 45 条 名称又は住所の変更

(1) 何人かが、自己の名称の変更時に、その変更を、登録簿又は登録部門に提出された出願

若しくは他の書類に記入するよう請求するときは、その請求は、所定の様式による。

(2) 名称の変更請求について行為する前に、登録官は、自らが適切と考える変更の証明を要求することができる。

(3) 何人かが自己の住所又は登録官に提出された出願その他の書類上に記入された送達宛先を変更し又は補正するよう請求するときは、所定の様式によるか又は書面での通知によるものとし、かつ、当該請求に係る出願若しくは特許を特定する。

(4) 登録官は、名称の変更の請求又は住所若しくは送達宛先の変更若しくは補正の請求が認容できるものであると納得する場合は、登録簿、出願若しくは他の書類に相応の変更を行う。

第 46 条 特許及び特許出願に係る取引等の登録

(1) 条例第 52 条が適用される取引、証書又は事件の登録申請又は登録官への通知は、所定の様式によるものとし、かつ、所定の手数料を伴う。

(2) (1)による申請又は通知は、次の通り署名されるものとし又はそのように署名されない場合は、当該取引、証書又は事件を確定するに足る証拠書類を添える。

(a) 条例第 52 条(3)(a)又は(c)にいう譲渡に係る場合は、譲渡人により又は譲渡人の代理で署名される。

(b) 条例第 52 条(3)(b)又は(c)にいう譲渡抵当又はライセンス若しくはサブライセンスの許諾又は担保の設定に係る場合は、場合により、譲渡抵当設定者、ライセンスの許諾者若しくは担保の設定者により又はその代理で署名される。

(3) 登録官は、申請又は通知に関して自ら必要とする証拠が、自ら指定する期間内に送付されるよう指示することができる。

(4) (1)に基づく申請又は通知は、(2)若しくは(3)又は場合により、条例第 50 条(6)に定める条件の不遵守の場合にのみ拒絶することができ、そのように拒絶された場合は、申請は、条例第 52 条(1)の適用上の申請若しくは通知とみなされない。

第 47 条 登録簿又は登録関係の提出書類における誤記の訂正の請求

(1) 第 45 条(3)の規定を除き、登録簿又は登録に関して登録官に提出された書類における誤記の訂正の請求は、次の通りとする。

(a) 所定の様式によるものとし、かつ、訂正は、請求書に添付の書類上に又はそうでなければ、請求書上に明瞭に表示する。

(b) 所定の手数料を伴う。

(2) 登録官は、誤記があることに自らが納得することができるよう、自らが必要とする請求理由の書面による説明又は請求を裏付ける証拠を要求することができ、かつ、誤記があることに納得する場合は、特許所有者又は請求人と登録官との間で同意することができる訂正を行う。

第 48 条 条例第 146 条に基づく特許及び出願における誤記の訂正

(1) 第 45 条(3)が有効である場合を除き、翻訳文又は転写文の誤り又は特許明細書、特許願書又は特許若しくは出願に関連して提出される何らかの書類の誤記又は誤りの訂正の請求は、次の通りとし、また登録官は、自らが適切と考えるときは、訂正が請求される書類の写し上に訂正を表示するよう要求することができる。

- (a) 所定の様式により行うこと
 - (b) 訂正案を明瞭に特定すること，及び
 - (c) 所定の手数料を伴うこと
- (2) 当該請求が明細書に係る場合は，訂正の他には何事も意図されていなかったことが即座に明らかであるという意味において訂正が自明であるときを除き，訂正をしてはならない。
- (3) 登録官は，訂正案の通知が公告されることを必要とする場合は，訂正案の請求及び内容を公報に公告する。
- (4) 何人も，公告日後 2 月以内はいつでも，当該請求に対する異議申立の通知を登録官に提出することができる。
- (5) 当該通知は，所定の様式により，異議申立人が依拠する事実及び求める救済を十分に記述した陳述書により裏付けられ，かつ，所定の手数料を伴う。
- (6) 異議申立人は，当該通知を提出すると同時に，通知及び陳述書の写しを請求人に送付する。
- (6A) 請求人は，当該請求の手続の進行を望む場合は，当該通知の写しを受領した日後 3 月以内に，次のことを行わなければならない。
- (a) 異議申立に反駁する理由を十分に記述した所定の様式による反対陳述書を提出すること
 - (b) 所定の手数料を納付すること，及び
 - (c) 反対陳述書の写しを異議申立人に送付すること
- (7) 登録官は，以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第 50 条 登録簿の閲覧

- (1) 登録簿又はその記入若しくは記入の複製は，条例第 148 条に従って告示された登録部門の就業時間中，公衆の閲覧に供する。
- (2) 登録簿の記入の謄本又は抄本は，第 51 条に従ってのみ請求する。

第 51 条 登録官が提供する証明書及び写し

- (1) 所定の様式による請求があり，かつ，所定の手数料が納付されたときは，(3)に従うことを条件として，登録官は，次のものを提供する。
- (a) 条例第 51 条(11)に該当する認証謄本又は認証抄本
 - (b) 条例第 51 条(10)の適用上の証明書
- (2) 書面による請求があり，かつ，所定の手数料(あれば)が納付されたときは，(3)に従うことを条件として，登録官は，登録簿の記入事項の無認証の謄本若しくは抄本又は条例第 51 条(11)(b)にいう事項の無認証の謄本若しくは抄本を提供する。
- (3) 第 89 条(1)に包含される書類閲覧の制限は，第 89 条(1)にいう書類又は請求の謄本又は抄本の，本条に基づく登録官による提供に等しく適用され，本規則は，第 89 条(2)にいう種類の何れかの書類又はファイルの謄本又は抄本を提供する義務を登録官に課するものと解してはならない。

第 52 条 裁判所による命令又は指示

- (1) 裁判所が条例第 46 条又は第 102 条を除く条例の規定に基づいて命令又は指示を発する場

合は、その命令又は指示を受ける者は、その命令又は指示の捺印された写しを登録官に提出する。

(2) 裁判所が条例第 46 条又は第 102 条に基づいて命令を発する場合は、その命令を受ける者は、命令という書類であってなすべき補正を示すものの写しに、当該書類の本規則第 56 条に基づいて求められる翻訳文を添えて、登録官に提出する。

(3) (2)にいう書類及び翻訳文は、裁判所の発する命令若しくは指示又は裁判所規則に従って命令の写しが登録官に提出される時に提出する。

第6部 職務発明

第53条 条例第58条に基づく出願期限

(1) (2)に従うことを条件として、条例第58条(1)及び(2)の適用上定める期間は、当該特許の付与に始まり当該特許が効力を停止した後1年に満了する期間とする。

(2) 更新手数料をその手数料の所定納付期間内に納付しなかったことを理由として特許が効力を停止し、かつ、条例第40条又は第127条に基づいて回復の申請がなされる場合において、

(a) 回復が命令されるときは、(1)に定める期間は、特許が継続して有効であったものとして存続し、又は

(b) 回復が拒絶されるときは、(1)に定める期間は、特許が効力を停止した1年後若しくは拒絶の6月後の何れか遅い方に満了するものとみなす。

第 6A 部 単一の発明概念

第 53A 条 単一の発明概念

(1) 条例の適用上、2 以上の発明間に存在する技術的關係が 1 又は 2 以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴に係る場合は、それらの発明は、単一の発明概念を形成するように関連しているものとみなされる。

(2) (1) の適用上、特別な技術的特徴は、各々のクレームされた発明が、全体として検討して、先行技術に対して行う貢献を定義する技術的特徴である。

第7部 特許の取消

第54条 条例第91条(1)(i)の適用上の指定特許庁における所定の異議申立又は取消手続

条例第91条(1)(i)の適用上規定される指定特許庁における異議申立又は取消手続は、指定特許庁が欧州特許庁である場合は、欧州特許条約第V部に基づく特許付与後の異議申立手続である。

第8部 手続言語；真正な正文

第56条 登録官に対する手続言語

- (1) 本規則に明示的に定められる場合を除き、公用語の1によらない書類又は書類の一部が、条例又は本規則により登録官に提出され又は登録部門に送付される場合は、当該書類又は書類の一部は、手続言語への翻訳文を含むものとし、かつ、当該翻訳文には、翻訳者の名称及びその公式の資格(あれば)を付さなければならない。
- (2) 条例第15条(3)、第23条(4)、第37L条(4)及び第113条(3)並びに本規則第8条、第19条、第31M条及び第58条の適用上、次の通りとしなければならない。
- (a) 発明の名称及び要約が公用語の1によるものである場合は、他方の公用語への翻訳文を含むこと
- (b) 発明の名称及び要約が公用語の1によるものでない場合は、双方の公用語への翻訳文を含むこと
- (c) 出願人及び発明者の名称は、ローマ字アルファベット又は漢字でない場合は、ローマ字アルファベットによる翻字を含むこと
- (3) 条例第15条(2)(d)、第23条(3)(b)、第37L条(3)(c)及び第113条(2)(c)の適用上、条例第15条(2)(d)、第23条(3)(b)、第37L条(3)(c)及び第113条(2)(c)に基づくそれぞれの陳述書を裏付ける書類の何れかが公用語の1によるものでない場合は、当該書類は、手続言語への翻訳文を含まなければならない。
- (4) 条例第15条(2)(a)にいう指定特許出願の、手続言語への又は公用語の1への翻訳文は、必要とされない。
- (5) 条例第23条(3)(a)にいう指定特許の公開された明細書の、手続言語への又は公用語の1への翻訳文は、必要とされない。
- (6) 登録官に対する口頭手続の当事者又は当該手続において証言するよう当該当事者に要請される証人若しくは専門家は、当該手続において、次の場合かつその場合にのみ、手続言語とは別の言語を使用することができる。
- (a) 当該当事者が、登録官及び他の当事者に、口頭手続に指定された日の14日以上前に、手続言語とは別の言語を使用する意図及び使用予定の言語を通知する場合
- (b) 当該当事者が、登録官が必要とするような手続言語への通訳を手配する場合
- (c) 当該当事者が、口頭手続の他方の公用語への通訳につき及び当該通訳の経費につき、登録官が定める要件を遵守する場合
- (7) 関係当事者の同意に従うことを条件として、登録官は、自らに対する手続において、自らが適切と考える条件で、手続言語でない公用語の使用に係る指示を出すことができる。
- (8) 登録官は、登録官に対する手続における、手続言語とは別の言語による証拠の目的で使用されるべき書類に関し、次のものの提出を指示することができる。
- (a) 当該別の言語による書類
- (b) 当該書類の手続言語への翻訳文
- (9) 登録官は、書類の翻訳文を提出する期限又は公用語による情報を提供すべき期限を指定ことができ、また手続当事者による請求があったときは、罰則手数料の納付を条件として、自らが適切と考えるとおりに、当該期限を延長することができる。
- (9A) (9)は、翻訳文の登録官への提出が次のように要求される場合には適用されない。

- (a) 本規則に基づく所定の期限又は期間内に
 - (b) 同項以外の本規則にいう指定期間内に、又は
 - (c) 本規則第 17 条、第 24 条、第 31Y 条(1)又は第 68 条(1)に基づいてなされる通知により
- (10) 登録官は、出願人又は特許所有者の請求があった場合において、その請求に十分な理由があることに納得するときは、条例第 104 条の適用上 手続言語として使用されていない公用語が、手続言語となり、かつ、手続言語として使用されるよう指示することができ、また当該指示は相応に有効とする。

第 56A 条 第 56B 条及び第 56C 条に係る一般規定

(1) 第 56B 条及び第 56C 条は、英語でも中国語でもない次の出願の何れかに適用される。

- (a) 先の所定の出願、又は
- (b) 先の出願

(2) 本条並びに第 56B 条及び第 56C 条において、

「先の所定の出願」とは、条例第 37M 条(3)(c)(ii)又は第 114 条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願をいう。

「先の出願」とは、条例第 37E 条(1)又は第 111 条(1)にいう先の出願をいう。

第 56B 条 条例第 37E 条(1)、第 37M 条(3)(c)(ii)、第 111 条(1)及び第 114 条(3)(c)(ii)に係る言語要件

(1) 条例第 111 条(1)の適用上、短期特許出願人は、次の期間内に、(2)に定める書類を登録官に提出しなければならない。

(a) 主張される最先の優先日後 16 月、又は

(b) 登録官が本規則第 68B 条に基づく回復申請を承認する場合は、登録官が指定する期間

(2) 書類は、次の通りである。

(a) 先の出願の発明の名称、クレーム及び出願日の翻訳文に、出願人の名称のローマ字への翻字を添付したもの、又は

(b) 優先権が主張される短期特許出願が先の出願の翻訳文である場合は、翻訳文が完全かつ正確である旨を登録官の納得するように証明する翻訳者が作成した陳述書

(3) 条例第 37M 条(3)(c)(ii)及び第 114 条(3)(c)(ii)の適用上、出願人は、条例第 37M 条(3)又は場合により第 114 条(3)に基づく最小限要件が遵守された日後 4 月以内に、次の書類を登録官に提出しなければならない。

(a) 手続言語による先の所定の出願の翻訳文、又は

(b) 先の所定の出願の明細書の翻訳文である明細書が条例第 37L 条(2)(b)又は第 113 条

(1A)(b)に基づいて提出されている場合は、翻訳文が完全かつ正確である旨を登録官の納得するように証明する翻訳者が作成した陳述書

(4) (1)又は(3)に基づく要件が遵守されない場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 条例第 37M 条(3)(c)(ii)については、本規則第 31Y 条(1)にいう出願人に対してなされる通知により、要件を遵守するよう出願人に要求すること

(b) 条例第 111 条(1)又は第 114 条(3)(c)(ii)については、本規則第 68 条(1)にいう出願人に対してなされる通知により、要件を遵守するよう出願人に要求すること

(5) 条例第 37E 条(1)及び第 111 条(1)の適用上、登録官は、本規則第 31ZD 条、第 31ZF 条(2)、第 31ZJ 条、第 31ZL 条(2)、第 81D 条(1)、第 81F 条(2)、第 81J 条又は第 81F 条(2)に基づく通知により、次の書類を登録官に提出するよう標準特許(0)出願人又は短期特許所有者に要求することができる。

(a) 標準特許(0)出願又は場合により短期特許の明細書の言語による先の出願の翻訳文、又は
(b) 優先権が主張される標準特許(0)出願又は短期特許が先の出願の翻訳文である場合は、翻訳文が完全かつ正確である旨を登録官の納得するように証明する翻訳者が作成した陳述書

第 56C 条 条例第 37N 条(5)及び第 114A 条(5)に係る言語要件

(1) 条例第 37N 条(5)及び第 114A 条(5)に基づいて欠落した説明又は欠落した図面を提出するためには、出願人は、(2)に基づいて指定された期間内に、次の書類を登録官に提出しなければならない。

(a) 標準特許(0)出願又は場合により短期特許出願の明細書の言語による先の出願の翻訳文、及び

(b) 翻訳文の何れの部分が特許出願において欠落している説明又は図面に相当するかを表示する陳述書

(2) 期間は、次の通りである。

(a) 出願人が、条例第 37N 条(1)又は第 114A 条(1)に基づく通知により、欠落した説明又は欠落した図面を提出するよう要求された場合は、

(i) 通知日後 2 月、又は

(ii) 主張される最先の優先日後 16 月のうち、何れか遅く満了する方

(b) 出願人が、条例第 37N 条(2)又は第 114A 条(2)に基づいて、欠落した説明又は欠落した図面を出願人の発意により提出する場合は、主張される最先の優先日後 16 月

第 56D 条 登録官は翻訳文の正確性に関する証拠を要求することができる

(1) 登録官が条例又は本規則に従って何人かが提出した書類の翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合は、登録官は、

(a) 登録官の疑義の理由をその者に通知しなければならない、かつ

(b) 登録官が指定する期間内に、次の書類を登録官に提出するようその者に要求することができる。

(i) 当該書類の正確な翻訳文

(ii) 翻訳文が正確であることを立証する証拠

(2) その者が(1)(b)に基づく要件を遵守しない場合は、当該書類は、提出されなかったものとみなされる。

第 57 条 条例第 106 条(3)に基づく訂正された翻訳文の提出

(1) 第 12 条は、記録請求を構成する書類に関して適用されるように、条例第 106 条(3)に基づいて提出される訂正された翻訳文に関して適用される。

(2) 訂正された翻訳文の公開に係る条例第 106 条(3)の適用上の所定の手数料の納付は、手数料を伴う所定の様式による公開請求の提出によりなされる。

(3) 条例第 106 条(3)適用上の所定手数料の納付のための所定の期間は、訂正された翻訳文が

提出された日から 14 日とする。

第9部 短期特許

第1節 短期特許の出願

第58条 条例第113条に基づく短期特許付与の出願

- (1) 条例第113条又は第125条に基づいてなす短期特許付与の出願は、所定の様式による。
- (2) 短期特許出願に含まれる明細書は、発明の名称を記載し、かつ、次のものを含まなければならない。
 - (a) 発明の説明
 - (b) 1又は2以上のクレーム。ただし、2の独立クレームを超えないもの
 - (c) 説明又はクレームにいう図面
- (3) 名称は、簡潔なものとし、発明に係る主題を表示する。
- (5) 短期特許付与の出願には、次の事項を含める。
 - (a) 第72条に定める調査報告
 - (c) 条例第111条に基づく先の出願の優先権を主張する出願人の場合は、第69条に定める優先権の陳述書及び先の出願の写し
 - (d) 条例第119条に基づく指定期間についての特許付与延期の申請
 - (f) 条例第109条(b)にいう発明の新規性を損なわない開示に係る条例第109条により要求される陳述書であって、本規則第70条に定める陳述書を裏付ける証拠書類を伴うもの
 - (g) 発明者の名称及び住所
 - (h) 出願を構成する書類の一覧及び当該各書類の用紙枚数の表示
 - (i) 条例第114条(3)(c)(ii)に基づく先の所定の出願の引用については、本規則第67A条(3)に基づいて要求される書類、及び
 - (j) 本規則第56条、第56A条及び第56B条に基づいて要求される書類の翻訳文及び名称の翻字

第59条 説明

- (1) 説明は、次の通りでなければならない。
 - (a) 発明の属する技術分野を指定する。
 - (b) 出願人の知る範囲において発明の理解に役立つとみなされる背景技術を表示し、かつ、望ましくは、そのような技術を反映している書類を引用する。
 - (c) クレームされた発明を、技術的課題(課題と明示しない場合でも)及びその解決が理解され得るような用語で開示し、かつ、当該背景技術に関し当該発明のもたらす利点を記載する。
 - (d) 図面(あれば)の図を簡単に説明する。
 - (e) クレームされた発明を実施する少なくとも1の方法を、適切な場合は具体例を用い、かつ、図面(あれば)を参照して、詳細に説明する。
 - (f) 発明を産業上利用することができる方法が発明の説明又は内容からは自明でない場合は、それを明示的に表示する。
- (2) 説明は、(1)に定める方法と順序で提出する。ただし、発明の内容上、他の方法又は順序が理解を助け、かつ、経済的な説明となる場合はこの限りでない。

第 60 条 図面

(1) (a) 短期特許出願の一部を構成する図面は、使用可能面が 26.2cm×17cm を超えない用紙の表面とする。

(b) 用紙は、使用可能面又は使用面の周囲に枠を施さない。

(c) 余白は少なくとも次の通りとする。

上端 2.5cm

左端 2.5cm

右端 1.5cm

下端 1.0cm

(2) 図面は、次の通り作成する。

(a) 着色することなく、耐久性があり、黒色で十分に濃厚な、均一の太さの明瞭な線及び筆法で、十分な複製を可能にするものとする。

(b) 断面は、引用符号及び引出し線の明瞭な読取を妨げないハッチングによって示す。

(c) 図面の大きさ及び作図の明瞭性は、3分の2の線縮尺による写真複製をしたときでもすべての細部を容易に識別することができるようなものとし、また例外的に図面の尺度を示す場合は、尺度は、図式で表示する。

(d) 図面に記載するすべての数字、文字及び引用符号は簡潔かつ明瞭なものとし、括弧、円又は引用符は、数字及び文字とともに用いない。

(e) 図面中のすべての線は、通常、製図用具を用いて引く。

(f) 同じ図の要素は、異なる比率が図の明瞭性に不可欠な場合を除き、互いに比例するものとする。

(g) 数字及び文字の大きさは、縦 0.32cm 以上とし、図面中の文字は、ローマ字及び慣習となっている場合は、ギリシャ文字又は漢字を適宜用いる。

(h) 図面の同一の用紙に、2 以上の図の記載がある場合は、異なる図は、不必要な間隔を置くことなく、相互に十分に離して配置し、かつ、個々の図には、用紙の番号とは関係なく、アラビア数字により連続番号を付す。

(i) 2 以上の用紙に描く図が単一の全体図を構成することが意図される場合は、2 以上の用紙に描く図は、単一の完全な図を得るように合わせた時に何れの図の何れの部分をも隠すことにならないように配置する。

(j) 説明及びクレームに用いない引用符号は、図面に用いてはならず、その逆もまた同様である。また同一の特徴は、引用符号を用いて示すときは、当該出願の全体を通じて同一の符号によって示す。

(k) 図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「AA の切断面」などの単語又は語句又は場合により同等の漢字並びに電気回路、ブロックダイアグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句又は場合により同等の漢字を除いて、文言を記載してはならず、また当該語句又は字は、必要な場合はそれらに代えて、図面中の何れの線にもかかることなく翻訳を貼り付けることができるように配置する。

(1) 図面用紙は、第 62 条に従って番号を付す。

(3) 本規則の適用上、工程図及びダイアグラムは図面とみなす。

第 61 条 要約

- (1) 要約は、発明の名称で始める。
- (2) 要約は、明細書の内容の簡潔な概要を含む。概要は、発明が属する技術分野を表示し、発明が関係する技術的課題、発明による当該課題の解決の要旨及び発明の主要用途の明確な理解を可能にする方法で記載する。適切な場合は、要約には、明細書に含まれるものの中で発明を特徴付けるのに最適の化学式も含める。また、要約には、発明の真偽の疑わしい長所若しくは価値又は発明の思惑的な利用に係る陳述を含めない。
- (3) 要約の記載は、通常、150 語又は場合により漢字 200 字以下とする。
- (4) 明細書が図面を含む場合は、出願人は、公開された時に要約に付すべきと自ら提案する図面の図又は例外的には複数の図を要約上に表示する。また、登録官は、自らが発明の特徴付けにより効果的と考える場合は、他の 1 又は 2 以上の図を公開することを決定することができる。更に、要約に記載され、かつ、図面により図示される主要な特徴の各々は、当該図面に使用された引用符号を括弧に入れて付す。

第 62 条 書類の寸法及び体裁

- (1) 短期特許出願を構成するすべての書類は、次の事項を可能にするものでなければならない。
 - (a) 写真、写真複写、写真オフセット及びマイクロフィルムによる無限部数の複製、及び
 - (b) 書類画像の捕捉が可能であって、その書類画像のコンピュータでの保存及びコンピュータによる検索に適する形態への変換が可能な装置による書類の走査
- (2) 出願を構成する書類の用紙はすべて、裂け目、皺及び折り目のないものとし、用紙の片面のみを用いる。
- (3) 書類はすべて、しなやかな、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のある A4 寸法の紙 (29.7cm×21cm) とする。
- (4) 各々の書類は、新たな用紙で始め、用紙は、容易に頁めくり、綴じ外し、綴じ戻しができるように綴じる。
- (7) 書類に含まれるすべての用紙は、連続するアラビア数字で番号を付す。
- (9) 説明、クレーム及び要約は、
 - (a) 図面を含めてはならず、
 - (b) 化学式又は数式を含めることができ、
 - (c) (9A) に従うことを条件として、表を含めることができ、かつ
 - (d) (9B) に従うことを条件として、タイプ又は印刷しなければならない。(9A) クレームには、その主題から見て表の使用が望ましい場合に限り、表を含めることができる。
(9B) 必要な場合は、図記号及び化学式又は数式は、手書きすることができる。
(9C) 説明、クレーム及び要約における文言はすべて、黒色で消去できないものでなければならない。
(9D) 表及び化学式又は数式は、
 - (a) (b) に従うことを条件として、縦位置の用紙上に提示しなければならない、かつ
 - (b) 縦位置の用紙上では十分に提示することができない場合は、表又は式の上端が用紙の左側になるように横位置の用紙上に提示することができる。

- (10) 書類はすべて、次の通りとする。
- (a) 度量衡の単位は、メートル法で表すものとし、異なった単位で表される場合は、メートル法でも表す。
 - (b) 他の物理量については、国際慣行において承認された単位で表す。
 - (c) 数式又は化学式の記載については、一般に使用されている記号、原子量及び分子式を用いる。
 - (d) 一般的に、技術用語、記号及び符号は、通常、当該分野において一般に使用されているものを用いる。
- (11) 式又は符号を明細書において使用する場合において、登録官が指示するときは、図面と同様の方法で作成した明細書の写しを提出する。
- (12) 用語及び記号は、出願の全体を通じて一貫して使用する。
- (13) 書類はすべて、合理的な範囲を超えて、抹消その他変更、重ね書き及び行間挿入を行ってはならず、かつ、如何なる場合にも、判読できるものでなければならない。
- (14) 登録官は、書類が、内容の真正性に疑いがなく、良好な複製の要件が損なわれず又は登録官が適切とみなす他の状況にある場合は、本条若しくは本規則第 60 条の規定に従わないことを認めることができる。
- (15) (14)により認められる免除に拘らず、条例第 125 条に基づく国際出願を基礎とする短期特許出願の場合は、国際出願を構成する書類は、本規則を遵守するものとみなす。

第 63 条 陳述書、反対陳述書及び証拠の様式

陳述書、反対陳述書又は証拠の提出は、登録官が別異の指示をする場合を除き、第 62 条(1)及び(3)を遵守する。ただし、誓約書及び証拠の場合は、用紙の両面を使用することができる。

第 64 条 クレーム

- (1) クレームは、保護を求める事項を、発明の技術的特徴をもって明示し、かつ、適切な場合は、クレームには次の事項を含める。
- (a) 発明の主題の指摘及び保護を求める主題の明示に必要であるが結合して先行技術の一部である技術的特徴を表示する陳述
 - (b) (a)に記載された特徴と結合して保護を求める技術的特徴を述べる特徴部分。この部分は、「に特徴を有する」若しくは「を特徴とする」又は場合により同等の漢字の表現を用いて示される。
 - (2) 発明の本質的特徴を述べる独立クレームには、その発明の特定の実施例に関する 1 又は 2 以上の従属クレームを続けることができる。
 - (3) (a) 他のクレームのすべての特徴を含むクレーム(「従属クレーム」)は、可能なときは冒頭で他のクレームを引用し、次に、保護を求める追加の特徴を記載する。
 - (b) 従属クレームは、直接的に引用するクレームがそれ自体従属クレームの場合でも許される。
 - (c) 前の単一のクレームを引用するすべての従属クレーム及び前の 2 以上のクレームを引用するすべての従属クレームは、適切な範囲で、かつ、最も適切な方法でまとめて記載する。
 - (4) クレームの数は、クレームされた発明の内容を考慮して合理的な数とし、複数のクレームの場合は、クレームにはアラビア数字で連続番号を付す。

(5) クレームは、不可欠な場合を除き、発明の技術的特徴について説明又は図面の引用に依拠してはならない。特に、クレームは、「説明の...の箇所に記載したように」若しくは「図面の...の図に示したように」のような又は場合により同等の漢字による引用に依拠してはならない。

(6) 出願が図面を含む場合は、クレームに記載された技術的特徴には、クレームの理解がそれによって助けられる場合は、その特徴に括弧で囲んだ引用符号を続けることが望ましい。これら引用符号はクレームを制限するとは解されない。

第 65 条 出願人が発明者又は単独発明者でない場合の手続

出願人が発明者でない場合は、次の通りとする。

- (a) 条例第 113 条(2)(c)により必要とされる陳述書は、所定の様式による。
- (b) 登録官は、出願人の 1 でない発明者の各々に陳述書の写しを送付する。

第 66 条 登録官による受領証の交付

短期特許出願を構成する書類を最初に受領したときに、登録官は、次のことを行う。

- (a) 自らの受領の日付を書類に記すこと
- (b) 出願に出願番号を与えること、及び
- (c) 出願番号、受領した書類の内容と数及び受領日を表示した受領証を出願人に交付すること

第 67 条 条例第 114 条に基づく最小限要件の審査後の通知

(1) 短期特許出願が条例第 114 条(3)に定める要件(最小限要件)を遵守している場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、最小限要件が遵守された日を出願人に通知しなければならない。

(2) 出願が最小限要件を遵守していない場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、次の事項を出願人に通知しなければならない。

- (a) 最小限要件の不遵守に関する出願における欠陥、及び
- (b) 出願人が通知日後 2 月以内に欠陥を補正しない限り、出願は短期特許出願として取り扱われない旨

(3) 出願人が(2)(b)にいう期間内に欠陥を補正する場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、最小限要件が遵守された日を出願人に通知しなければならない。

第 67A 条 条例第 114 条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願の引用の要件

(1) 本条は、短期特許出願が条例第 114 条(3)(c)(ii)にいう先の所定の出願の引用とされるものを含む場合に適用される。

(2) 条例第 114 条(3)に基づく最小限要件の目的では、先の所定の出願の引用は、当該引用が次の事項を記載していない限り、なされたものとはみなされない。

- (a) 先の所定の出願の出願日
- (b) 先の所定の出願の出願番号、及び
- (c) 先の所定の出願がなされた国、領土又は地域

(3) 出願人は、条例第 114 条(3)に基づく最小限要件が遵守された日後 4 月以内に、次の書類

を登録官に提出しなければならない。

(a) 先の所定の出願の写し、及び

(b) 先の所定の出願を受領した当局により交付された証明書(証明書)の写し

(4) 先の所定の出願が条例に基づいてなされた出願である場合は、(3) (a)及び(b)にいう写しは、適時に提出されたものとみなされる。

(5) 先の所定の出願又は証明書が英語でも中国語でもない場合は、本規則第 56 条(1)、第 56A 条及び第 56B 条(3)が適用される。

(6) 先の所定の出願の写し、証明書の写し又は(5)により適用される第 56 条(1)、第 56A 条及び第 56B 条(3)により要求される翻訳文が、本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は、適時に提出されたものとみなされる。

第 67B 条 条例第 114A 条の適用上の提出

(1) 欠落した説明又は欠落した図面の提出が、条例第 114A 条(1)に基づく通知により要求された場合は、

(a) これは、通知日後 2 月以内に提出しなければならない、かつ

(b) 先の出願書類は、条例第 114A 条(5) (d)の適用上、主張される最先の優先日後 16 月以内に提出しなければならない。

(2) 欠落した説明又は欠落した図面が、条例第 114A 条(2)に基づいて出願人の発意により提出される場合は、

(a) これは、条例第 114 条(3)に基づく最小限要件が遵守された日後 2 月以内に提出しなければならない、かつ

(b) 先の出願書類は、条例第 114A 条(5) (d)の適用上、主張される最先の優先日後 16 月以内に提出しなければならない。

(3) 条例第 114A 条(5) (a)にいう先の出願が条例に基づいてなされた出願である場合は、先の出願の写しは、条例第 114A 条(5) (d)の適用上適時に提出されたものとみなされる。

(4) 先の出願が英語でも中国語でもない場合は、本規則第 56A 条及び第 56C 条が適用される。

(5) 先の出願の写し又は(4)により適用される第 56A 条及び第 56C 条により要求される翻訳文が、本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は、適時に提出されたものとみなされる。

(6) 本条において、

「欠落した説明」とは、条例第 114A 条(6)により与えられる意味を有する。

「欠落した図面」とは、条例第 114A 条(6)により与えられる意味を有する。

「先の出願書類」とは、次のものをいう。

(a) 条例第 114A 条(5) (d) (i)にいう先の出願の写し、及び

(b) 先の出願の何れの部分が短期特許出願において欠落している説明又は図面に相当するかを表示する条例第 114A 条(5) (d) (iii)にいう陳述書

第 2 節 短期特許出願の方式要件に関する審査

第 68 条 方式要件に関する短期特許出願における欠陥の補正

(1) 条例第 115 条(1)に基づく審査が、同条の意味での方式要件に関する短期特許出願におけ

る欠陥を明らかにする場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、次のことを行わなければならない。

- (a) 欠陥を出願人に通知すること、及び
 - (b) 通知日後2月以内に欠陥を補正するよう出願人に要求すること
- (2) 出願が条例第115条(1A)又は(3)に基づいて拒絶され又は取り下げられたものとみなされる場合は、登録官は、出願人に対してなされる通知により、次のことを行わなければならない。
- (a) 拒絶又は取下を出願人に通知すること、及び
 - (b) 拒絶又は取下の理由を伝えること

第3節 短期特許付与までの手続及び短期特許付与を含む手続

第68A条 調査報告の提出期間及び出願手数料又は公告手数料の納付期間の延長

- (1) 次の場合、すなわち、
 - (a) 短期特許出願が、条例第119条にいう特許付与の延期請求を含む場合、及び
 - (b) 短期特許出願における唯一の欠陥が、条例第113条(1A)(d)により要求される調査報告の提出漏れである場合は、出願人は、調査報告の提出期間について、延期された特許付与日前1月より遅くない日までの延長を請求することができる。
- (2) 条例第113条(5)に基づいて納付すべき出願手数料又は公告手数料が同条に定める期限内に納付されない場合において、猶予期間内に追加手数料とともに納付されたときは、当該手数料は、期限内に納付されたものとみなされる。当該猶予期間は、
 - (a) 出願人に対してなされる通知により登録官により認容され、かつ
 - (b) (i) 期限の満了日に始まり、
 - (ii) 通知日後1月の満了時に終わる。

第68B条 条例第110A条に基づく優先権の回復

- (1) 本条は、条例第110A条(1)(b)にいう後の短期特許出願の優先権に係る条例第110A条に基づく回復申請に適用される。
- (2) 回復申請は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 次のもの、すなわち、
 - (i) 条例第111条(1)にいう優先権陳述書
 - (ii) 証拠であって、
 - (A) 後の短期特許出願が条例第110条(1A)にいう12月の期間の満了前になされなかった理由を立証し、かつ
 - (B) 条例第110A条(5)の適用上、事件の状況により要求される適切な注意がすべて払われたことについて登録官を納得させるもの、及び
 - (iii) 回復申請のための所定の手数料
- (c) 登録官に提出すること

- (3) 回復申請が(2) (b) (ii)により要求される証拠を伴わない場合は、登録官は、証拠を登録官に提出しなければならない期間を指定しなければならない。
- (4) 提出された優先権陳述書に欠陥がある場合は、登録官は、欠陥を補正しなければならない期間を指定しなければならない。
- (5) 回復申請は、次の場合は、取り下げられたものとみなされる。
- (a) (3)に基づいて指定された期間内に証拠が提出されず、又は
- (b) (4)に基づいて指定された期間内に欠陥が補正されない場合
- (6) 登録官が回復申請を承認する場合は、登録官が指定する期間内に、次の書類を登録官に提出しなければならない。
- (a) 優先権の回復の基礎となる特許出願(先の出願)の写し、及び
- (b) 証明書(証明書)の写しであって、
- (i) 先の出願を受領した当局により交付され、かつ
- (ii) 先の出願の出願日を記載したもの
- (7) 先の出願が条例第 108A 条により定義される香港出願である場合は、先の出願の写し及び証明書の写しは、適時に提出されたものとみなされる。
- (8) 先の出願又は証明書が英語でも中国語でもない場合は、
- (a) 本規則第 56 条(1)、第 56A 条並びに第 56B 条(1)及び(2)が適用され、かつ
- (b) 登録官は、それに関して第 56B 条(5)に基づく要求を行うことができる。
- (9) 先の出願の写し、証明書の写し又は(8)により適用される第 56 条(1)、第 56A 条並びに第 56B 条(1)、(2)及び(5)により要求される翻訳文が、本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は、適時に提出されたものとみなされる。

第 69 条 条例第 111 条に基づく優先権主張

- (1) 本規則第 69A 条に従うことを条件として、本条は、次の場合に適用される。
- (a) 短期特許出願(後の出願)の出願人が条例第 111 条に基づいて非香港出願又は香港出願(先の出願)の優先権を主張し、かつ
- (b) 後の出願の出願日が先の出願の出願日後 12 月以内である場合
- (2) 出願人は、次のものを登録官に提出しなければならない。
- (a) 優先権陳述書、及び
- (b) (7)にいう書類
- (3) 優先権陳述書は、所定の様式により、後の出願とともに登録官に提出しなければならない。
- (4) (3)に拘らず、(5)に定める条件が満たされる場合は、優先権陳述書は、主張される最先の優先日後 16 月以内に提出することができる。
- (5) 条件は、次の事項である。
- (a) 優先権陳述書が所定の手数料を伴うこと、及び
- (b) 条例第 118 条(2) (a)に基づく短期特許明細書の公開の準備が完了していないこと
- (6) 優先権陳述書には、先の出願の次の詳細を記載しなければならない。
- (a) 出願日
- (b) 出願番号
- (c) 先の出願がなされた国、領土又は地域

- (7) 主張される最先の優先日後 16 月以内に、次の書類を登録官に提出しなければならない。
- (a) 先の出願の写し、及び
 - (b) 証明書(証明書)の写しであって、
 - (i) 先の出願を受領した当局により交付され、かつ
 - (ii) 先の出願の出願日を記載したもの
- (8) 先の出願が香港出願である場合は、先の出願の写し及び証明書の写しは、適時に提出されたものとみなされる。
- (9) 先の出願又は証明書が英語でも中国語でもない場合は、
- (a) 本規則第 56 条(1)、第 56A 条並びに第 56B 条(1)及び(2)が適用され、かつ
 - (b) 登録官は、それに関して第 56B 条(5)に基づく要求を行うことができる。
- (10) 先の出願の写し、証明書の写し又は(9)により適用される第 56 条(1)、第 56A 条並びに第 56B 条(1)、(2)及び(5)により要求される翻訳文が、本規則に基づく書類の提出期間の満了前に登録官に入手可能である場合は、適時に提出されたものとみなされる。
- (11) 本条において、
- 「香港出願」とは、条例第 108A 条により与えられる意味を有する。
 - 「非香港出願」とは、条例第 108A 条により与えられる意味を有する。

第 69A 条 分割短期特許出願の優先権主張

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
- (a) 条例第 116 条にいう先の短期特許出願がなされており、かつ
 - (b) 出願人又は出願人の権原承継人が、同条に定める条件を満たす同条にいう新たな出願を行う場合
- (2) 先の短期特許出願について主張されていない優先権は、新たな出願について主張することができない。

第 70 条 条例第 109 条(b)に基づく新規性を損なわない開示に係る主張

条例第 109 条(b)に規定する新規性を損なわない開示に係る条例第 109 条(b)の適用上所定の裏付証明書は、次のものである。

- (a) 博覧会の開催責任当局により交付された証明書であって、次の事項を記載したもの
 - (i) 当該発明が当該博覧会において展示された旨、及び
 - (ii) 博覧会における発明の最初の開示日
- (b) 発明の証明書であって、当該当局により認証されたもの

第 71 条 調査機関

次の調査機関が、条例第 113 条(8)(a)の適用上の所定のものである。

- (a) 特許協力条約第 16 条に基づいて指定される国際調査機関
- (b) 条例第 8 条に基づいて条例適用上指定される特許庁

第 72 条 調査報告の内容

調査報告は、次の通りとする。

- (a) 報告を作成した調査機関の名称を特定する。

- (b) 日付を付し、調査が実際に完了した日付を表示する。
- (c) 国際特許分類による主題の分類を含む。
- (d) 関連すると思われる文献の引用を含む。
- (e) 調査された分野の分類表示を列挙する。
- (f) 調査機関の当該報告担当職員の名称を含む。

第73条 条例第149条(2A)に基づく微生物の使用を必要とする発明の短期特許出願に関する要件

本規則附則1は、発明の実施のために微生物の使用を必要とする発明の短期特許出願に関し条例第149条(2A)に基づいて効力を有する。

第73A条 ヌクレオチド及びアミノ酸配列に係る発明の短期特許出願における配列表に関する要件

- (1) ヌクレオチド及びアミノ酸配列に係る発明の短期特許出願には、出願に含まれる明細書における説明の一部として配列表を含めなければならない。
- (2) 配列表は、次の通りでなければならない。
 - (a) 特許出願における配列表の提出についての特許協力条約に基づいて採択された要件及び標準を遵守すること、及び
 - (b) 次の通り提出すること
 - (i) 登録官に、かつ
 - (ii) 登録官が要求する場合は、電子様式により
- (3) 短期特許出願に関して提出される配列表は、出願が第93A条(2)に基づく電子提出の方法でなされない場合でも、電子様式により提出することができる。
- (4) 短期特許出願の出願日後に提出される配列表は、配列表が出願において開示された配列を超えて拡張する事項を含まない旨を登録官の納得するように確認する出願人が作成した陳述書を伴わなければならない。

第74条 条例第116条に基づく分割短期特許出願

- (1) 条例第122条に従うことを条件として、条例第116条の意味での新たな短期特許出願は、先の出願の出願後いつでも行うことができる。ただし、先の出願が拒絶され、取り下げられ又は取下とみなされた場合は別である。
- (2) 可能な場合は、先の出願及び新たな出願の説明及び図面は、当該出願の各々により保護を求める事項にのみ係るものとする。ただし、一方の出願が保護を求める事項を説明するために他方の出願の引用を必要とする場合は、そのような引用は、当該他の出願の出願番号を含めるものとし、かつ、他の出願において保護を求める事項を表示する。
- (3) 新規出願は、条例第114条(3)に基づく要件が遵守された日に出願されたものとみなされる。

第74A条 条例第109条(a)に基づく新規性を損なわない開示に係る主張

条例第109条(a)に基づく明らかな濫用を理由とした又はその結果としての開示に係る主張には、次のものを含めなければならない。

- (a) 同条にいう明らかな濫用があった旨を記載した陳述書，及び
- (b) 陳述書を裏付ける証拠書類

第 75 条 条例第 120 条(1)に基づく付与前の短期特許出願の補正請求

(1) 本規則第 45 条(3)に従うことを条件として，条例第 120 条(1)に基づく付与前の短期特許出願の補正請求は，次の通りでなければならない。

- (a) 所定の様式によること
- (b) 補正を特定すること
- (c) 補正の理由を伝えること，及び
- (d) 登録官に提出すること

(2) 出願人が短期特許出願に含まれる明細書における説明，クレーム又は図面の補正(請求される補正)を請求する場合において，登録官が適切と考えるときは，登録官は，出願人に対してなされる通知により，登録官が指定する期間内に，補正された明細書の次の写し(必要な写し)を登録官に提出するよう出願人に要求することができる。

- (a) 請求される補正が組み込まれた無加筆の明細書の写し，及び
- (b) 請求される補正が組み込まれ，表示された明細書の写し

(3) 必要な写しが(2)に基づいて指定された期間内に提出されない場合は，当該必要な写しが関係する補正請求は，取り下げられたものとみなされる。

(4) (1)及び(2)の適用上，短期特許出願の補正は，本規則第 58 条(2)及び(3)，第 59 条，第 60 条，第 61 条，第 62 条(1)から(13)まで，第 63 条並びに第 64 条に定める要件を遵守して作成しなければならない。

(5) 登録官は，出願人に対してなされる通知により，通知において指定された期間内に，請求される補正における欠陥を補正するよう出願人に要求することができる。

(6) 通知に記載された欠陥が(5)に基づいて登録官が指定する期間内に補正されない場合は，短期特許出願の補正請求は，取り下げられたものとみなされる。

第 76 条 条例第 123 条に基づく短期特許出願の回復を請求する通知

条例第 123 条に基づく短期特許出願の回復請求の通知は，所定の様式により，かつ，所定の追加手数料を伴う。

第 77 条 条例第 123 条に基づく短期特許出願に係る権利回復の申請

短期特許出願に係る喪失した権利の回復を求める条例第 123 条に基づく申請は，所定の様式により，かつ，所定の追加手数料を伴う。

第 78 条 条例第 125 条に基づく国際出願を基礎とする短期特許出願

(1) 条例第 125 条(2)にいう他の日付は，国際出願が国家知的所有権庁において国内段階に移行した旨を記載した国家知的所有権庁による庁通知の発出日後 6 月以内の日付とする。

(2) (1)が適用される出願は，国家知的所有権庁により発出された庁通知の写しを伴わなければならない。

第4節 付与後の短期特許に係る規定

第79条 短期特許の更新

- (1) 条例第126条(2)又は(3)の適用上定める更新手数料の納付は、所定の様式による更新請求書を、更新手数料を添えて提出することにより行う。
- (2) 登録官は、正規に作成された更新請求書及び更新手数料を受領したときは、納付確認書を交付する。
- (3) 条例第126条(2)又は(3)による更新手数料の納付期間が満了した場合は、登録官は、条例同条による最後の納付日後6週間までに、かつ、手数料がなお未納のままであることを条件として、短期特許所有者に対し、納付期限が過ぎている旨及び不納の招く結果を指摘する通知を送付する。
- (4) (3)による特許所有者への通知は、次へ送付する。
 - (a) その目的で特許所有者が通知する香港における住所、又は
 - (b) その住所が通知されていない場合は、登録簿に記入された送達宛先
- (5) 条例第126条(5)に定める方法による更新手数料の追納は、所定の様式による更新請求書を、条例第126条(5)の適用上定める更新手数料及び追加手数料を添えて提出することにより行う。

第79A条 第三者による意見

- (1) 本条は、短期特許の主題である発明の特許性に関する何人かの意見に係る条例第126A条(1)にいう通知に適用される。
- (2) 通知は、次の期間中に登録官に提出しなければならない。
 - (a) 短期特許の付与日後で、かつ
 - (b) 次のうち最も早い日前に
 - (i) 登録官が短期特許に係る実体審査証明書を交付する日
 - (ii) 登録官が本規則第81N条(2)にいう短期特許に係る最終取消通知を出す日
 - (iii) 条例第127B条(4)(b)にいう特許の有効性が争われる手続において、短期特許が裁判所により完全に有効であると判定される日
 - (iv) 短期特許が条例第127条に基づいて後に回復されていない場合は、短期特許が条例第126条に基づいて効力を停止した日
 - (v) 条例第126条(1)(b)にいう期間の終了
- (3) 条例第126A条(3)は、登録官から見て、次に該当する通知には適用されない。
 - (a) 何人かを誹謗して損害を与える虞のあるもの、又は
 - (b) 不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長すると一般的に予想されるもの

第80条 失効した短期特許の通知

次の場合、すなわち、

- (a) 短期特許が、条例第126条(2)又は(3)の適用上定める期間内に更新手数料が納付されなかったことを理由として効力を停止した場合、及び
- (b) 条例第126条(5)に定める延長期間が、条例第126条(5)に基づく更新手数料及び所定の追加手数料が納付されることなく満了した場合は、

登録官は、延長期間の満了後 6 週間以内に、その事実を短期特許所有者に通知し、かつ、条例第 127 条の規定に特許所有者の注意を喚起する。

第 81 条 条例第 127 条に基づく失効した短期特許の回復

第 34 条が、必要な補正を施して、同条における標準特許への言及が短期特許への言及であるものとして、かつ、条例第 40 条への言及が条例第 127 条により適用される条例同条への言及であるものとして、短期特許に適用される。

第 5 節 短期特許の実体審査

第 81A 条 解釈

本節において、

「審査通知」とは、本規則第 81D 条(1)を参照のこと。

「審査要件」とは、条例第 127A 条により与えられる意味を有する。

「最終取消通知」とは、本規則第 81N 条(2)を参照のこと。

「更なる審査通知」とは、本規則第 81F 条(2)を参照のこと。

「更なる再審査見解書」とは、本規則第 81L 条(2)を参照のこと。

「仮取消通知」とは、本規則第 81H 条(2)を参照のこと。

「再審査請求」とは、本規則第 81I 条(1)を参照のこと。

「請求人」とは、本規則第 81B 条(1) (b)を参照のこと。

「審査通知に対する応答」とは、本規則第 81E 条(1)を参照のこと。

「更なる審査通知に対する応答」とは、本規則第 81G 条(1)を参照のこと。

「更なる再審査見解書に対する応答」とは、本規則第 81M 条(1)を参照のこと。

「再審査見解書に対する応答」とは、本規則第 81K 条(1)を参照のこと。

「再審査見解書」とは、本規則第 81J 条を参照のこと。

「実体審査」とは、条例第 127C 条(1)に基づく審査をいう。

第 81B 条 実体審査請求

(1) 本条は、次の短期特許の実体審査請求に適用される。

(a) 条例第 127B 条(1)に基づく短期特許所有者によりなされる請求、及び

(b) 条例第 127B 条(2)に基づくその他の者(請求人)によりなされる請求

(2) 条例第 127B 条(1) (a)に基づいてなされる実体審査請求は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 請求のための所定の手数料を伴うこと、及び

(c) 登録官に提出すること

(3) 条例第 127B 条(2)に基づいてなされる実体審査請求は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 当該請求に適用される条例第 127B 条(2) (a)又は(b)に定める事項に関して登録官を納得させる情報及び詳細を記述すること

(c) 請求のための所定の手数料を伴うこと、及び

(d) 登録官に提出すること

第 81C 条 登録官は更なる情報及び詳細を要求することができる

- (1) 登録官が条例第 127B 条(2)に基づく請求を受領した場合は、登録官は、請求人に対してなされる通知により、通知において指定された期間内に、当該請求に適用される条例第 127B 条(2) (a) 又は(b)に定める事項に関して登録官を納得させる更なる情報及び詳細を提出するよう請求人に要求することができる。
- (2) 請求人が(1)に基づく要件を遵守しない場合は、当該請求は、なされなかったものとみなされる。
- (3) 登録官は、次のことを行わなければならない。
 - (a) 本規則第 81B 条(3) (b) 及び(1)に基づいて提出された情報及び詳細(あれば)を検討すること、及び
 - (b) 特許所有者及び請求人に対してなされる通知により、
 - (i) 短期特許の実体審査を遂行するか否かに関する登録官の決定を通知し、かつ
 - (ii) 決定の理由を伝えること

第 81D 条 審査通知

- (1) 登録官が短期特許に係る条例第 127D 条(1)に基づく通知(審査通知)を出す場合は、登録官は、当該通知において、特許所有者が本規則第 81E 条(1)に従って当該通知に応答することができる旨を記載しなければならない。
- (2) (1)において、
「短期特許」とは、条例第 120 条(1)に基づく補正及び条例第 127B 条(1) (b)に基づく請求される補正を含む。

第 81E 条 審査通知に対する応答

- (1) 条例第 127D 条(3) (a) 又は(b)の適用上、提出される審査通知に対する応答(審査通知に対する応答)は、特許所有者が、通知日後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。
- (2) 特許所有者が(1)に基づく要件を遵守しない場合は、登録官は、特許を取り消す仮決定を下さなければならない。

第 81F 条 更なる審査通知

- (1) 本条は、次の場合に適用される。
 - (a) 短期特許所有者が本規則第 81E 条(1)に従う審査通知に対する応答を提出し、かつ
 - (b) 登録官が当該応答を検討した場合
- (2) 登録官は、条例第 127D 条(1)に基づく特許所有者に対してなされる通知(更なる審査通知)により、次のことを行うことができる。
 - (a) 審査通知に対する応答に含まれる事項であって、登録官が詳述、修正又は明瞭化が必要であると考えられるものを記述すること、及び
 - (b) 特許所有者が本規則第 81G 条(1)に従って当該事項に係る更なる応答を提出して当該事項を詳述し、修正し又は明瞭化することができる旨を記載すること
- (3) 登録官は、更なる審査通知を 2 回以上出すことができる。

第 81G 条 更なる審査通知に対する応答

(1) 条例第 127D 条(3)(a)又は(b)の適用上、提出される更なる審査通知に対する応答(更なる審査通知に対する応答)は、特許所有者が、通知日後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。

(2) 特許所有者が(1)に基づく要件を遵守しない場合は、登録官は、本規則第 81H 条(1)に基づいて特許を取り消す仮決定を下さなければならない。

(3) 本規則第 81F 条は、更なる審査通知に対する応答に関して、次の通り適用される。

(a) 本規則第 81F 条(1)(a)における「第 81E 条(1)に従う審査通知に対する応答」という語句が、「第 81G 条(1)に従う更なる審査通知に対する応答」という語句で置き換えられたものとして、かつ

(b) 本規則第 81F 条(2)(a)における「審査通知に対する応答」という語句が、「更なる審査通知に対する応答」という語句で置き換えられたものとして

第 81H 条 仮取消通知

(1) 登録官が、

(a) 審査通知に対する応答

(b) 更なる審査通知に対する応答(あれば)、及び

(c) 条例第 120 条(1)に基づく補正及び条例第 127B 条(1)(b)に基づく請求される補正を検討して、短期特許が関係する審査要件を遵守していないとの見解を有する場合は、登録官は、特許を取り消す仮決定を下すことができる。

(2) 登録官が仮決定を下す場合は、登録官は、特許所有者に対してなされる通知(仮取消通知)により、次のことを行わなければならない。

(a) 決定を特許所有者に通知すること

(b) 関係する審査要件を記述すること、及び

(c) 特許所有者が、本規則第 81I 条(1)及び(2)に従って条例第 127D 条(3)(c)に基づく登録官の見解の再審査請求を提出することにより、仮取消通知に応答することができる旨を記載すること

第 81I 条 再審査請求

(1) 条例第 127D 条(3)(c)に基づく登録官の見解の再審査請求(再審査請求)は、特許所有者が、仮取消通知の日後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。

(2) 再審査請求は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること、及び

(b) 請求のための所定の手数料を伴うこと

(3) 再審査請求には、次の何れか又は双方を含めることができる。

(a) 特許が、関係する審査要件を遵守していることを立証する表示

(b) 当該要件の遵守を達成するための本規則第 81P 条に基づく特許明細書の補正請求

(4) (1)又は(2)に基づく要件を遵守していない再審査請求は、なされなかったものとみなされる。

(5) 再審査請求が提出されない場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 特許を取り消す最終決定を下すこと、及び

(b) 特許所有者に最終取消通知を出すこと

第 81J 条 再審査見解書

登録官が、再審査請求を検討して、短期特許が、関係する審査要件を遵守していないとの見解(再審査見解)を有する場合は、登録官は、特許所有者に対してなされる通知により、次のことを行わなければならない。

- (a) 再審査見解を特許所有者に通知すること
- (b) 関係する審査要件を記述すること
- (c) 特許所有者が本規則第 81K 条(1)に従って再審査見解書に対する応答を提出することができる旨を記載すること、及び
- (d) 登録官が適切と考える場合、かつ、該当する場合は、特許所有者が本規則第 82 条(2)(c)に従って第 82 条(1)に基づく審理の請求を提出することができる旨を記載すること

第 81K 条 再審査見解書に対する応答

(1) 条例第 127D 条(3)(a)又は(b)の適用上、提出される再審査見解書に対する応答(再審査見解書に対する応答)は、特許所有者が、再審査見解書の日後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。

(2) 再審査見解書に特許所有者が本規則第 82 条(1)に基づいて審理を請求することができる旨が記載された場合は、同条に基づく審理の請求は、本規則第 82 条(2)(c)にいう期間内に提出することができる。

(3) 審理の請求は、次の通りでなければならない。

- (a) 所定の様式によること
- (b) 請求のための所定の手数料を伴うこと、及び
- (c) 登録官に提出すること
- (4) (1)に従って再審査見解書に対する応答が提出されず、(2)及び(3)に従って審理の請求(該当する場合)が提出されない場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。
 - (a) 特許を取り消す最終決定を下すこと、及び
 - (b) 特許所有者に最終取消通知を出すこと

第 81L 条 更なる再審査見解書

(1) 本条は、次の場合に適用される。

(a) 登録官が

(i) 短期特許所有者が本規則第 81I 条(1)及び(2)に従って提出した再審査請求、及び

(ii) 特許所有者が第 81K 条(1)に従って提出した再審査見解書に対する応答(あれば)を検討しており、かつ

(b) 特許所有者が本規則第 82 条(1)に基づいて審理を請求したときは、当該審理がなされている場合

(2) 登録官は、特許所有者に対してなされる通知(更なる再審査見解書)により、次のことを行うことができる。

(a) 次の請求、応答及び審理(あれば)に含まれる事項であって、登録官が詳述、修正又は明瞭化が必要であると考えられるものを記述すること

- (i) 再審査請求
- (ii) 再審査見解書に対する応答, 及び
- (iii) 本規則第 82 条(1)に基づく審理
- (b) 特許所有者が本規則第 81M 条(1)に従って当該事項に係る更なる応答を提出して当該事項を詳述し, 修正し又は明瞭化することができる旨を記載すること, 並びに
- (c) 登録官が適切と考える場合, かつ, 該当する場合は, 特許所有者が本規則第 82 条(2)(d)に従って本規則第 82 条(1)に基づく審理の請求を提出することができる旨を記載すること
- (3) 登録官は, 更なる再審査見解書を 2 回以上出すことができる。

第 81M 条 更なる再審査見解書に対する応答

- (1) 条例第 127D 条(3)(a)又は(b)の適用上, 提出される更なる再審査見解書に対する応答(更なる再審査見解書に対する応答)は, 特許所有者が, 更なる再審査見解書の日後 2 月以内に登録官に提出しなければならない。
- (2) 更なる再審査見解書に特許所有者が本規則第 82 条(1)に基づいて審理を請求することができる旨が記載された場合は, 同条に基づく審理の請求は, 本規則第 82 条(2)(d)にいう期間内に提出することができる。
- (3) 審理の請求は, 次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 請求のための所定の手数料を伴うこと, 及び
 - (c) 登録官に提出すること
- (4) (1)に従って更なる再審査見解書に対する応答が提出されず, (2)及び(3)に従って審理の請求(該当する場合)が提出されない場合は, 登録官は, 次のことを行わなければならない。
 - (a) 特許を取り消す最終決定を下すこと, 及び
 - (b) 特許所有者に最終取消通知を出すこと
- (5) 本規則第 81L 条は, 更なる再審査見解書に対する応答に関して, 次の通り適用される。
 - (a) 本規則第 81L 条(1)(a)(ii)における「特許所有者が第 81K 条(1)に従って提出した再審査見解書に対する応答」という語句が, 「特許所有者がそれぞれ第 81K 条(1)及び第 81M 条(1)に従って提出した再審査見解書に対する応答及び更なる再審査見解書に対する応答」という語句で置き換えられたものとして, かつ
 - (b) 本規則第 81L 条(2)(a)(ii)における「再審査見解書に対する応答」という語句が, 「再審査見解書に対する応答及び更なる再審査見解書に対する応答」という語句で置き換えられたものとして

第 81N 条 最終取消通知

- (1) 登録官が, 次の請求, 応答及び審理(あれば)において提起された事項を検討して, なお短期特許が, 関係する審査要件を遵守していないとの見解を有する場合は, 登録官は, 特許を取り消す最終決定を下すことができる。
 - (a) 再審査請求
 - (b) 再審査見解書に対する応答
 - (c) 更なる再審査見解書に対する応答
 - (d) 本規則第 82 条(1)に基づく審理

(2) 登録官が最終決定を下す場合は、登録官は、特許所有者及び請求人(いれば)に対してなされる通知(最終取消通知)により、次のことを行わなければならない。

- (a) 決定を特許所有者及び請求人(いれば)に通知すること、及び
- (b) 決定の理由を伝えること

第 810 条 関係する審査要件の遵守時の実体審査の継続

登録官が、関係する審査要件が遵守されているとの見解を有する場合は、登録官は、短期特許の実体審査の遂行を継続しなければならない。

第 6 節 付与後の短期特許の補正

第 81P 条 条例第 127B 条(1) (b)又は第 127D 条(3) (b)に基づく付与後の短期特許の明細書の補正請求

(1) 本条は、条例第 127B 条(1) (b)又は第 127D 条(3) (b)に基づく付与後の短期特許の明細書の補正請求に適用される。

(2) 請求は、次の通りでなければならない。

- (a) 所定の様式によること
- (b) 請求される補正を組み込み、
 - (i) 置換又は削除すべき本文、図又は他の事項に取消線を引き、かつ
 - (ii) 置換する本文、図又は他の事項に下線を引くこと

により表示した明細書の写しを伴うこと、及び

(c) 登録官に提出すること

(3) (2)の適用上、請求される補正は、本規則第 58 条(2)及び(3)、第 59 条、第 60 条、第 62 条(1)から(13)まで並びに第 64 条に定める要件を遵守して作成しなければならない。

(4) 登録官は、すべての審査要件及び不適合要件の遵守を考慮して、次のことを行うことができる。

(a) 条例第 103 条(3)に従うことを条件として、条例第 127E 条(2) (a)に基づく公開のために、請求される補正の全部又は一部を認容可能な補正(認容可能な補正)として受理すること、又は

(b) 請求される補正を受理することを拒絶すること

(5) 登録官が(4) (a)に基づいて認容可能な補正を受理する場合は、登録官は、条例第 127E 条(2) (a)に基づいて認容可能な補正を公開することに加えて、次のことを行わなければならない。

(a) 登録官の決定を特許所有者に通知すること、及び

(b) 公開の事実を公報における告示により公告すること

第 81Q 条 異議申立通知

(1) 本規則第 81P 条(4) (a)にいう認容可能な補正であって、条例第 127E 条(2) (a)に基づいて公開されたものに異議申立を意図する者(異議申立人)は、異議申立通知を登録官に提出することができる。

(2) 異議申立通知は、本規則第 81P 条(5) (b)に基づいて認容可能な補正の公開の事実が公告

された日後1月以内に提出しなければならない。

(3) 異議申立通知は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること、並びに

(b) 次のもの、すなわち、

(i) 陳述書であって、

(A) 異議申立人が依拠する事実、及び

(B) 求める救済

を記述したもの、及び

(ii) 通知のための所定の手数料

を伴うこと

(4) 異議申立通知を提出する異議申立人は、同時に、異議申立通知及び陳述書の写しを短期特許所有者に送付しなければならない。

(5) 異議申立人は、異議申立通知の提出日後3日以内に、異議申立人が(4)を遵守した旨を登録官に書面で通知しなければならない。

(6) 異議申立人が(2)、(3)、(4)又は(5)に基づく要件を遵守しない場合は、異議申立通知は、提出されなかったものとみなされる。

第81R条 反対陳述書

(1) 本規則第81Q条にいう異議申立人から異議申立通知の写しを受領し、異議申立への反論を意図する短期特許所有者は、反対陳述書を登録官に提出することができる。

(2) 反対陳述書は、特許所有者が異議申立通知の写しを受領した日後1月以内に提出しなければならない。

(3) 反対陳述書は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 異議申立に反論する理由を記述すること、及び

(c) 反対陳述書のための所定の手数料を伴うこと

(4) 反対陳述書を提出する特許所有者は、同時に、その写しを異議申立人に送付しなければならない。

(5) 特許所有者が(2)又は(3)に基づく要件に従って反対陳述書を提出しない場合は、本規則第81P条に従ってなされた特許明細書の補正請求は、取り下げられたものとみなされる。

(6) 特許所有者又は異議申立人は、本規則第82A条(2)又は(3)に基づいて審理を請求することができる。

第81S条 登録官による指示

条例第127B条(1)(b)又は第127D条(3)(b)に基づく短期特許明細書の補正請求に関する手続において、登録官は、登録官の発意により又は手続当事者の申請があったときは、以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第81T条 条例第127E条(2)(c)に基づく登録官による決定

(1) 本規則第81Q条(1)に基づいて認容可能な補正に異議を唱える異議申立通知が提出され、本規則第81R条(1)に基づいて異議申立に反論する反対陳述書が提出された場合は、登録官は、

- (a) 条例第 127E 条(2) (c)に基づく決定を下す前に、
 - (i) 本規則第 81Q 条(3) (b) (i)にいう異議申立通知及び陳述書
 - (ii) 反対陳述書
 - (iii) 本規則第 82A 条(2)又は(3)に基づいて請求された審理(あれば)においてなされた意見陳述、及び
 - (iv) 本規則第 81S 条に基づいて発出された指示に従って提出された証拠(あれば)を検討しなければならず、かつ
- (b) 条例第 127E 条(2) (c)に基づいて、
 - (i) 認容可能な補正の全部又は一部を認容された補正として認容することを決定しなければならず、又は
 - (ii) 認容可能な補正を認容することを拒絶することを決定しなければならない。
- (2) 認容可能な補正に異議を唱える異議申立通知が提出されない場合は、登録官は、条例第 127E 条(2) (c)に基づいて補正を全部又は一部認容することを決定して、補正の全部又は一部を認容された補正として認容しなければならない。
- (3) (1) (b) (i)又は(2)に基づく決定が下される場合は、登録官は、条例第 127E 条(4) (a)及び(b)を遵守することに加えて、次のことを行わなければならない。
 - (a) 決定を短期特許所有者及び本規則第 81Q 条(1)にいう異議申立人(いれば)に通知すること、及び
 - (b) 認容された補正を含む特許が条例第 127C 条(2)に基づく審査要件の遵守を達成するか否かを検討すること
- (4) (1) (b) (ii)に基づく決定が下される場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。
 - (a) 決定を特許所有者及び異議申立人に通知すること、及び
 - (b) 決定を公報における告示により公告すること
- (5) 疑義を避けるために、認容可能な補正を認容しない登録官の決定は、それ自体次のことを行う登録官の義務に影響を与えるものではない。
 - (a) 特許を審査して、当該特許が条例第 127C 条(2)に基づく審査要件を遵守しているか否かを決定すること、及び
 - (b) 条例第 127E 条(1) (a) (i)又は(b)に基づく検討及び決定又は再審査を行うこと
- (6) 本条において、
「認容可能な補正」とは、請求される補正であって、次のものをいう。
 - (a) 本規則第 81P 条(4) (a)に基づいて全部又は一部が認容可能な補正として受理され、かつ
 - (b) 条例第 127E 条(2) (a)に基づいて公開されたもの

第 81U 条 条例第 127E 条(2) (a)又は(4) (a)に基づく補正の公開

- (1) 本条は、条例第 127E 条(2) (a)又は(4) (a)に基づく補正の公開に適用される。
- (2) 登録官が適切と考える場合は、登録官は、特許所有者に対してなされる通知により、登録官が指定する期間内に、補正の公開のために、補正された明細書の次の写し(必要な写し)を登録官に提出するよう特許所有者に要求することができる。
 - (a) 補正が組み込まれた無加筆の明細書の写し、及び
 - (b) 補正が組み込まれ、表示された明細書の写し

(3) (2)の適用上、必要な写しは、本規則第58条(2)及び(3)、第59条、第60条、第62条(1)から(13)まで並びに第64条に定める要件を遵守して作成しなければならない。

(4) 必要な写しが(2)に基づいて指定された期間内に提出されない場合は、当該必要な写しが関係する補正請求は、取り下げられたものとみなされる。

第81V条 登録官は第9部第5節の手續に従うこと

(1) 本条は、関連補正の検討において登録官に適用される。

(2) 登録官が、関連補正を検討して、関連補正が、関係する審査要件の遵守を達成しないとの見解を有する場合は、登録官は、場合により関連書類を特許所有者に交付することにより、登録官の見解を特許所有者に通知しなければならない。

(3) (2)に基づいて交付すべき関連書類を決定するに際し、登録官は、関連補正が含まれる書類の内容を考慮すべきである。

(4) 本規則第9部第5節は、(2)に基づいて交付される関連書類及び以後の手續を含む手續の一部に適用される。

(5) 本条において、

「関連補正」とは、次のものをいう。

(a) 第81P条(2)(b)にいう請求される補正、及び

(b) 第81T条(1)(b)(i)又は(2)にいう認容された補正

「関連書類」とは、次のものをいう。

(a) 第81D条(1)に基づく審査通知

(b) 第81F条(2)に基づく更なる審査通知

(c) 第81J条に基づく再審査見解書、及び

(d) 第81L条(2)に基づく更なる再審査見解書

第 12 部 審理及び代理人

第 82 条 登録官の裁量権

(1) 登録官は、条例又は本規則により登録官に与えられる裁量権を何人かに対し不利に行使する前に、不利な影響を受けることになる当該人から請求されたときは、その者を当該の件につき審理する。

(2) (1)に基づいてなされる審理の請求は、次のように提出しなければならない。

(a) 本規則第 31ZK 条(2)にいう請求については、出願人が審理を請求することができる旨を記載した第 31ZJ 条にいう関連する再審査見解書の日後 2 月以内に

(b) 本規則第 31ZM 条(2)にいう請求については、出願人が審理を請求することができる旨を記載した第 31ZL 条にいう関連する更なる再審査見解書の日後 2 月以内に

(c) 本規則第 81K 条(2)にいう請求については、特許所有者が審理を請求することができる旨を記載した第 81J 条にいう関連する再審査見解書の日後 2 月以内に

(d) 本規則第 81M 条(2)にいう請求については、特許所有者が審理を請求することができる旨を記載した第 81L 条にいう関連する更なる再審査見解書の日後 2 月以内に

(e) その他の請求については、請求を提出する者が、登録官から出願に対する異論又はその他登録官の裁量権の行使案の通知を受領した日後 1 月以内に

(3) 登録官は、(2)により提出される請求を受領したときは、請求人に対し、審理を受けられる日時を通知を送付する。その日時は、当該請求人による通知受領日から少なくとも 10 日後とする。

(4) 当事者間の手続における審理において、手続で未だ言及されていない書類の参照を意図する当事者は、その意図の通知を、登録官が同意し、かつ、他方の当事者が合意する場合を除き、少なくとも 10 日前に、当該書類の詳細又は写しを添えて、登録官及び他方当事者に送付する。

(5) 登録官は、審理を希望する当事者を審理した後、その件を決定し、当事者すべてに自らの決定を通知し、また何れかの当事者が望む場合は、その決定の理由を伝える。

(6) (2)及び(3)は、本規則第 38C 条(6)又は第 81R 条(6)にいう請求により行われる審理には適用されない。

第 82A 条 第 38C 条(6)又は第 81R 条(6)にいう請求

(1) 本条は、本規則第 38C 条(6)又は第 81R 条(6)にいう請求に関して適用される。

(2) 本規則第 38C 条又は第 81R 条に基づいて反対陳述書を提出する特許所有者は、

(a) 同時に、審理を請求することができ、又は

(b) そうした後、提出期限の満了日後 1 月までに審理を請求することができる。

(3) 本規則第 38C 条又は場合により第 81R 条にいう異議申立人は、反対陳述書の提出後、提出期限の満了日後 1 月までに審理を請求することができる。

(4) 審理の請求は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 請求のための所定の手数料を伴うこと、及び

(c) 登録官に提出すること

(5) 登録官が審理の請求を受領した場合は、登録官は、特許所有者及び異議申立人に対して

なされる通知により、審理の日時及び場所を通知しなければならない。

(6) 登録官が通知を出す前はいつでも、請求を提出した者は、書面による通知により、当該請求を取り下げることができる。

(7) (6)に基づく取下は、撤回不能である。

(8) 特許所有者又は異議申立人であつて、

(a) 審理の請求を提出せず、かつ

(b) (5)にいう通知を受領した者は、

特許所有者又は異議申立人が審理への出頭を意図する場合は、審理に出頭する意図の通知を登録官に提出することができる。

(9) 審理に出頭する意図の通知は、次の通りでなければならない。

(a) 所定の様式によること

(b) 通知のための所定の手数料を伴うこと、及び

(c) 特許所有者又は異議申立人が(5)にいう通知を受領した日後14日以内に提出すること

(10) (8)に基づく意図の通知を提出することができるが、そうしなかった者は、関係する審理に出頭することができない。

(11) 登録官は、登録官の発意により又は手続当事者の申請があつたときは、以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

第83条 公開審理

(1) (2)に従うことを条件として、次の審理は、公開でなされなければならない。

(a) 特許に係る事項についての2以上の当事者間に生じた争いの登録官の面前での審理

(b) 条例第20条又は第37Q条に従う記録請求の公開又は標準特許(0)出願の公開後に生じた、標準特許出願に係る審理、及び

(c) 条例第118条(2)(a)に基づく特許明細書の公開後の短期特許に係る審理

(2) (1)が適用される審理において本人が又は代理人により出頭する争いの当事者に諮った後、登録官は、審理が公開ではなされない旨指示することができる。

第84条 パートナーシップ、会社及び団体による書類の署名

(1) 企業のために又はその代理で署名される書類は、そのパートナーにより、企業の代理で署名する旨陳述するパートナーにより又は当該書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者が署名する。

(2) 法人のために又はその代理で署名される書類は、その法人の取締役、秘書役、他の幹部又は当該書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者が署名する。

(3) 企業以外の非法人又は団体のために又はその代理で署名される書類は、当該書類に署名する権限があると登録官が納得する何れかの者が署名することができる。

第85条 代理人

(1) 本規則により別途要求される場合を除き、第84条を害さないことを条件として、何人かにより又は何人かに対し条例又は本規則により要求又は許容される行為は、その者が授権した代理人により又は対してなすことができる。

(2) 特定の場合は、登録官は、何人かの本人の署名又は出頭を要求することができる。

- (3) 登録官は、代理人に送付する書面による通知により、代理人の権限の証拠を提出するよう要求することができる。
- (4) 別の者によりその者の代理人として行為することを授権された者は、代理人として行為する最初の機会以前に、当該人が居住し又は営業活動を行う香港の住所を登録官に通知する。その通知は、所定の様式又は書面により行う。
- (5) (4)に基づく通知をした者が、当該人が居住し又は営業活動を行う香港の住所を変更する場合は、その後速やかにその変更を登録官に通知する。その通知は、所定の様式又は書面により行う。
- (6) 何人かにより又は何人かに対してなすことが条例又は本規則により必要とされ又は許される如何なる行為も、当該人の代理人が(4)に従って登録官に通知する日前には、その代理人により又はその代理人に対して、なすことができない。
- (7) 登録官は、条例又は本規則に基づく何らかの業務に関して、次の者を代理人として認定することを拒絶することができる。
- (a) 刑事犯罪で有罪判決を受けた者
 - (b) 弁護士条例(Cap. 159)により管理される法廷弁護士名簿若しくは事務弁護士名簿から削除された者又は法廷弁護士若しくは事務弁護士として行動することを停止されている者
 - (c) パートナiership又は法人であって、そのパートナー又は取締役の1が、登録官が(a)又は(b)に基づいて代理人として認定することを拒絶し得るような者であるもの
 - (d) 会社条例(Cap 32)第 168E 条, 第 168F 条, 第 168G 条, 第 168H 条, 第 168J 条又は第 168L 条に基づいて資格剥奪命令を受けた者
 - (e) 廃止された証券(インサイダー取引)条例(Cap 395) 第 23 条(1) (a)又は第 24 条(1)に基づいて命令を受けた者, 又は
 - (f) 証券及び先物条例(Cap 571)第 214 条(2) (d), 第 257 条(1) (a), 第 258 条(1)又は第 303 条(2) (a)に基づいて命令を受けた者

第 86 条 条例第 49 条に基づく登録官に対する手続における費用の裁定

条例第 49 条に基づく登録官に対する手続において、特許所有者が条例第 48 条に基づく特許の権利放棄を申し出る場合は、登録官は、発明が特許することができるものであるか否かに係る疑義を付託する者に費用を裁定すべきか否かを決定するに際し、当該疑義を付託する者が疑義の付託前に特許所有者に適切な通知を与えていたならば当該手続を回避することができたか否かを考慮する。

第 87 条 費用の担保

次の何れかの者、すなわち、

- (a) 条例第 13 条又は第 37H 条に基づいて、登録官に対し付託をなす者
 - (b) 条例第 49 条に基づいて、登録官に対し発明が特許することができるものであるか否かの疑義を付託する者
 - (c) 条例第 48 条(2)又は第 146 条(2)に基づいて、登録官に対し異議申立の通知を出す者
 - (d) 条例第 46 条(3) (c)又は第 127E 条(2) (b)にいう異議申立を提出する者が、
- 香港において居住もせず営業もしていない場合は、登録官は、手続の費用又は経費の担保を提供するよう要求することができ、その担保が提供されない場合は、当該付託、申請又は通

知が放棄されたものとみなす。

第13部 管理及びその他の規定

第1節 情報及び閲覧

第88条 条例第147条に基づく情報請求

- (1) 条例第147条に基づく情報請求は、次の通りとする。
- (a) 標準特許又は標準特許出願に係る情報は、次の事項につき請求することができる。
 - (i) 記録請求又は標準特許(0)出願がいつ公開されているか
 - (ii) 標準特許がいつ付与されているか
 - (iii) 公開されている標準特許出願の場合は、出願がいつ取り下げられているか、いつ取下とみなされているか又はいつ拒絶されているか
 - (iv) 維持手数料が、条例第33条(2)に定める期間内に納付されないままか否か
 - (v) 維持手数料が、条例第33条(4)に定める延長期間内にいつ納付されているか
 - (vi) 更新手数料が、条例第39条(2)に定める期間内に納付されないままか否か
 - (vii) 更新手数料が、条例第39条(4)に定める延長期間内にいつ納付されているか
 - (b) 短期特許付与に係る情報は、次の事項につき請求することができる。
 - (i) 短期特許がいつ付与されているか
 - (ii) 更新手数料が、条例第126条(2)又は(3)に定める期間内に納付されないままか否か
 - (iii) 更新手数料が、条例第126条(5)に定める延長期間内にいつ納付されているか
 - (c) 特許又は特許出願に係る情報は、次の事項につき請求することができる。
 - (i) いつ特許が効力を停止しているか若しくはいつ特許の回復申請が提出されているか、又はその両者
 - (ii) いつ登録簿に記入がなされているか又はいつそのような記入の申請がなされているか
 - (iii) 登録簿の記入又は公報の公告に係る申請、請求又は行動の内容が請求に表示されている場合は、いつその申請若しくは請求がなされているか又はいつその行動が取られているか、及び
 - (iv) いつ書類を本規則第89条又は第90条に従って閲覧することができるか
- (2) 当該請求は、所定の様式による。

第89条 条例第147条に基づく書類閲覧の制限

- (1) 次の制限が、情報の提供又は書類の閲覧に係る条例第147条(1)適用上の所定の制限である。
- (a) 書類は、登録部門に提出された後14日までは閲覧に供さない。
 - (b) 登録部門における使用のためだけに登録部門又は本規則第99条(1)の顧問により作成された書類は、閲覧に供さない。
 - (c) 登録部門の請求によるか否かを問わず、検閲及びその後の送付者への返却用として、登録部門に対して送付される書類は、閲覧に供さない。
 - (d) 第50条(2)、第51条(2)若しくは第88条又は条例第147条によりなされる請求は、閲覧に供さない。
 - (e) 登録官が秘密として取り扱う旨第90条による指示を発する書類は、同条により許容される場合を除き、閲覧に供さない。

(f) 登録官が秘密として取り扱うべきと考える登録官発行の書類は、登録官が別段の指示をしない限り、閲覧に供さない。更に

(g) (a)から(f)までに規定する制限に従うことを条件として、登録部門に保管される書類に限り閲覧に供される。

(2) 条例第 147 条は、次の書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供する義務を登録官に課するものと解してはならない。

(a) 登録官から見て、何人かを誹謗して損害を与える虞のあるもの、又は

(b) 登録官から見て、その公開又は利用が、不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長すると予想されるもの

第 90 条 秘密書類

(1) 条例第 150 条に基づいて様式が定められている書類以外の書類を登録官に提出若しくは送付する者又は当該書類が関係する手続の当事者は、当該書類の提出若しくは送付後 14 日以内に、当該書類又はその者が指定するその一部が秘密として取り扱われるよう指示することを登録官に対し(請求の理由を挙げて)請求することができ、また登録官は、自らの裁量でそのように指示することができる。当該請求が登録官により検討されている間は、当該書類又は当該書類の一部(本条で関連書類という)は、公衆の閲覧に供されない。

(2) 当該指示がなされ、かつ、取り下げられていない場合は、本条の如何なる規定も、何人かに対し、登録官の許可による場合を除き、当該指示に係わる関連書類の閲覧が許容されることを認め又は求めるものではない。

(3) 登録官は、指示の発出を請求した者と事前に協議することなく、本条に基づいて発する指示を取り下げないものとし、また取り下げられていない指示に係わる関連書類を閲覧する許可を何人にも与えない。ただし、そのような事前協議を合理的に実行することができないことに登録官が納得する場合はこの限りではない。

(4) 当該指示が発出され又は取り下げられた場合は、その事実の記録を、それが係わる関連書類と共にファイルする。

(5) (1)にいう期間が本規則第 100AA 条に基づいて延長される場合は、当該延長期間の満了まで、関連書類は公衆の閲覧に供さず又は当該期間が満了した後に延長される場合は、延長期間の満了まで、公衆の閲覧に供することを停止し、また指示の請求がなされる場合は、関連書類は、当該事項が登録官により決定されつつある間は公衆の閲覧に供さない。

第 91 条 条例第 147 条(3)の適用上の書誌情報

次の書誌情報が、条例第 147 条(3)の適用上の所定のものである。

(a) 出願番号

(b) 出願日及び条例第 37E 条(1)又は第 111 条(1)に基づいて陳述書が作成されている場合は、当該陳述書にいう出願各々につき、得られる出願日、出願国及び出願番号

(c) 出願人の名称

(ca) 出願に係る送達宛先

(cb) 出願が代理人によりなされた場合は、代理人の名称及び代理人が居住し又は営業活動を行う香港における住所

(cc) 登録官が本規則第 3 条に基づいて他の者に伝達することを求められる何人かの名称及び

住所

(d) 発明の名称

(e) 出願が取り下げられているか、取下とみなされているか又は拒絶されている場合は、その事実、及び

(f) 本規則第 45 条による出願人の名称の変更

第 92 条 条例第 147 条(4)又は(5)適用の場合の情報請求

(1) 条例第 147 条(4)又は(5)に定める状況が存在する場合は、条例第 147 条(1)に基づく請求は、その状況の存在を証明する誓約書及び登録官が要求する証拠書類(あれば)を伴わなければならない。

(2) 登録官は、当該請求書、誓約書及び証拠(あれば)の写しを特許出願人に送付し、かつ、その後 14 日の満了までは当該請求に応じない。

第 2 節 書類の提出及び関連事項

第 93 条 登録官への書類の提出

(1) 条例又は本規則により登録官に提出することを求められ又は許されている書類その他の物は、登録部門の通常の就業時間内に登録部門で登録官に手渡しで届けるか又は登録官宛てに郵送する。

(2) 郵送は、登録部門の事務所における登録官に対し、当該書類その他の物を含む書状を適切に名宛して作成し、かつ、郵送料を先払いして郵送することにより実行されたものとみなされ、また、当該書類又は物は、その書状が登録部門において登録官により実際に受領された時に受領されたものとみなされる。

(3) 書類その他の物の登録官に対する提出は、登録部門において登録官により受領され、かつ、受領されたとして記録された時に、なされたものとみなされる。

第 93A 条 電子提出

(1) 登録官は、紙面又は他の物的様式により登録官に対し書類その他の物を提出する代わりに、当該書類その他の物の電子記録を提出することを、自らの裁量により許可することができる。

(2) 登録官は、本規則第 93 条に規定する方法により登録官に対し書類その他の物を届け渡し又は送付する代わりに、電子的手段によって当該書類又は物の電子記録を登録官の指定する情報システムへ送付することを、自らの裁量により許可することができる。

(3) (2)に基づいて指定された情報システムへ電子記録を提出すること及び電子的手段によって電子記録を送付することは、一般的には、公報に公告する通知によって又は特定の場合には、電子記録を提出すること又は電子的手段により登録官に対して電子記録を送付することを望む者に対する通知によって登録官が指定する条件に従う。

(4) 本条に従って、電子記録の様式での書類その他の物が(2)に基づいて指定された情報システムへ電子的手段によって送付される場合は、当該書類又は物の提出は、当該電子記録が指定情報システムにより受理された時に実行されたものとみなされる。

第 93B 条 電子提出の条件

(1) 本規則第 93A 条(3)の一般原則を制限することなく、登録官は、同条に基づいて次の条件を指定することができる。

(a) 電子記録を作成又は送付するために使用しなければならない手順の、登録官による承認について規定すること

(b) 電子記録が記録又は保存されなければならないフォーマット又は媒体の、登録官による承認について規定すること

(c) 問題の書類その他の物が署名若しくは捺印又は何らかの方法で検認を求められる状況において電子記録を検認する方法を尊重すること

(d) 電子記録の様式で登録官に送付される書類その他の物に、その送付者による電子署名又はデジタル署名を含め又は添えることを求めること、及び

(e) 本規則第 93A 条(2)に基づいて指定される情報システムの操作における中断がある場合の書類その他の物の提出方法を尊重すること

(2) 本規則第 93A 条(3)の一般原則を制限することなく、登録官は、次の場合は、電子記録の様式による書類その他の物を受理又は登録することを拒絶することができる。

(a) 電子記録に含まれる情報が、読み取り可能な様式での表示に適合しない場合

(b) 電子記録が、本規則第 93A 条(2)に基づく情報システムでの保存に適合しない場合

(c) 電子記録が、変更され、損傷されているか又は不完全なものとして登録官に見える場合

(d) 電子記録に伴う又は含まれる電子署名又はデジタル署名又はその他の種類の検認が、変更されているか又は不完全なものとして登録官に見える場合、又は

(e) 本規則第 93A 条(3)に基づいて登録官によって指定された条件が、守られなかった場合

第 93C 条 電子メールボックスの指定

(1) 何人かから請求があったときは、登録官は、自らが指定した情報システム内に電子メールボックスを指定することができる。その者は、登録官への通信のためにこれを使用することができる。

(2) 指定情報システム内の電子メールボックスの何人かによる使用は、一般的には公報に公告される通知によって又は特定の場合は、電子メールボックスが指定されている者に対する通知によって登録官が指定する条件に従う。

(3) 登録官が本条に基づいてある者のために電子メールボックスを指定する場合は、登録官によりその者宛てに送付することが条例又は本規則により求められ又は許された書類その他の物は、その者の指定メールボックス宛てに電子記録の様式で送付された場合に、適正に送付されたものとみなされる。

(4) 指定電子メールボックスへの送付は、電子記録が指定情報システムによって受理された時に実行されたものとみなされる。

(5) 指定電子メールボックスへ送付された電子記録は、当該電子メールボックスによって電子記録が受理され、かつ、記録された時に、名宛人によって受領されたものとみなされる。

第 93D 条 書類の送達

(1) 本規則第 93 条、第 93A 条、第 93B 条及び第 93C 条に規定する場合を除き、書類その他の物が何人かに送付されることを条例又は本規則によって求められ又は許される場合は、

(a) 書類その他の物は、その者の送達宛先に届けるか又は郵送することができ、又は
(b) その者が送達宛先を有していない場合は、書類その他の物を、その者の判明する最新の住所へ郵送することができる。

(2) 郵送は、当該書類その他の物を含む書状を、郵送料を先払いし適切に名宛して作成し、その者の送達宛先へ又はその者が送達宛先を有していない場合はその者の判明している最新の住所へ郵送することによって、実行されたものとみなされ、また、当該書類又は物は、反証がない限り、その書状が通常の郵便で配達されるであろう時にその者により受領されたものとみなされる。

第 93E 条 登録部門の記録が保存される様式等

(1) 登録官は、登録部門の記録が構成され、かつ、保存される様式を決定するものとし、また当該記録又は登録部門により保存される書類その他の物が保存される期間及びそれらを破棄又はその他の方法で処分することができる状況を決定することができる。

(2) 書類その他の物が最初に登録官に提出され又は登録官により最初に作成された様式とは異なる様式により、登録官が書類その他の物を保存する場合は、当該書類その他の物の記録は、反証がない限り、最初に提出又は作成された情報を正確に表現するものとみなされる。

第 94 条 不備の修正

(1) (2)に従うことを条件として、登録官に対する手続において提出される書類は、登録官が適切と考えたときは、修正することができ、登録部門における又は登録部門に対する手続上の不備は、登録官が指示する条件で修正することができる。

(2) 次の不備又は見込まれる不備の場合は、登録官は、問題の期限又は期間を変更する旨のみを指示することができる。

(a) 本条による指示の欠如のために発生したか又は発生する虞があると登録官に見える、本規則に定める期限又は期間についての制限の不遵守からなるもの

(b) 登録部門側の過誤、怠慢又は遺漏にすべて又は部分的に起因するもの、及び

(c) 更正すべきと登録官に見えるもの

(3) (2)は、本規則第 100AA 条、第 100AAB 条、第 100AAC 条又は第 100AAD 条により期限又は期間を延長する登録官の権限を害するものではない。

第 95 条 登録官による免除

本規則により、何人かが何らかの行為若しくは事柄をなすことを要求され又は何らかの書類又は証拠の作成若しくは提出が要求される場合において、合理的な理由によりその者が当該行為若しくは事柄をなし得ないか又は当該書類若しくは証拠の作成若しくは提出をなし得ないことが登録官の納得するように証明されるときは、登録官は、自らが適切と考える証拠の提出に基づき、かつ、自らが適切と考える条件に従うことを前提として、当該行為若しくは事柄をなすこと又は当該書類若しくは証拠の作成若しくは提出することを免除することができる。

第3節 証拠

第96条 証拠

- (1) 本規則により証拠が提出される場合は、誓約書又は宣誓供述書による。
- (2) 登録官は、特定の場合において、自らが適切と考えるときは、そのような証拠の代わりに又はそのような証拠に加えて、口頭による証拠を受けることができ、かつ、登録官が異なる指示をしない限り、証人がその宣誓供述書又は誓約書に関し反対尋問されることを許容する。

第97条 誓約書及び宣誓供述書

- (1) 条例により要求され又は条例に基づく手続において使用される誓約書及び宣誓供述書は、次の者の面前で作成され、かつ、署名される。
 - (a) 香港において、治安判事、公証人又は管理官その他の官吏で香港において法律により法律手続のための宣誓を管理することを授権されている者
 - (b) 香港外において、裁判所、裁判官、治安判事、公証人、官吏その他の者であって法律により法律手続のためにその立場で宣誓を管理すること又は公証機能を執行することを授権されている者
- (2) 第84条により誓約書又は宣誓供述書に署名する者は、誓約書又は宣誓供述書に誓約又は宣誓をなす資格を記載する。
- (3) 当該人の面前で誓約書又は宣誓供述書が作成され、署名されたことの証言として、本条により誓約書又は宣誓供述書をとることを授権された者の捺印又は署名を付したとされる書類は、当該人の捺印、署名、若しくは公式の身分又は誓約書若しくは宣誓供述書をとる権限の真正性の証明なしに、登録官により受理される。

第4節 書類等の提出

第98条 書類等の提出に係る指示

登録官に対する手続の何れかの段階において、登録官は、自らが必要とする書類、情報又は証拠が、自らが指定する期間内に提出されるよう要求することができる。

第98A条 登録官は書類の写しを作成し、送付することができる

登録官に対する何らかの手続のために、登録官が適切と考える場合は、登録官は、次のことを行うことができる。

- (a) 技術水準への言及を含む書類(又は書類の一部)の写しを作成すること、及び
- (b) 当該写しを手続当事者に送付すること

第5節 顧問

第99条 顧問の任命

- (1) 登録官は、自らに対する手続において自らを補佐する顧問を任命することができ、そのような顧問に諮るべき疑義又は与えるべき指示を決定する。

(2) 登録官は、顧問の報酬支払の任に誰が当るかにつき指示を出すことができる。

第6節 期限

第100条 解釈

本節において、

本節に基づいて認容される延長期間(関連する延長期間)に関して「現行期間」とは、次のものをいう。

- (a) 本節に基づいて延長期間が付与されない場合は、当初期間、及び
 - (b) 本節に基づいて延長期間が認容された場合は、関連する延長期間の直前の延長期間
- 「延長期間」とは、本節に基づいて登録官が認容する延長期間をいう。
「当初期間」とは、本規則に基づいて何らかの行為をなし又は何らかの手続をとるための本規則の規定(本節の規定又は附則4第1部に記述する規定を除く)に定める又はそれに基づいて指定された期限又は期間をいう。

第100AA条 期間の延長—一般規定

(1) (4)に従うことを条件として、登録官は、次の場合は、本規則に基づいて何人かが何らかの行為をなさなければならず又は当事者が何らかの手続をとらなければならない現行期間の延長期間を認容することができる。

- (a) 延長期間認容の請求が所定の様式により登録官に対してなされ、かつ
 - (b) 請求のための所定の手数料が納付された場合
- (2) 延長期間は、
- (a) その者又は当事者に対して延長期間の通知をなすことにより登録官により認容され、かつ
 - (b) 登録官が決定する条件で認容することができる。
- (3) 延長期間は、現行期間の満了前又は満了後に認容することができる。
- (4) 登録官は、次の期間については、本条に基づく延長期間を認容することができない。
- (a) 附則4第2部、第3部、第4部、第5部、第6部又は第7部に記述する規定に定める又はそれに基づいて指定された当初期間、及び
 - (b) 本規則第100AAB条、第100AAC条又は第100AAD条に基づいて認容された延長期間

第100AAB条 請求による延長期間の認容

(1) 附則4第2部、第3部、第4部又は第5部に記述する規定に定める又はそれに基づいて指定された当初期間について、登録官は、(2)にいう期限の満了前に、次に該当する場合は、現行期間の延長期間を認容することができる。

- (a) 延長期間認容の請求が所定の様式により登録官に対してなされ、かつ
 - (b) 請求のための所定の手数料が納付された場合
- (2) (1)の適用上、期限は、次の通りである。
- (a) 附則4第2部又は第4部に記述する規定については、現行期間
 - (b) 附則4第3部に記述する規定については、現行期間の満了後1月、又は
 - (c) 附則4第5部に記述する規定については、現行期間の満了後2月

(3) 本条に基づいて認容することができる延長期間は、次の通りである。

(a) 附則 4 第 2 部又は第 3 部に記述する規定については、1 月、及び

(b) 附則 4 第 4 部又は第 5 部に記述する規定については、2 月

(4) (1)に基づいて延長期間が認容された期間については、同項に基づいて延長期間を認容することができない。

第 100AAC 条 郵便の不配若しくは不当な遅配、天災又はストライキによる延長期間の認容

(1) 附則 4 第 6 部に記述する規定に定める又はそれに基づいて指定された当初期間について、登録官が、現行期間内に当該規定により要求される何らかの行為をなさず又は何らかの手続をとらないことが、全体として又は主に香港又は場合により指定特許庁の国、領土若しくは地域における次の出来事の何れかに起因することに納得する場合は、登録官は、現行期間の延長期間を認容することができる。

(a) 郵便の不配又は不当な遅配

(b) 天災

(c) ストライキ

(2) 本条に基づいて認容することができる延長期間は、登録官が合理的と考える 2 月を超えない期間である。

第 100AAD 条 翻訳文又は翻字の提出漏れによる延長期間の認容、翻字

(1) 附則 4 第 7 部に記述する規定に定める又はそれに基づいて指定された当初期間について、登録官は、現行期間の満了後に、次に該当する場合は、現行期間の延長期間を認容することができる。

(a) 当該規定が適用される出願人が

(i) 所定の様式により登録官に対して延長期間認容の請求をなし、かつ

(ii) 請求のための所定の手数料を納付した場合、及び

(b) 登録官が対象書類に残存する唯一の欠陥が次のものの提出漏れであることに納得する場合

(i) 第 56 条(2) (a)若しくは(b)にいう発明の名称若しくは要約の翻訳文、又は

(ii) 第 56 条(2) (c)にいう出願人若しくは発明者の名称の翻字

(2) 本条に基づいて認容することができる延長期間は、登録官が残存する唯一の欠陥を補正するために合理的と考える期間である。

(3) 本条において、

「対象書類」とは、欠陥が明らかにされ、補正することを要求される本規則の規定にいう次の書類の何れかをいう。

(a) 規定が本規則第 17 条である場合は、条例第 15 条に基づく記録請求

(b) 規定が本規則第 24 条である場合は、条例第 23 条に基づく登録及び付与請求

(c) 規定が本規則第 31Y 条(1)である場合は、条例第 37L 条に基づく標準特許(0)出願

(d) 規定が本規則第 68 条(1)である場合は、条例第 113 条又は第 125 条に基づく短期特許出願

第 100A 条 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

(1) 何れかの日に、登録部門の通常の業務の中断を起こす出来事又は状況がある場合は、登録官は、その日を登録部門の業務に中断のある日として通知することができる。

(2) 書類その他の物を登録官に提出するために、条例又は本規則に規定され又は本規則に基づいて延長された何れかの期間が、そのように通知された日に満了する場合は、当該期間はそのように通知されていない次に続く最初の日(非就業日を除く)まで延長される。

(3) 本条に基づいて登録官の発する通知は、登録部門に掲示される。

(4) 本条において、「非就業日」とは、登録部門の就業日でない日をいう。

第 7 節 公開, 販売, 認証及び公告

第 101 条 書類の公開及び販売

登録官は、登録部門における明細書及び他の書類の写し並びに当該書類の索引及び短縮版又は要約版の公開及び販売を手配することができる。

第 102 条 書類の認証

条例又は本規則の適用上、提出された書類の写しは、関連する指定特許庁により交付され又は保管された書類の真正な謄本である旨を、その提出人が登録官に対して書面で確認する場合は、認証謄本として取り扱われる。

第 103 条 登録簿に関する公告

登録官は、登録簿に関し、条例又は本規則に基づいてなされた事柄で自らが適切と考えるものの公開及び公告を手配することができる。

第 8 節 手数料

第 104 条 手数料

(1) 条例に基づく何らかの事項又は手続に関し納付すべき手数料は、附則 2 に定める手数料である。

(2) 手数料は、登録官が指示する手段及び方法で納付する。

第 15 部 経過措置

第 105 条 解釈(第 15 部)

この部及び附則 3 において、文脈上別異の解釈を要する場合を除き、

(a) 「経過規則」とは、条例第 158 条に基づいて制定される特許(経過措置)規則(第 514B 章)をいう。

(b) そこに使用される用語であって経過規則においても使用されるものは、経過規則におけるものと同様の意味を有する。

第 106 条 登録簿の記入

(1) 経過規則第 3 条(1)により付与されるとみなされる標準特許に関して、同規則第 13 条(2)の適用上登録簿に記入すべき詳細は、次の事項を含む。

(a) 出願人の名称及び住所

(b) 発明の名称

(c) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許出願の出願日及び公開日

(d) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許の付与日

(e) 廃止条例に基づく出願の出願日及び出願番号

(f) 廃止条例に基づく特許登録日

(g) (a)による記入の名称と異なる場合は、施行日に標準特許が付与されるとみなされる者の名称及び住所

(h) 廃止条例に基づいて交付された登録証に対し登録官により付与された番号

(2) 経過規則第 6 条、第 8 条、第 9 条により付与される標準特許に関して、登録官は、次の事項を記入させる。

(a) 出願人の名称及び住所

(b) 発明者であると信じる旨特許所有者が陳述する者の名称

(c) 発明の名称

(d) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許出願の出願日及び公開日

(e) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許の付与日

(f) 標準特許出願の出願日及び出願番号

(g) 特許所有者の送達宛先

(h) 条例第 11B 条の適用上宣言された出願の出願日及び出願番号並びに出願がなされた国又は地域

(i) 特許付与日

(j) (a)による記入の名称と異なる場合は、標準特許が付与される者の名称及び住所

(k) (g)による記入の宛先と異なる場合は、その送達宛先

(1) 特許に関し条例第 52 条(3)にいう取引、証書又は事件の通知

(3) 登録官は、自らが適切と考える他の詳細を登録簿にいつでも記入することができる。

(4) 第 43 条は、指定特許出願を基礎とする標準特許出願に関して及び当該出願により付与される特許に関して適用されるように、経過規則第 7 条によりなされる標準特許出願に関して及び当該出願により付与される特許に関して、必要な補正を施して、適用される。

第 107 条 経過規則第 13 条(3)に基づく登録簿からの抹消案の通知

(1) 登録官が、経過規則第 13 条(3)に基づいてみなし標準特許に係る詳細の登録簿からの抹消を申し出る場合は、みなし標準特許の特許所有者として登録簿に表示された者に対する経過規則第 13 条(6)に基づく通知は、特許所有者がその件につき審理を受けることを請求できる 1 月以上の期間を指定するものとし、当該期間の満了時にそのような請求がなされていない場合は、登録官は抹消を行う。

(2) 許された期限内に特許所有者が審理を請求する場合は、登録官は、特許所有者に審理を受ける機会を与えた後、抹消を行うか否かを決定する。

第 108 条 経過規則第 13 条(4)に基づく請求

(1) みなし標準特許に係る詳細を登録簿から抹消することについての経過規則第 13 条(4)に基づく請求は、所定の様式による。

(2) 請求人は、請求書を提出すると同時に、請求書の写しを、請求人以外でみなし標準特許の特許所有者として登録簿に記載される者に送付する。

(3) (2)に基づいて請求書の写しを送付された者が請求に異議申立を望む場合は、その者(「異議申立人」)は、当該写しの送付を受けた日から 3 月以内に、異議申立の理由を十分に記述した反対陳述書を提出するものとし、また異議申立人は、反対陳述書の写しを、請求人及び反対陳述書の当事者でない請求書の写しの受領者に送付する。

(4) 反対陳述書は、所定の様式により、所定の手数料を伴う。

(5) 請求人又は反対陳述書の受領者は、反対陳述書の写しの送付を受けた日から 3 月以内に、自らの事件を支持する証拠を提出するものとし、かつ、その証拠の写しを、次の者に送付する。

(a) 何れの場合にも、異議申立人、及び

(b) そのような受領者により提出される証拠の場合は、請求人

(6) 異議申立人は、そのような証拠の写しを受領した日から 3 月以内に又はそのような証拠が提出されない場合は、その提出可能期間の満了から 3 月以内に、自らの事件を支持する証拠を提出することができ、かつ、その証拠の写しを、請求人及び当該受領者に送付する。また請求人又は当該受領者のうち何れかの者は、異議申立人の証拠の写しの送付を受けた日から 3 月以内に、厳密に応答する事項に限定した更なる証拠を提出することができ、かつ、その写しを、(5) (a) 及び(b)に記載する者に送付する。

(7) 更なる証拠は、登録官の指示又は許可によるほかは、提出することができない。

(8) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切と考える指示を出すことができる。

第 109 条 経過規則第 13 条(8)に基づく請求

経過規則第 13 条(8)に基づく請求は、所定の様式により、かつ、証拠及び請求人が依拠する事実により裏付けられるものとする。

第 110 条 条例第 147 条に基づく情報請求

現存登録特許又は経過規則第 5 条にいう廃止条例に基づく係属中の特許登録出願に係る、条例第 147 条に基づく情報請求は、次に関してのみなすことができ、かつ、第 88 条(2)が相応に適用される。

- (a) 登録証が廃止条例によりいつ交付されたか
- (b) 条例及び本規則第 88 条(2)によりいつ特許が最初に更新されたか

第 111 条 経過規則第 6 条, 第 8 条及び第 9 条による出願に対する本規則の修正適用

経過規則第 6 条, 第 8 条又は第 9 条による標準特許出願に係る本規則の適用において, 附則 3 第 I 部の 1 欄に特定する本規則の規定は, 当該附則第 1 部の 2 欄で当該規定に対応して定める修正に従って読むものとする。

第 112 条 経過規則第 7 条による出願に対する本規則の修正適用

経過規則第 7 条による標準特許出願に係る本規則の適用において, 附則 3 第 2 部の 1 欄に特定する本規則の規定は, 当該附則第 2 部の 2 欄で当該規定に対応して特定する修正に従って読むものとする。

第 113 条 2004 年特許(一般)(補正)規則に係る経過規定

2004 年特許(一般)(補正)規則第 4 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 12 条, 第 13 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 21 条及び第 39 条によってなされる本規則第 3 条, 第 4 条, 第 6 条, 第 7 条, 第 35 条, 第 37 条, 第 40 条, 第 41 条, 第 48 条及び第 108 条に対する補正は, 当該条の施行時点で登録官に対して係属中の手続に適用されず, その手続は, 当該補正がなされなかったものとして継続する。

第 114 条 2019 年特許(一般)(補正)規則に係る経過規定

(1) (2)に従うことを条件として, 2019 年特許(一般)(補正)規則(補正規則)の施行日の直前に有効な本規則は, 補正規則が制定されなかったものとして, 当該日の直前に係属中の登録官に対する手続に引き続き適用される。

(2) 補正規則により改正された附則 2 は, 次の手数料に適用される。

- (a) 補正規則の施行日の直前に有効な当該附則に記述され, かつ
- (b) 当該日前に納付すべきであるが, 当該日以後に納付されるもの

附則1 微生物

1A. 解釈

本附則において、

「特許の出願」及び「特許出願」とは、標準特許(0)出願又は短期特許出願をいう。

「特許」とは、標準特許(0)又は短期特許をいう。

1. 出願

(1) 特許出願又は特許の主題である発明がその実施のために、次の微生物の使用を必要とする場合は、当該発明は、(2)に記述する条件が満たされる場合にのみ条例第77条の適用上当該微生物に関して開示されたものとみなす。

(a) 出願日に公衆に入手可能でないもの、及び

(b) 特許出願又は明細書に、当該技術の熟練者による当該発明の実施を可能にするように記載することができないもの

(2) (1)にいう条件は、次の事項である。

(a) 出願の出願日より遅くないときに、微生物の培養物が、微生物の試料を分譲することができる寄託機関に寄託されること

(b) 寄託機関の名称、培養物が寄託された日付及び寄託番号が出願の明細書に示されること

(c) 提出時の出願が、微生物の特徴に関し出願人に入手可能な関連情報を与えること

(d) 3.に基づいて新たな寄託がなされる場合は、出願人又は特許所有者は、3.に従って新たな寄託をなすこと

(3) 短期特許出願について、(2)(b)に定める情報は、次の何れか早い方に提出する。

(a) 短期特許付与請求とともに、又は

(b) 登録官が、条例第147条(5)にいう請求がなされた旨を出願人に知らせた後1月以内

(4) 標準特許(0)出願について、(2)(b)に定める情報は、出願時に提出されない場合は、次のうち最も早い時点の前に提出しなければならない。

(a) 次の日の後16月の満了

(i) 優先権が主張されている場合は、主張される優先日、又は

(ii) 優先権が主張されていない場合は、出願日

(b) 条例第37Q条(2)に基づく請求がなされる場合は、請求の日

(c) 登録官が、条例第147条(4)にいう請求がなされた旨を出願人に知らせた後1月の満了

(5) 特許出願について、出願人は、(2)(b)に定める情報を出願の明細書に示したときは、1B.に基づく所定の同意も与えたものとみなされる。

1B. 所定の同意

(1) 所定の同意は、

(a) 寄託された培養物を

(i) 1.(2)(b)に定める情報が与えられた後に権利者に、及び

(ii) 標準特許(0)出願の公開日又は短期特許付与日後に、権利者でない者に入手可能にすることに対する特許出願の出願人の同意であり、

(b) 無条件かつ撤回不能であり、かつ

(c) 次の事項を要する。

(i) 登録官の確認通知であって、そこにおいて培養物の入手可能者として指名される者への分譲に係るものの提出，及び

(ii) 培養物が寄託されている寄託機関に対し、培養物が入手可能とされることの有効な請求の実行

(2) (1)において、

「寄託された培養物」とは、3. (2)に基づいて常に入手可能であったとして取り扱われる寄託された培養物を含む。

「権利者」とは、次の条項に定める状況において請求をなす権利を有する者をいう。

(a) 標準特許(0)出願については、条例第 147 条(4)

(b) 短期特許出願については、条例第 147 条(5)

2. 培養物の入手可能性

(1) 寄託された培養物の分譲に係る確認通知の発出についての登録官に対する請求は、所定の様式による。

(2) 登録官は、(1)に基づいて提出を受けた請求書の写し及び試料分譲に係る自らの確認書の写しを、次の者に送付する。

(a) 特許出願人又は特許所有者

(b) 寄託機関，及び

(c) 請求をなす者

(3) (1)による請求は、請求をなす者の側からの、特許出願人の又は特許所有者の利益についての次の約束を含む。

(a) 培養物又はそれから派生する培養物を他の如何なる者にも入手可能にしないこと，及び

(b) 発明の主題に係る実験目的を除いては、培養物又はそれから派生する培養物を使用しないこと

また、本項において寄託された微生物の培養物から派生する培養物というときは、寄託された培養物の発明の実施に必須の特徴を示す派生培養物をいう。

(4) (3)に続き、次の事項が適用される。

(a) (c)に従うことを条件として、両方の約束は、特許出願が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ又は拒絶される前の何れの期間においても有効である。

(b) 特許が出願に付与される場合は、(3) (a)にいう約束は、特許が有効である期間及び更に条例第 39 条(4)又は第 126 条(5)にいう 6 月の追加期間にも有効である。

(c) (3) (b)にいう約束は、特許が付与されている旨を知らせる通知の公報における公告日の後は有効でない。

(4A) (4) (a)にいう期間は、

(a) 本規則第 94 条に基づいて変更された期間又は第 100AA 条，第 100AAB 条，第 100AAC 条若しくは第 100AAD 条に基づいて延長期間が認容された期間である場合は、当該変更期間及び延長期間を含むが、当該変更又は当該延長の認容前の期間を含まず、

(b) 条例第 37ZD 条又は第 123 条により適用される条例第 28 条に基づいて出願が回復される場合は、出願の取下，みなし取下又は拒絶(場合により)から回復までの期間を含まない。

(5) 培養物に係る条例第 69 条に定める政府使用を可能にするために、(3)に定める約束は、

次の通りとする。

- (a) 本項の適用上、政府省庁又は政府省庁により授権された者には要求されず、かつ
- (b) 既に約束を与えている者については有効でない。
- (6) (3)により与えられる約束は、出願人又は特許所有者とその約束を与える者との間の協定による適用制約により変更することができる。
- (7) (3) (a)にいう約束が有効である特許に関し、条例第 64 条により強制ライセンスが付与されている場合は、当該約束は、そのようなライセンスに影響が及ぶことを要する程度までには有効でない。

2A. 培養物を専門家のみ入手可能にすること

- (1) 本項並びに 2B, 2C, 2D 及び 2E は、政府又は条例第 69 条に基づいて公務員により書面で授権された者の権利に影響を与えるものではない。
- (2) 本項並びに 2B, 2C, 2D 及び 2E は、次の場合に適用される。
 - (a) 次の何れかの規定、すなわち、
 - (i) 標準特許(0)出願については、条例第 37Q 条(1) (a)
 - (ii) 短期特許出願については、条例第 118 条(2) (a)に基づく特許出願の公開の準備が完了する前、かつ
 - (b) 特許出願人が、所定の様式により登録官に提出される通知により、微生物の試料を専門家のみ入手可能にすべき旨の出願人の意図を登録官に通知している場合
- (3) 出願人が当該通知を提出した場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。
 - (a) 条例第 37Q 条(1) (a)に基づく標準特許(0)出願又は条例第 118 条(2) (a)に基づく短期特許の公開時に、本項の規定が効力を有する旨を公報に公告すること、及び
 - (b) 2 に拘らず、2E に基づくものを除いては、寄託された培養物の分譲に係る確認通知を次の時点まで発出しないこと
 - (i) 特許が付与されるまで、又は
 - (ii) 特許出願が
 - (A) 取り下げられ、
 - (B) 取り下げられたものとみなされ、若しくは
 - (C) 拒絶されるまで

2B. 培養物を専門家に入手可能にするための請求

- (1) 2A(2)に基づいて通知が提出された場合は、何人(請求人)も、微生物の試料を専門家に入手可能にするよう登録官に請求することができる。
- (2) 請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 請求人が試料を入手可能にすることを望む専門家を指名すること
 - (c) 専門家の詳細及び資格を記述すること
 - (d) 特許出願人の又は特許所有者の利益のためになされる専門家の次の約束を伴うこと
 - (i) 試料又はそれから派生する試料を他の如何なる者にも入手可能にしないこと、及び
 - (ii) 発明の主題に係る実験目的を除いては、試料又はそれから派生する試料を使用しないこと、並びに

- (e) 登録官に提出すること
- (3) 約束であって、
 - (a) (2) (d)にいうものは、(c)に従うことを条件として、特許出願が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ又は拒絶される前の何れの期間においても有効である。
 - (b) (2) (d) (i)にいうものは、特許が出願に付与される場合は、特許が有効である期間及び更に条例第 39 条(4)又は第 126 条(5)にいう 6 月の追加期間にも有効である。
 - (c) (2) (d) (ii)にいうものは、特許付与を知らせる通知の公報における公告日の後は有効でない。
 - (4) (3) (a)にいう期間は、
 - (a) 本規則第 94 条に基づいて変更された期間又は第 100AA 条、第 100AAB 条、第 100AAC 条若しくは第 100AAD 条に基づいて延長期間が認容された期間である場合は、当該変更期間及び延長期間を含むが、当該変更又は当該延長の認容前の期間を含まず、
 - (b) 条例第 37ZD 条又は第 123 条により適用される条例第 28 条に基づいて出願が回復される場合は、出願の取下、みなし取下又は拒絶(場合により)から回復までの期間を含まない。
 - (5) 培養物に係る条例第 69 条に定める政府使用を可能にするために、(2) (d)にいう約束は、次の通りとする。
 - (a) 本項の適用上、政府省庁又は政府省庁により書面で授権された者には要求されず、かつ
 - (b) 約束をなした専門家に関しては有効でない。
 - (6) (2) (d)にいう約束は、次の者の間の協定による適用制約により変更することができる。
 - (a) 出願人又は特許所有者、及び
 - (b) 約束をなした専門家
 - (7) (2) (d)にいう約束が関係する特許に関し、条例第 64 条に基づいて強制ライセンスが付与される場合は、当該約束は、そのライセンスが効力を有するのに必要な程度までは有効でない。

2C. 出願人は異議申立通知を提出することができる

- (1) 2B に基づいて請求が提出された場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。
 - (a) 特許出願人に請求書の写しを送付すること、及び
 - (b) 出願人が請求に異議を申し立てる異議申立通知を提出することができる期間を指定すること
- (2) 登録官は、(1) (b)に基づいて指定された期間について、その満了前に、出願人が登録官に対して期間延長の請求をなす場合は、これを延長することができる。

2D. 異議申立通知

- (1) 2B に基づいて提出された請求に異議申立を意図する特許出願人は、2C(1) (b)に基づいて指定された期間内に、異議申立通知を提出することができる。
- (2) 異議申立通知は、次の通りでなければならない。
 - (a) 所定の様式によること
 - (b) 微生物の試料の専門家への分譲に対する異議申立の理由を記述すること、及び
 - (c) 登録官に提出すること
- (3) 異議申立通知を提出する出願人は、同時に、その写しを、2B(1)にいう請求人に送付しな

なければならない。

2E. 専門家を支持する確認通知

(1) 2D(1)及び(2)に従って異議申立通知が提出された場合は、登録官は、次のことを行わなければならない。

(a) 専門家の資格及び登録官が関連すると考えるその他の要因を考慮して、専門家を支持する確認通知を発出するか否かを決定すること

(b) 登録官が専門家を支持する確認通知を発出することを決定する場合は、2B.に基づいて提出された請求書及び確認通知の写しを次の者に送付すること

(i) 特許出願人

(ii) 寄託機関

(iii) 2B(1)にいう請求人、及び

(iv) 専門家、並びに

(c) 登録官が確認通知を発出しないことを決定する場合は、決定を請求人及び出願人に書面で通知すること

(2) 登録官が(1)(c)に基づいて請求人に通知した場合は、請求人は、2Bに基づいて別の専門家を指名することができる。

(3) 2D(1)及び(2)に従って異議申立通知が提出されない場合は、登録官は、請求書及び確認通知の写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 出願人

(b) 寄託機関

(c) 請求人、及び

(d) 専門家

(4) 登録官は、登録官の発意により又は手続当事者の申請があったときは、以後の手続を含む手続の一部に関して登録官が適切と考える指示を出すことができる。

3. 新たな寄託

(1) 本附則に基づいて寄託又は新たな寄託がなされている寄託機関が、次に該当する場合は、(3)に従うことを条件として、出願人又は特許所有者は、培養物が、培養物を入手可能にすることができる他の寄託機関に移転されていない限り、当該微生物の新たな寄託をなすことができる。

(a) 出願人又は特許所有者に、次のこと、すなわち、

(i) 2(1)又は2B(1)によりなされる請求を満たさないこと、又は

(ii) 当該請求を満たすために、培養物を入手可能にすることが法的にできないこと、を通知する場合

(b) 寄託機関の機能を遂行することを一時的に若しくは永久的に止める場合、又は

(c) 寄託機関として客観的かつ公平な方法でその活動を行うことを何らかの理由で止める場合

(2) 1. 及び本項の適用上、当該通知の受領後又は寄託機関の寄託機関としての機能の停止若しくは寄託機関としての客観的かつ公平な方法での活動の停止後の3月以内に、出願人又は特許所有者が、次のことを行う場合は、寄託は、中断なく常に入手可能であったものとして

取り扱われる。

(a) 寄託が未だ移転されていない場合は、新たな寄託をなすこと

(b) 新たな寄託がなされる寄託機関に、そのように寄託される培養物は初めに寄託された培養物と同一の微生物である旨の宣言書を提出すること

(c) 条例第 37ZA 条，第 46 条又は場合により第 120 条に基づいて明細書の補正を申請し，移転された又は新たな寄託の寄託番号及び適切な場合は，寄託がなされている寄託機関の名称を表示すること

(3) (1)にいう新たな寄託は，次の通りなすものとする。

(a) (b)に定めるほかは，最初の寄託がなされたのと同じの寄託機関になすこと

(b) (1) (a) (ii)，(b)及び(c)にいう場合は，請求を満たすことができる別の寄託機関になすこと

4. 附則の解釈

(1) 本附則において，

「国際寄託当局」とは，ブダペスト条約第 7 条に規定される国際寄託当局の地位を取得している機関をいう。

「ブダペスト条約」とは，1977 年にブダペストで作成され，随時改正又は修正された，特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する条約をいう。

(2) 本附則の適用上，寄託機関とは，次のものである。

(a) 国際寄託当局，又は

(b) すべての関連時において，次のことを行う機関

(i) 微生物の受領，受理及び保管並びに微生物の試料の分譲の機能を遂行すること，及び

(ii) 客観的かつ公平な方法でそのような機能に係る限りにおける業務を運営すること

附則 2 手数料

手数料 番号	事項又は手続	金額 \$
1	条例第 13 条(1) (a), 第 13 条(1) (b), 第 14 条(5), 第 37H 条(1) (a), 第 37H 条(1) (b)又は第 37K 条(7)に基づく, 標準特許付与又はライセンス付与の申請のために登録官に対してなされる付託又はライセンスの期間若しくは条件が合理的であるか否かの付託に係るもの	190
2	本規則第 2C 条(1), 第 3 条(7), 第 7 条(4) (a), 第 31G 条(1), 第 31L 条(1), 第 37 条(5), 第 40 条(3)若しくは(4), 第 41 条(3), 第 48 条(5)若しくは(6A)又は第 108 条(3)による異議申立通知又は反対陳述書に係るもの	325
3	指示を受けた者の代理で, 条例第 13 条(3) (c), (4)又は第 37I 条(1) (d) (ii)に基づいて指示を遂行することの登録官による授権についての条例第 13 条(5)又は第 37I 条(4)に基づく申請に係るもの	190
4	条例第 15 条又は第 22 条に基づく指定特許出願の記録請求の提出 提出が紙面若しくは他の物的様式により又はファックスによりなされる場合	380
	提出が登録官の指定する情報システムへ電子的手段によりなされる場合	275
5	条例第 23 条に基づく指定特許の登録及び標準特許(R)の付与請求の提出 提出が紙面若しくは他の物的様式により又はファックスによりなされる場合	380
	提出が登録官の指定する情報システムへ電子的手段によりなされる場合	275
6	条例第 113 条, 第 116 条又は第 125 条に基づく短期特許付与出願の提出 提出が紙面若しくは他の物的様式により又はファックスによりなされる場合	755
	提出が登録官の指定する情報システムへ電子的手段によりなされる場合	545
7	条例第 15 条又は第 23 条に基づく記録請求の又は登録及び付与請求の公告手数料	68
8	条例第 113 条に基づく短期特許付与出願の公告手数料	68
9	本規則第 11 条又は第 21 条に基づく出願手数料又は記録請求の若しくは登録及び付与請求の公告手数料の追納についての追加手数料	95
10	本規則第 68A 条(2)に基づく短期特許付与出願の出願手数料又は公告手数料の追納についての追加手数料	95
11	条例第 33 条に基づく標準特許(R)出願の維持申請に係るもの	
	第 5 年度満了後の追加の 1 年についての維持申請	270
	それ以降の各年度の維持申請	270

12	条例第 33 条(4)に基づく維持手数料の追納についての追加手数料	95
13	条例第 39 条に基づく標準特許更新の請求	
	第 3, 第 4, 第 5, 第 6, 第 7, 第 8 又は第 9 年度満了後の追加の 1 年についての更新請求	450
	第 10, 第 11, 第 12, 第 13 又は第 14 年度満了後の追加の 1 年についての更新請求	620
	第 15, 第 16, 第 17, 第 18 又は第 19 年度満了後の追加の 1 年についての更新請求	850
14	条例第 39 条(4)に基づく更新手数料の追納についての追加手数料	270
15	条例第 126 条に基づく短期特許更新の請求	1,080
16	条例第 126 条(5)に基づく更新手数料の追納についての追加手数料	270
17	条例第 34 条に基づく維持手数料の不納を理由として取り下げられた標準特許(R)出願の回復のための申請に係るもの	405
	条例第 40 条に基づく失効した標準特許の回復のための申請に係るもの	405
	条例第 127 条に基づく失効した短期特許の回復のための申請に係るもの	405
18	条例第 28 条, 第 37ZD 条又は第 123 条に基づく取り下げられた特許出願の回復のための追加手数料	405
	条例第 29 条, 第 37ZD 条又は第 123 条に基づく権利回復のための追加手数料	405
19	条例第 9F 条に基づく発明者の掲載	135
20	条例第 44 条(4)に基づいて標準特許(R)を取り消す申請に係るもの	190
	特許を取り消すための条例第 49 条に基づく登録官に対する付託に係るもの	190
21	本規則第 46 条に基づく, 特許若しくは特許出願に関し取得された権利の登録申請又は通知に係るもの	325
22	条例第 51 条(2)(b)(ii)又は第 146 条に基づく誤記訂正の申請に係るもの	135
25	本規則第 100AA 条(1)(b)又は第 100AAB 条(1)(b)に基づく延長手数料	215
26	条例第 104 条又は本規則第 56 条(9)若しくは第 100AAD 条(1)(a)(ii)に基づく翻訳又は翻字の遅れた提出についての罰則手数料	190
27	条例第 106 条(3)に基づく補正された翻訳文の公開請求	190
28	条例第 51 条(6)に基づく登録簿の記入の認証謄本又は登録簿の認証抄本の請求	95
	条例第 51 条(10)適用上の証明書の請求	95
29	登録簿の記入の認証謄本又は登録簿の認証抄本以外の公認謄本又は写真, 印刷物の認証に係るもの	95
30	登録簿又は書類の一部分の無認証写し若しくは印刷の提供	6
31	条例第 37D 条及び本規則第 31B 条に基づく又は条例第 110A 条及び本規	405

	則第 68B 条に基づく回復申請	
32	本規則第 31C 条(4)又は第 69 条(4)に基づく優先権陳述書の提出	135
33	条例第 37L 条(1)(b)及び本規則第 31M 条に基づく又は条例第 37Z 条(1)(b)及び本規則第 31ZS 条に基づく標準特許(0)出願の提出 提出が紙面若しくは他の物的様式により又はファックスによりなされる場合	480
	提出が登録官の指定する情報システムへ電子的手段によりなされる場合	345
34	条例第 37L 条(5)及び本規則第 31M 条(5)に基づく標準特許(0)出願の公告手数料	68
35	本規則第 31M 条(5)(b)に基づく標準特許(0)出願の出願手数料又は公告手数料の追納についての追加手数料	95
36	条例第 37T 条(1)及び本規則第 31ZC 条に基づく標準特許(0)出願の実体審査請求	4,000
37	条例第 37V 条(3)(c)及び本規則第 31ZI 条(1)に基づく又は条例第 127D 条(3)(c)及び本規則第 81I 条(1)に基づく再審査請求の提出	1,700
38	本規則第 31ZK 条(2), 第 31ZM 条(2), 第 38A 条(8), 第 38C 条(6), 第 81K 条(2), 第 81M 条(2)又は第 81R 条(6)にいう審理の請求	1,700
39	条例第 46 条及び本規則第 38A 条に基づく特許付与後の明細書の補正申請	1,700
40	本規則第 38B 条(1)又は第 81Q 条(1)に基づく異議申立通知の提出	1,525
41	本規則第 38C 条(1)又は第 81R 条(1)に基づく反対陳述書の提出	325
42	条例第 127B 条(1)(a)及び本規則第 81B 条(2)(b)に基づく又は条例第 127B 条(2)及び本規則第 81B 条(3)(c)に基づく短期特許の実体審査請求	4,000
43	本規則第 82A 条(8)に基づく審理に出頭する意図の通知の提出	1,700

附則 3 経過規則による標準特許出願への本規則の修正適用(略)

附則 4 期限(略)